

大日本地震史料

卷之十

自寬政元年三月
至文政十二年十一月

十一月二十七日癸卯、江戸地強ク震フ、

(武江年表)

寛政二年十一月廿七日、夜大地震、

十二月、江戸地數、震フ、

(泰平年表)

寛政二年十二月、江戸、地震數度、

同三年八月十六日戊午、京都地震フ、

(輝良公記)

寛政三年八月十六日戊午、陰、今曉有出火、又其後地震、

二月一日壬子、京都地震フ、

(輝良公記)

二月一日壬子、辰頃地震強、

同月九日庚申、京都地震フ、

(輝良公記)

九日庚申、晴、入夜風烈、雨、地震長、

十月一日戊申、是夜、京都地二回震フ、

(輝良公記)

十月一日戊申、晴、丑刻頃、地震二度、餘程強、後長、

(島原山燒山水高波一件)史料編纂掛
肥前採訪本

閏二月九日、御用番鳥居丹波守様江、留守居持參差出ス、

甲

震災豫防調査報告第十六號

口上之覺、

私在所肥前國島原城下より三里程隔、西之方小濱村と申所に、高山有之、右山之西裏地低之場所に、往古より温泉有

出候穴之様子、何程と申儀は相分兼申候、田畠民家無別條、人馬怪我等は無御座候、異變成儀に付、此段御届申候以上、

二月九日

御名○松平主殿頭、名ハ忠恕、下同ジ、

閏二月廿九日、御用番鳥居丹波守様へ、留守居持參差出す、

口上之覺、

御座候而、湯治場も建置申候、尤寺院并民家少々之、右之場所を一圓に温泉山と唱申候、尤寺院并民家少々普賢安置仕有之、其前を普賢山と唱申候、右之山去月十八日夜中より鳴動仕、城下迄も響申候、右普賢祠御座候近邊、少々平成野方御座候處、右祠前鳥居際に、凡差渡三十間程地窪み、其窪之内江差渡三四間程宛之穴二ヶ明き、夫より泥土夥敷吹出、泥土、野方二町歩程之所へ流満、穴より出候湯煙、至而烈敷、小石砂利抔、煙に連吹上空に登り、雲に等く相見申候、同廿日まで、同様に御座候處、次第に勢氣和に相成候得共、右普賢山麓まで、兎角鳴動不相止、折々地震仕候、然處又候城下より二里程隔、普賢山續之山、三會村之内穴迫と唱來候谷有之、右之場所、去る四日より震動致、石砂谷間に崩落申候、同六日已刻頃、頻に鳴動強、煙吹出、砂利泥土吹上候得共、最前吹出候普賢山程には無御座候、右湯煙吹出候場所、最初に吹出候所より東に當り、一里程隔候山に而、至而嶮岨に有之、難近寄、遠見仕候處、吹出候近所、岩石崩候場所は、三里程と相見申候、湯氣吹

一最初吹出し候普賢山之儀は、次第に鎮り、湯氣吹出し候跡、沼之様に相成、五六尺宛涌上り候迄に御座候、然る處申候様に相見申候、當時之様子にては、何方まで焼廣り可申哉、難計御座候、

右場所より拾町程隔、艮に當り、蜂之窪と申所、去月廿九

震災豫防調査會報告第十四六號

甲

日頻に震動強、未下刻噴煙吹出し、又々去る三日、同所より二町程隔西之方に、右同様之煙吹申し申候、兩所共嶮岨成場所にて、難近寄候故、委敷相分り不申候、其外にも、所々に少々宛湯煙立候様子に相見ヘ申候、最初御届申上候ケ所も、初之程は右湯煙少々宛吹出候上に而、大造に相成候儀に御座候得者、此後之儀、何程に可相成哉、難計奉存候、猶又此段御届申上候、以上、

閏二月六日

御名

三月十九日、御用番松平和泉守様江、留守居持參差出ス、

口上之覺、

此間御届申上候、私在所肥前國島原溫泉山、普賢山、最初吹出ノ箇所ハ、差テ相替儀モ無御座候二月廿九日、吹出候蜂之窪ト申所、至テ勢氣烈數、岩崩強、右近邊ノ山悉崩込、四五日以前夜分火氣相見、鳴動強御座候、且又穴迫吹出之儀、兎角火氣強、次第三谷下江燒下リ、民家程近ク相成申候、然處一昨朔日申前剋頃、折々地震仕、次第二強相成、山鳴繁々有之、及深更候程、震動強、其度毎ニ頻地震仕、普賢山并右麓前山、嶮岨成場所ヨリ、地震度毎ニ、岩石砂利等夥敷崩落申候、同夜子剋頃ヨリ、翌二日卯剋過迄、別テ地震烈敷、城内外迄住居建具等モ外レ候程ノ儀ニ御

座候、同日夜中迄モ無絶間、時々強震申候處、今朝より少々輕相成、強震モ間遠ニ御座候、就右城内外平地、幅一寸、程宛ひゞれ候之所有之、破損所、怪我人等モ御座候得共、未委細之儀相分リ不申候、先此段御届申上候、以上、

三月三日

御名

四月十四日夕方、御用番松平伊豆守様ヘ、留居居參差出ス、尤四月二日島原出立、早追、徒士兼田滿左衛門、足輕圓平、昨日十三日申中刻到來、

口上之覺、

私在所肥前國島原、先達而御届申上候、三月朔日より之地震鳴動、追々相鎮居候處、昨朔日酉剋過、至而強地震仕、城郭ニ近キ前山ト申高山、頂上より根方迄、一時ニ割崩、山水押出、城下海より高波打上、一ツニ相成、城下町家悉、并近在共、暫時ニ押流、潰家大木等流掛リ、死人、怪我人、數相知不申候、城下住居之者、過半即死仕候様子ニ御座候、山崩等ハ海中江押出、小山所々ニ致出來候、唯今迄ハ、城内先別條無御座候、此段御届申上候、猶又追而可申上候、

四月

御名

同月十六日夕方、御用番同所江、留守居持參差出、尤四月四日出立、馬廻高橋仙兵衛、早追ニテ昨十五日五時着候事、

口上之覺、

私在所肥前國島原、昨朔日大變以來、兎角地震不相止、鳴動嚴敷致動搖候、高山覆候、城郭之儀御座候間、又候異變モ難計御座候ニ付、近在江罷在、暫時見合候様仕候、此段御届申上候、以上、

四月二日

御名

同十七日晝、松平越中守様用人ヲ、留守居罷出候様申來、川口長兵衛罷出候處、島原出水等之儀、委細書付差出候様申聞ニ付、罷歸、則相認、用人畠惣右衛門迄差出、

覺、

去朔日酉刻過、至而強地震兩度仕、城郭ニ近キ前山ト申高山、頂上る根方迄、一時ニ割崩、山水押出し、城下海る高波打上、山水ト一ツニ相成、城下町家悉暫時ニ押流シ、泥砂利海中へ押出シ、所々ニ小山出來、城中る南凡十町程之所ニ、高サ十間程、土手之様ニ相成、長サ海中迄押出、凡一里餘ト相見申候、南北ニテ十七ヶ村程、濱付人家之分ハ、悉流失仕候、右潮先ニ當リ候立木、一丈餘モ廻リ候程之大木等、中程より搖切レ、或ハ根拔ニ相成申候、町在流失家ニ住居仕候男女、總人數二萬七千人之内、五分通程モ存命仕候、右存命之者、怪我人多、養生可相屆哉難計御座候、且又

海邊ニ有之候小島、三ヶ所押流シ、右之内東照宮御宮、并鎮守社、其外御宮別當和光院、且町家寺院九ヶ寺程流失仕、出家僅五六人程モ存命仕候様子ニ御座候、將又城外濱手ニ有之候番所十ヶ所、番人共流失仕候、且船家押流、船不殘相見不申候、船手之者、妻子共三百人餘、居宅共流失、行衛相分不申候、右ノ内六人程存命仕候、其外小役人妻子共ニ五十人程、流死仕候、右大變後モ、前山不絕鳴動強、泥砂利崩落申候、町家其外押流候跡、地面難相分程ニ洗崩、潮入ニ成候場所、又ハ小山之様ニ、所々築上げ、人家之跡形、一向ニ無御座候、大手門際迄、地形押崩シ、地低之所ハ、沼之様ニ相成申候、右ニ付、大手通路相成不申候、委細之儀ハ相成リ不申候ニ付、追テ御届等ノ節ハ、増減モ可有御座奉存候、

四月

五月十一日、御用番戸田采女正様、并松平越中守様、本多彈正大弼様勝手江、留守居口上ニテ相勸候、尤左之通書付ニ致持參、

肥前國島原異變之儀、今以相鎮リ不申、前山日々崩落申候、尤強弱ハ御座候、割末之所、不絶吹出シ、山々之間、沼田之様ニ相成、煮音之様ニ強ク相聞申候、右割口之中邊、

泥土吹出シ候之勢、相増申候、一體地中之様子、不一通相見、此上之大變、何分無心元奉存候、前山割末ニ、上之原下申所ニ而、七ヶ所程、井戸之水溢出、餘程強水勢ニ有之、其邊沼之様ニ相成申候、且又普賢山穴廻焼場所、段々鎮リ候方ニ御座候處、又候烈敷相成、一日ニ二三間程宛燒下リ、次第二城近ク相成申候、右之様子ニ而ハ、中々燒留リ可申共相見不申候、右體ニ而城郭に燒掛リ候歟、又ハ城之北ヲ燒拔ケ、海へ出候儀難計奉存候、左様ニ相成候得バ、城内陸地之通路茂絶可申奉存候、

右之通ニハ御座候得共、此後異變之儀モ無御座、相鎮リ可申儀モ難計奉存候、右之趣今便申越候、

五月十八日、右同所へ同人持參差出、

口上之覺、

先達而御届申上候通、私在所、山水高波ニ而、船手之者、船共不殘流失仕候、就右長崎蒐合之儀、陸地ハ差支無御座候得共、船路之儀ハ、船出來仕候迄、難相成御座候、此段被御聞置可被下候、以上、

四月廿八日

御名

五月十八日、左之御書付一通、今朝、松平越中守様御勝手江、留守居榎田金左衛門持參、龜繪圖一枚、并添書一通、入内覽

候積ニ而、致持參、御届書ハ御用番江差出候積ニ御座候得共、入内覽候段申上候處、此通ニ而御用番江差出候様被仰遣候、然處其席ニ而心付申候ハ、龜繪圖之儀ニ付、添書ニ別紙繪圖面之通ト御座候得共、右繪圖ニ而ハ難差出奉存候間、添書之内、別紙繪圖面ト申儀相除、可差出哉ト、烟惣右衛門へ及相談候處、左候ハミ、猶又可申上段申聞、則相伺候處、其分ニ而、此方様江御差出候ヘバ、直ニ御城江御持被成、御同列様御披見被成候而、相濟申候、夫トモ御用番様へ差出候ハ、勝手次第トノ儀ニ付、此方様ニ而御受取被下相濟候儀ニ御座候ハ、御用番へハ差出申間敷旨、惣右衛門へ申達候處、御請取置被成候旨、被仰出、依之御用番へハ差出不申候、

繪圖面添書、○圖面
闕ク、

覺、

一普賢山穴迫谷燒迄、城内構堀下より三十町餘、杉谷村人家、よ
り燒岩迄、五十間に相成申候事、

一三月朔日、普賢山穴迫谷燒岩近邊より、城地西小役人屋敷通
城内本丸に掛け、城東海迄、押續地割れ通申候、萬一燒筋
にも有之候哉、難計御座候事、

一城南小役人屋敷地割れ、三月朔日地震之後見出申候處、右
割れ深さ何程御座候哉、難相知御座候得共、凡七八尺程も

震災豫防調査報告第十六號

甲

可有御座、右地割れ、小役人屋敷より、城東海邊迄、割通申候、尤同所用水、地割に落込候之様に相見へ、以前之水口、當時出水無御座候事、

一、四月九日地震之節、同所小役人屋敷之内、地割れ長さ一町程も可有御座哉、何方之割れも、山々海手の方江掛け地割れ申候、南北に通候地割れは、數少に御座候、此外山近邊地割れ場所、數ヶ所御座候事、

一、城南島原村之内、萩原名と申所之井戸三ヶ所、平水^ち一丈九尺程水増申候右之内一ヶ所濁水^{（節カ）}貳ヶ所は清水出申候事、

一、四月朔日異變之儀、右村上の原名百姓屋敷之内、井戸出水強、井側より吹出申候、元町屋敷に御座候所へ、南北八町

次第に水増申候間、當時海手へ切流候之様仕置候、總而川川水増、例より格別水勢強御座候事、

一、城南島原村之内、寺境際、長さ貳間、幅九尺程、地落入、深凡五尺餘も可有御座候、右之所は勿論水湛、其邊烟三反歩餘、水氣相含不申候事、

一、城内侍屋敷之内、數ヶ所、井水増、流出候所も御座候事、

一、四月朔日、山水押出し、山崩候跡に、六筋程堅割御座候所、右割より石砂崩落候様に茂相見、又者吹出候様にも御座

候、勿論日々晴雨之無差別、不時に鳴動仕、岩石谷間に崩落申候、然處岩石崩落不申候節も、右谷底至而物音嚴敷、兎角沸候様に相見申候、今以右場所危御座候間、見届之者難參、委細之儀、相分不申候事、

一、前山々、四月朔日山水押出候節、海手邊押出候以前、麓に有之候雜木、植候儘押出、或は下々吹出候様子に相見、砂交之小山、所々に相見申候、間々には深さ八尺程の穴御座候間、水湛、其邊硫黃の匂御座候事、

一、地震鳴動、并土中にて大筒を放候様成音、城中近邊強事も御座候、又は西北等の遠在強く、城近邊南方輕事も御座候、勿論先達より間遠には相成候得共、差而不相替程の強地震鳴動共に、折々仕候事、

一、先達而山水押出候前山崩跡、次第に崩落申候、右後手に當り、餘程崩相見、絶頂に僅残り御座候處、今少崩申候ば、山八九合より上は、前後に割通可申様に相見申候、右之場所々南之方へ割一ヶ所相見候處、少々づゝ始終煙吹出申候、總而前山々煙立申候得共、場所は時々相替申候事、

一大變之様子、則繪圖面相認候得共、山形り并海邊の様子は、此後山崩、又は東風等にて波高之儀も御座候ば、海邊の模様、繪圖面とは相違に相成可申儀難計奉存候、

御届書、左之通、

私在所肥前國島原、先達而御届申上候、去朔日、山水押出、城下海より津浪打上、及大變候處、其後只今迄、兎角相鎮り不申、近頃城地近邊山中并平地迄も、一體地中不穩、所々別紙之通、異變之儀相増候、右に付ては、此以後又候如何體之大變可有之所難計奉存候、又普賢山穴迫山燒、彌城郭に差向燒寄申候、只今燒候所は、最早田地に押移、山中申にも無御座、城内構之塀下より、凡三十町程に相成申候、右之通、次第に燒寄候得ば、城内江掛り候歟、又は城中北城郭に附候沖田と申所燒通、城郭東之海江燒拔可申程、甚無覺束模様に相成申候、然處城中より南は、去る朔日、山水押出候末にて、容易に人馬通路相成不申、東の方押廻し、海に而御座候處、是又港打崩、船掛りの場所無御座、船寄候儀相成兼申候、然處西之山より燒寄候火先、彌北通に燒拔可申様子に相成候歟、又は此節之摹様、山燒斗之儀にも無御座、總而何様之急變可有之哉之程難計奉存候、變之模様に寄、北通に掛り候得ば、城内より四方之通路絶、人命に障り候程之儀難計奉存候、右體の様子に至候節は、城中に別條無之共、家來之者共、暫城外江爲引退、差置候儀も可有御座候、此段御届申上候、以上、

四月

御名

六月三日、島原繪圖面二枚、本多彈正大弼様御勝手へ、留守居持參差出し、右繪圖面に附候別紙は、先達而越中守様へ差出候以前、彈正大弼様へ入御内覽置候間、別紙は不差出候、七月廿二日、御用番松平和泉守様へ、留守居持參差出、

私在所肥前國島原城中に、焰焔前々より圍置申候、先達より追々御届申上候、山中異變に而、燒強御座候處、此節は餘程靜相成、鎮寄候方には御座候得共、今以て折々は燒等も有之候趣申越候、最前より城中圍置候儀、如何様之異變も難計奉存候得共、山燒烈敷時分は、取片付候儀難仕、其儘差置申候、此後不絕山燒等も有之候ば、城地近邊之村方、山燒之筋に不相障場所へ圍置申度、尤様子見合取計申付度奉存候、此段御聞置可被下候、以上、

七月廿二日

松平主殿頭○忠馮
下同ジ

八月十二日、御用番松平伊豆守様へ、留守居持參差出、先達而御届申上候、私在所肥前國島原、當正月十八日普賢山泥土吹出、二月上旬、右山續同様吹出、其後火氣に相成、次第に燒下り、鳴動強、四月朔日酉剋過、城近き前山割崩、山水押出、城下海より高波打上、右地震山水高波等にて、破損所、流失、流死等之覺、

震災豫防調査報告第十四六號

一町土藏流失、	二百七十五棟、	一在町船流失、	五百四十二艘、
一在方廐灰屋流失、	千四百八十九軒、	但二反帆迄、内三百二十二艘、在、	但二反帆迄、内三百二十艘、町、
一町方廐小屋流失、	百八十軒、	一島崩、	四ヶ所、
一堂流失、	十二ヶ所、	一往還道筋損、	五千二百七十間、
一社流失、	六ヶ所、	但牛馬通路難相成候、	
内五十ヶ所、在、 内五ヶ所、町、	十五ヶ所、	一往還筋石垣損、	
一拜殿流失、	八ヶ所、	但高二間迄三尺迄、	四千百十九間、
一鳥居流失、	十二基、	一波除石垣損、	
内石鳥居十基、 内木鳥居二基、 内五基、在、 内五十二ヶ所、在、	但一丈五尺迄五尺迄、	但一丈八尺迄三尺迄、内千四百六十間、在、	
一寺流失、	十ヶ寺、	一波戸崩損、	
一橋流失、	五十六ヶ所、	但一丈一尺迄二尺迄、	
一在方潰家焼失、	一並木土手崩、	一千六百一間、	
一同潰廐灰屋焼失、	三千二百十五間、		
一町家潰、	内五百七十八町一反五畝二十一歩、		
一手船流失、	内五十四町一反五畝步、		
但六十挺立迄、	一本畑九十五町二反四畝二十一歩、		
四十艘、	内三十一町一反七畝九歩、		
四十艘、	内六十四町七畝十二歩、		
四十艘、	新田二十七町二反五畝三歩、		
	當荒、 永荒、		

右之御届書、松平越中守様、本多彈正大弼様へ、一通宛、留守居持參、御勝手へ差出候事、

四月廿三日、御勝手懸御老中松平越中守様用人より、御呼出之旨申來候間、即刻留守居川口長兵衛罷出候處、用人を以、左之御書付御渡被成候、

奉書半切

折表に

松平主殿頭江

松平主殿頭

領分島原城郭近所、山崩高波等に而、町在共に人家も流失、怪我人甚不少趣に相聞候、夫々手當は可被申付候へ共、損所も夥敷様子に付、金貳千兩、當分爲手當拜借被仰付候、御金請取方、并上納之儀は、御勘定奉行より可相達候間、可被談候、

但右御禮之儀は、拜借金相渡候已後、使札可被差越候、一右に付、翌廿四日、御勘定奉行御勝手掛月番柳生主膳正様江、御書付之寫一通、長兵衛持參、御金請取御證文下書之儀、頼申込候、其節左之御書付、用人を以御渡被成候、

松平主殿頭

先達而追々御届申上候、私在所肥前國島原、當正月十八日、普賢山頂上より湯煙吹出、其上二月上旬、右山續同様吹出、

留守居

此度領分島原城郭近所、山崩高波等に而、町在共人家流失、怪我人不少、損所も夥敷候付、當分爲御手當、金二千兩拜借被仰付、來々寅辰來る午迄、五ヶ年賦返納之積を以、御金之儀は、江戸大坂之内、勝手宜方に而相渡候様、松平越中守殿被仰候間、右兩所之内、何方に而御請取有之候哉、右否之儀、早々可被申聞候、

四月

一右之御書付相渡候付、翌廿五日、主膳正様へ持參、左之書付差出、

昨日以御書付被仰渡候趣共、奉畏候、勝手にも宜御座候間、大坂に而拜借金御渡被下候様仕度奉存候、依之此段申上候、以上、

御名 家來

四月廿五日

川口長兵衛

此御書付、本多彈正大弼様へ留守居持參、内々入御覽、其後八月十七日、松平越中守様へ内々差出置候之處、同晦日、御差戻候、尤其節御用人人より相渡候書付、末に記、

口上之覺、

震災豫防調査報告第十六號

甲

其後火氣に相成、鳴動強、三月朔日より地震強、日夜震續候處、四月朔日酉刻過、強地震兩度有之、城近き前山割崩、山水押出、城下海より高波打上、山水と一ツに相成、城下町家少々相残、其外寺院、社、且濱付に住居仕候二十ヶ村人家、暫時に打流、怪我人、流亡之者不少、濱邊に有之候船家、手船、并右附候諸道具入置候土藏共、悉流失、船方家來、且番所十一ヶ所、番人共に流亡仕、城内外迄も破損所多、田畠損毛永荒も出來仕候、右之通に付、差當長崎船路之蒐合難相勤、先達而御届申上候通御座候、依之當分爲御手當、御金拜借被仰付、當分之所、夫々手當申付、難有仕合奉存候、右地震に付、破損所多、其上手船無御座候而者、第一長崎表急蒐合、大切之御用向差支、迷惑至極仕候、前以御届申上候、陸地蒐合相勤候而も、武器之内手重之品、糧米等、船に而運送不仕候而者、都合惡敷、并領海江異國船漂着之節、手當之人數差出候儀も、勿論差支申候得ば、船方一件、新に仕立、御用向差滞不申候様仕度奉存候、右付候而モ、是迄之船附船掛り之湊、山崩之下に相成、當時無御座候間、新規に浚、湊取立不申候而は、他國江之往返、自他廻船共、難澁仕候、將又町方流失之内、少々存命仕候者も御座候得共、大變之節、家地悉打崩、河原に相成候所も有之、又は前

山崩押出、小山に相成、前々より築出有之候海邊之波戸、石垣等無御座候、町方地形引直し、家地に取立不申候而は、日用に差支、其外寺社在方共、右に準候儀御座候、右之通取立候得ば、容易之儀に無御座、物入多に相成、兼而勝手向如意に罷在候處、當春以來、夫々手當等是迄申付、物入重り、此上之儀難及自力、難儀至極心痛仕候儀に御座候、何れ前段申上候通、手船、湊、町方迄取立不申付候而は、難相濟奉存候、御金拜借被仰付候上、間も無之、拜借奉願候儀は、恐多奉存候、併不任心底候付、此段御歎申上候、以上、

八月十七日

御名

當分爲御手當、御拜借被仰付候程之儀、此上、逆茂御調有之間敷儀にも無之候間、御願は御見合可然と思召

候、

右御禮、松平越中守様、本多彈正大弼様へ、留守居相勤之、

九月四日、五時御登城被遊候處、於芙蓉之間、御老中御列座、御用番采女正様、御書付を以、金一萬兩拜借被仰付候段被仰渡、御退出懸、御老若、本多彈正大弼様へ御廻勤被遊候、御口上振は、格別之思召を以、御金拜借被仰付、難有仕合奉存候、御禮參上仕候之旨、被仰述候、尤御登城前、先達而御城江留守居川口長兵衛寵越候、

右被仰渡御書付、左之通、

折表に

松平主殿頭江

松平主殿頭

其方領分、當四月、山崩并高波に而、城下市町數ヶ所、荒廢におよび、船附其外も亡所に相成、殊に人民之死亡、多分之事に相聞、實に稀成災害之様子に而、手當諸普請萬端之儀、家督始之儀にも候へば、別而可爲難儀と被思召候、依之金一萬兩拜借被仰付候、全體領分損亡等に付而は、都而拜借被仰付筋に無之候、併格別之變災に相聞候之間、先達而亡父江當分之内御手當も被成下候事に候得共、城下再興同様大造之趣にも相聞、家柄之儀にも有之に付、旁格別之思召を以、猶又拜借被仰付儀に候間、可被得其意候、此度之拜借金返納之儀者、來丑年々十ヶ年賦上納可被致候、尤委細之儀は、御勘定奉行可被承合候、

〔松平島原家譜〕

忠恕

寛政四年、島原地震シ、山谷鳴動シテ、湯火ヲ發シ、二月、忠恕書ヲ以テ老中ニ以聞ス、其略ニ曰、臣ガ封邑肥前國島原ノ地、治城西ニ去ルコト三里餘ニシテ、小濱村ト云アリ、高山

聳ヘ、其山趾四境ニ涉ル、稍ミ西シテ少シク平ナル處、溫泉ヲ湧ス、故ニ往古ヨリ此ヲ温泉山ト號ス、神祠、四面大佛閣、院、民舍アツテ、浴湯ノ處トス、此ヨリ一里餘ニシテ、絕頂ニ至ル、普賢大士ヲ安ズ、故ニ又普賢山ト云フ、此山、去月十八日ノ夜、頻ニ鳴動ス、其聲城市ニ聞ユ、明日、吏ヲ遣シ檢視セシムルニ、普賢祠前稍平ナル所ニ、差渡シ三十間程地窪ミ、其内ニ三四間餘ノ湯穴一ツヲ發シ、煙氣殊ニ烈シク、泥土ヲ噴發シテ、四方二町餘ニ逆流ス、煙氣砂土ヲ捲キ、空中ニ飛揚シ、此ヲ望メバ恰モ雲霧ノ如シ、普賢山ノ東北穴迫治城ヲ去里ノ地ト云フ所ニ、深谷アリ、此月四日、震動シテ、兩崖崩テ崖谷中ニ落ツ、六日巳ノ時ニ及デ、鳴動殊ニ甚シ、火焔噴發シ、泥土砂石ヲ飛ス、然ドモ前ノ普賢山ニ比スレバ、稍少ナリ、此地至險ニシテ、人至ルコト能ハズ、故ニ湯穴ノ廣狹ハ、見極難シ、九日夜ニ至リ、震動益々強ク、火氣大ニ起リ、谷中ノ草木、盡ク焚燒ス、吏ヲシテ此ヲ遠見セシムルニ、砂石ノ兩崖ヨリ落ル處、又谷中ヨリ焦岩ヲ顯出シ、大槻堅百間餘、横七八十間許ナリ、崖石ノ谷ニ沒シ、半途ニテ大木大石ニ觸テ、碎破迸散スルモノ、草木ニ燃付キ、勢大ニ熾ナリ、其後漸漸鎮靜ニ至ントシテ、又火氣大ニ發シ、炎焰谷中ニ延焼スレバ、谷中ヨリ焦岩出顯スル者、益高大ニシテ、遠ク望バ、一小

震災豫防調査報告第十四六號

甲

山ヲ生ズルガ如シ、方今ノ勢ヲ以テスレバ、何ノ處マデ焼ケ至ルコトヲ計リ難シ、普賢山始テ湯穴ヲ發スル所ハ、稍ミ平穩ニ就キ、其跡池沼ノ如シ、唯沸湯五六尺煙ヲ揚ル耳、是ヲ去ル十餘町、艮ノ方ニ當テ、蜂之窪ト云フ地、廿九日大ニ震動ス、未時後ニ及デ、火煙ヲ發シ、閏二月三日、是ヨリ二町許西ニ當テ、又火煙ヲ發ス、皆險阻ノ地ニシテ、往テ検察スルコト能ハズ、初ハ湯煙少シク揚ル所、日ヲ經テ盛大ニ成リ、此後ハ如何ト成ルコトヲ知ラズ、蜂之窪ノ湯氣、益々烈シク、崖石崩ル、勢ニ因テ、近方ノ峯々、此ガ爲ニ動搖セラレテ、亦皆岸ヲ崩シ、鳴動止時ナシ、且穴迫ノ火氣、日々熾ニシテ、漸々谷中ヘ燒ケ降リ、民家ヲ去ルコト遠カラザルニ至ル、三月朔日申時前、地大ニ震フコト數々ニシテ、山谷頻ニ鳴動ス、深夜ニ至テ、地震鳴動益甚シ、地震スル毎ニ、普賢山、及眉山普賢山ノ前ニ在ル山ノ名、絕壁ヨリ、皆磐石沙礫ヲ飛ス、明日卯時後マデ、地震殊ニ烈シク、人家ノ内障子襖等ノ建具、放ル、ニ至ル、平地所々一寸許リノ釘隙ヲ開キ、屋ヲ倒シ、人ヲ傷ツクモ此アリ、希観ノ變異ヲ以テ、敢テ以聞ス、

四月二日、急ニ家士ヲ遣シ、老中ニ報ジテ曰、昨朔日酉時後、地震甚ダ強ク、城西ノ眉山、頂山ヨリ山趾ニ至ルマデ剖判シテ、山水ヲ出シ、其剖判スル地、城東ノ海中ニ投ジ、海水激シ、

洪波ヲ起ス、山海水波溢レ來テ、治城ノ東南市街、及南北數村、瀕海ノ地皆盪盡ス、人畜死傷數ヲ知ラズ、天明ケ、海中ヲ見レバ、眉山缺テ、海中ニ投ズルモノ數所、一小山ヲ生ズ、唯治城ハ猶恙ナシ、後此ヲ闊スルニ、餘町死九千七百四十五人、傷七百七人、牛馬斃スル三百八十九十六又曰、封邑變災ノ後、地震山鳴、猶未ダ歇ズ、然ルニ治城眉山ノ麓ニアレバ、再ビ災害アランコトヲ恐ル、故ニ暫時城外近村ニ避テ、其形勢ヲ視ントス、因テ以聞ス、廿七日、又老中ニ白曰、封邑島原、地震山崩、今ニ至テ猶止マズ、普賢穴迫ノ山、火勢益々熾ニシテ、一日三四間程ヅ、燒ケ降リ、漸次ニ治城ニ向テ燒ケ迫リ、今ハ則山ヲ超ヘ、田畠ノ地ニ及び、城外三十町許リ近寄ルニ至ル、此勢ヲ以テスレバ、城内ニ延燒スルカ、或ハ城北沖田ト云地ヲ燒ケ通リ、東ノ海ニ入ルカ、其事豫メ量リ難シ、然ルニ治城ノ南ハ、朔日ノ祠災ニテ、人馬ノ通行ヲ阻ミ、東方一面海水ニシテ、又湊港ノ處、皆流盪スレバ、舟船ノ停泊スベキ無シ、夫レニ西方普賢山ヨリ火煙、日夜城下ニ燒ケ迫リ、其勢海中ニ抜ケ通ルニ非レバ止ズ、又方今ノ地形ヲ察スルニ、唯山火ノ患ベキニ止ラズ、數所井水溢レテ河ヲ成シ、土地陷リテ沼ト成リ、又地拆ケ、其隙ヨリ火煙或ハ泥土ヲ噴キ、山々鳴動シテ、岩石ヲ落シ、谷底ニ物音シテ、熱湯ヲ涌スガ如ク、又土中大煩ヲ發スル如キ

豫災防調會報第十六號

甲

聲アツテ、城内ヨリ遠村マヂ、處ヲ定メズ響ケレバ、此上如

何ナル災害、何レノ處ヨリ生ズベキヲ測リ難シ、此ノ如キノ勢ニテ、若シ山火、城北ニ焼ケ拔ルニ至ラバ、治城四方通路

絶ヘ、人民身命ニ掛ル禍ニ遇モ知ルベカラズ、此時ニ至テハ、治城禍難ナシト雖モ、家士城中ノ守衛スル者、暫ク城外

ニ避ケシメンコトヲ請フ、○中略、

四月廿三日、老中、島原留守員ヲ召テ曰、島原城外山崩レ海溢レ、市街村落ヲ流溢シ、人民死傷甚ダ多ト聞ク、其救助固ヨリ自ラ營ムベキト雖モ、田野耗損モ亦少シトセズ、故ニ一時ノ費用ヲ支ユル爲メ、金二千兩ヲ貸スノ旨ヲ傳フ、

忠馮

九月四日、老中、忠馮(是歲四月二十七日)、ヲ召テ曰、四月、島原ノ地大ニ震ヒ、山崩レ海溢レ、城外市街及ビ港浦ヲ流溢シ、人畜死亡少ナカラザル由、將軍聞テ、甚ダ此ヲ憫ム、抑、諸侯封内水旱損毛アリト雖モ、救助金都テ貸スコトナシ、然レドモ今茲ノ變災、前古無比ノ事ニテ、既ニ亡父忠恕ニ、暫時支用トシテ、金ヲ借貸スト雖モ、此舉、城市再興ニ均シキ造營ナレバ、累世忠義ノ家柄ヲ以テ、特旨アツテ、又金一萬金ヲ借スノ命ヲ傳フ、

(寛政日記)

四年九月四日、

松平主殿頭

其方領分、當四月山崩、○此文、山燒一件所載ノモノト同ジ、故ニ略ス、

右、於芙蓉之間、老中列座、采女正申渡之、

細川越中守(齊茲)

名代
細川能登守

其方領分、去年以來打續候水害、殊に當年高波之様子は、別而不口趣、人民之死亡、破損之ヶ所、不少相聞候、救其外普請等(者カ)專取計可有之儀に候處、上納金をも被致候以後之儀に候得共、御手當可爲難儀と被思召候、依之三萬兩拜借被仰付候、尤領分損亡水害等に付而、都而拜借被仰付候筋に無之候得共、前書之儀に候間、可被得其意候、返納之儀は、來々寅年(是歲)十ヶ年賦可被致上納候、并先達而之上納金殘之分は、來年(是歲)以後勝手次第、速に可被相納候、委細之儀は、御勘定奉行江可被承合候、

右、於御白書院縁頬、老中列座、采女正申渡之、

(回狀留)

寛政四年九月四日、

松平主殿頭

右被爲召、當四月、領分山崩并高浪に付、城下數ヶ所及荒廢、可爲難儀思召候、依之金一萬兩拜借被仰付之旨、於美

蓉之間、御老中列座、御同人、以御書付被仰渡之、

采女正
細川越中守

名代
細川能登守

右被爲召、去年以來打續水害、殊當年高波等有之、可爲難

儀被思召候、依之金三萬兩拜借被仰付之旨、於御白書院御
采女正
綠頬、御老中列座、御同人、御書付を以被仰渡之、

細川熊本家譜

齊茲

寛政四年壬子四月一日、肥前島原領ノ温泉嶽崩ル、肥後領内、
飽田郡海邊、津浪高クシテ、流失死亡スル者、千五百二十人
ニ及ベリ、五月、高瀬方洪水、右兩度ノ災害救恤ノタメ、九月
ニ至リ、幕府ヨリ金三萬兩借用、其外大坂町家借金ヲ以テ、

國計ノ不足ヲ補フ、

黒田筑前家譜

齊隆

寛政四年春の比より、松平主殿頭忠恕の領地、肥前國島原の
城下に近き普賢山火發し、後大に地震し、田圃を損じけるが、
四月朔日の夜、前山頂より麓まで一時に崩れて水を出し、海
大に湧て、城下の町、海邊の村、皆沈没す、此由福岡に聞け
れば、宰臣より占部市太夫壽矩を島原に遣し、忠恕の安否を

問ふ、また隣國の大變なれば、齊隆其急を救はんとて、六月、
明石善左衛門貞運を使として、島原に米千苞を贈り遣、
鍋島肥前家譜

直宜

寛政四年三月朔、島原温泉山、硫氣膨脹、大岳崩レテ海中二
里外ニ亂墮シ、新ニ數大島ヲ成ス、海脈忽チ妨碍ヲ生ジ、潮
水ノ盈、日ニ七八回ナリ、其領主松平主殿頭、害ヲ避テ宗家
鍋島ノ封内神代ニ走ル、主殿頭ノ封内、水ニ溺レ、崩岳ニ壓
セラレテ、死スル者凡三萬人餘ナリ、直宜、時ニ江戸ニ在リ、
四月十二日、其報ヲ得テ大ニ驚キ、急ギ使ヲ主殿頭ノ邸ニ遣
リ、之ヲ吊セシム、

北窓瑣談

寛政四年壬子二月、肥前國雲仙嶽、大に火燃て、數日地震夥シ
かりし、同四月朔日の夜戌刻過、雲仙嶽の下の前山といへる
が、島原城の上に當りたる山、二ツに破れ、火出で、同時に島
原海中よりも火燃出津浪、山のごとく湧上り來り、島原城下
の町々、其外島原領の村々、佐嘉領の南海に臨める村々、肥
後國の西面に臨める村々、天草島の海濱にある民屋、皆同時
に没溺し、島原にて死亡の人、凡三萬餘、肥後にても二萬餘
人といへり、其外諸國、皆それに準じて、夥しき死亡なり、其

夜、海中に小き島七八十も出現したりとぞ、去年霜月頃より雲仙嶽鳴動して、春に至り、ますく甚しく、夜分には地中より火の玉出、或は火柱なごの立たる事、毎度なりとぞ、二三月頃には、九州總體地震甚しく、肥前は別して強く、一日の間に四十六度震ひし事も有ける、四月朔日大破の時節は、島原の地甚熱し、草履にては歩行なりがたく有しが、頓て山破れ、火出しこそ、其前に島原近邊の草木、一夜の間に何れの木も、俄に花咲みだれ、人皆見物に出し程なりき、安永己亥の冬十月朔日より、薩摩國櫻島山大に燃て、十月十日には、伊勢、尾張、志摩、參河邊迄も、其灰降たり、其後天明年中に、信州淺間嶽大に燃、又今度之雲仙嶽なり、櫻島山の時は、大隅國の海中に新島七ヶ出現せり、余も親しく見及びたり、海中津浪は、今度のごとく甚しからず、但大燃の後數日して、山上より火水溺(漲カ)り下り、其水筋の民家皆流れ、死亡の人甚だ多か(漲カ)りし、淺間山大燃の後も、數日して、山中より泥水大に溺(漲カ)り出で、利根川を押下り、其末江戸迄も水勢衝たり、其水筋數十里の間、人民の死亡、數萬人に及べり、淺間山の燃る音、京都迄聞えたり、唐土にても山崩れ川渦るゝは、凶事と云ならはしむるに、海中新に島々を湧出せる事は、國の増たりとも言ん歟、其年、雲仙嶽破れて後は地下の鬱陽大に發達せし故

にや、夏に至り、氣候甚だ順にして、五穀の豐熟、近年に見ざる程なり、氣候相順なる故にや、脚氣、中暑下痢等の病無く、人民健固にて、例の夏に異なり、されば吉凶禍福は、相隨ふものにて、九州の死亡率は、天下にて有餘有けるにや、造化の手なみ、不可思議のものなり、

寛政壬子の春、肥前の國雲仙嶽の崩れの前數日、空中に帆かけ船多く往來するを、人々見たりとぞ、是嶽より登り出る氣に、其近邊の海上の船の影うつれるなるべし、往年松前の津浪の前には、空中に佛神の姿飛行せるを、人々見たりしも、蝦夷地の人畜うつれるなるべし、

雲仙嶽もえて山崩れ或は地震甚しく、或は山鳴りなどして、變異しきりなりし折節、島原城下に一人の盲人有けるが、殊に恐れて、我は盲人なれば、此上大變起りて、天地覆らんときにも、人なみくには逃去る事叶ふまじければとて、杖、草鞋、晝夜身をはなたず有しが、其後、津浪町々を漂没せし時、かの座頭、すはやとて北をさして逃出、終に長崎迄三十里にげたりしが、島原中の人大く溺れ死しけるに、彼座頭のみ、無事に逃のびたりしが、常々一途に心がけ、深く恐れ居候故なりけらし、

(筆のすさび)

普賢嶽燒出、寛政四年子歳、肥前雲仙嶽の傍普賢嶽火燃え、人
大谷は僅のうちに山となる、終に城に及んことをおそれ、人

民其難をさけむとするうち、四月一日、泥水湧出で、過半漂没
す、三郷はあともなくなり、其外小き山いくつも出來たり、
たまく逃れたるやうに覺えたるもあり、また水中、泥中、ま
た火中を逃れたるやうに覺えたるもあり、其禍、淺間に
十倍す、地の沒したるは、肥後の方へりて多かりしとい
ふ、又寛政の初、長崎の南の海中に、一里許のうち、潮一方に

ながれて瀬をなせし處あり、彼方へ通ふ船人、數年あやしみ
語りしが、後に雲仙嶽の變あり、山裂け崩れ潮出で、邑里あ
また蕩壊して、隔岸の肥後海濱まで漂盡す、此夜逃れ走りて、
死をまぬかれし人、熱湯の中を走るごとくなりしといひし、
崩壊せしは前山とて、雲仙の前なる山なり、はじめ火の燃出
し時は、近傍の人、こよかしこに逃避しが、數月なにごともな
き故、漸々立歸り、後は酒肴などもてのぼりて、遊覽せし人
もありことなり、

(泰平年表)

寛政四年四月、肥前國島原領(松平主殿頭領知)、山燃出で、湯涌流、人多
死、國中震動、火光餘國照、

(温故年表)

寛政四年壬三月朔日頃ヨリ、毎日有地震、終有島原温泉山
之崩止ム、

四月朔日夜戌刻、肥前島原松平主殿頭忠恕ノ城下温泉山
鳴動崩ル、漂沒入干海中、番所七ヶ所、麓村十七ヶ村、并
ニ城下埋ニ山砂ハ町家百軒餘残ル、壓死一萬人餘ナリ、
同日夜、肥後ノ隅本ノ海邊、津浪高汐ニテ溺死多シ、

(西肥島原大變聞錄)

普賢嶽吹出の事、

森嶽城の西に當りて、行程五里を經て温泉山ありて、往昔繁
榮にして、別所、瀬戸、石原合て千坊の地成りしが、邪蘇宗門
の事、并白雀の事に付、兩度に亡所とは成ぬ、今僅に一寺あ
りし、真言宗一乘院といふ、右千坊退轉後、御取立の寺にて、京
都御室の御所仁和寺の末なり、農家茶店もあり、四面宮を安
置し、丈ヶ六(筋カ)の釋迦牟尼あり、山々皆地獄にして熱湯玉を飛
し候在様、戰々兢々、偏に世の外と覺敷、無二の靈場に絶たり、
湯壺(はカ)あり、近國御領中より湯治する人多くありて、春向殊に
賑わへる地なり、爰より行路壹里の嶮岨を攀登りて、普賢安置
の石の祠あり、古ヘ室の津より飛せ給ふ所の尊像と、俗に
言ひ傳ふ、此山を普賢嶽と唱へ来る、前山より後ろを都て奥
山と呼、普賢安置し給ふ故、普賢嶽と言ふ、森嶽城より普賢山の頭迄、

震災豫防調査報告第十四六號

甲

凡道法三里にして、岩根松の根を傳ひ、峯を攀、谷を渡り、道の嶮き事言べきもなし、人倫遙に絶たり、只音のふものは、梢を傳ひ猿の聲、谷間に碎く水の音、松吹風も寂々寥々として、實に九國一の高山なり、此山子正月十八日子の刻斗りに鳴動し頻にして、城邊迄も雷の聲に等く、寢耳に貢(貢カ)心を驚かせり、横雲緩魏(タナビカ)を待詫て普賢嶽を見るに、山頭に煙り真黒に打覆ひ、日に輝きわたりては綿の如く見へ、渦巻立て巖立雲に等く、一天に漫りて、諸人奇異の思ひをなして驚き、先其役に當れる人、あるひは壯年の者、爰に至りみるに、普賢小詞の前平らか成る野方あり、右祠の華表際に、凡差渡三拾間程地窟みの内へ、亦指わたし三四間程の穴貳ツありて、夫より泥土夥しく吹出し、野方貳町歩許りの所へ泥土流れ充、其穴より吹出る湯煙至て烈敷、小石并砂り抔、煙と共に吹立、穴に立登りては雲に等しく吹出し、曇れる日は、城邊迄灰の如ざれば、衆人心を痛め不平なりしが、閏二月初頃にも成りければ、漸々靜になり、湯氣吹出しの跡、只沼のやうに成り、僅に五六尺づゝ涌上りたる迄にて鎮りけるとなり、森嶽城より貳里隔て普賢山續にして、三會村の内穴迫谷あ

り、此山一大谷なり、此處、二月四日より震動強く、石砂谷間に崩落、同六日巳の刻頃、頻りに鳴動して煙り吹出し、砂り泥土吹上けれども、最初普賢山の吹出し程には無之、此山、普賢山より東に一里の道法を経て、至りて峯嶽にして、容易に近寄がたく、遙に臨(望)み見るに、吹出しの近所、岩石崩し場所、三町歩程と見へ、湯氣吹出し、穴の様子定かに相分らず、然るに同九日頃より、夜分火の氣見へけれ共、至て嶮岨にして、殊更震動強ければ、幾重にも進み寄がたく、遙に脇より見わたせば、谷の中、芝草石砂り等次第に崩れ落下さい、燒岩顯れ出堅百間餘、幅七八十間程にも見へ、此岩少々づゝ割れ、谷底え轉び落ければ、半途にして木石に觸て碎け散有さま、甚だ仰山にして、譬へるに物なし、初の程は人皆震ひ恐れしが、中頃より御領分の分は言ふに不及、近國よりも日々夥しく見物にて、後に至りては老若尊卑となく、爰に群り集りて、千本木邊の行粧は、誠に華の都に等しく、鄙人誇り顔と讀じも、斯る時をや、武家商家婦人、皆紅粉の色を争ひ、三弦の妙聲あれば、華唄の美音山を轟し、呂木山の麓には、茶店酒店を修補、生醉の絶間なく、世の營みに暇なき出不性、足弱も、兩三度爰に至らぬ者はなし、猶又町家の隠居抔は、駕籠の中に廬生が夢を結び、華毛氈の其上に酒吸かわして鬱を散する

は、偏に華見、開帳詣と見へて、榮曜らしく、頓て我身を傷ふ大敵と知らず、偏に醉生夢死の人々のはかなさ、深淵落水とは、是等をや云む、危ひ哉痛むべし、斯夜晝の別もなく、見物群集の中には、怪我する人もありて、餘りに法外の程、公聽に達し、見物停止被仰出ける、尤様子見分として、家主壹人は御構なし、次第に日を経ても火氣穩かならず、堅炭の如き大岩崩落ち、其音、雷の發するに等しくなり、其度毎に地強く震ぎ、煙立覆ひ、近邊の山は霞の掛、分らざる様に見へ、夕陽に向ひては彌火勢强大なり、我夜陰に山畠に至り見るに、不絶大岩震落し、山々一面に煙氣立覆ひ、闇夜の事故、煙り赫昭として、淨林寺打揚杯の家居、煙の中に著明し、其頃、或醫家の説に、

木艸硫黃編書入

火山之下、有温泉、其泉生礬水、凝而成石硫黃、其毒盛則燃、晝如炭、夜如火、其毒盡則消、々則潰、々則如雷、

如斯醫書に有けるよし、今山燒の様子に符合す、此節、山の崩れる音雷の如くなりければ、最早日ならずして焼治り可申事もやと、少しあは安住して悦びあへり、猶又温泉山一乘院江御祈禱執行被仰付、穴迫谷の燒東北賀太郎山の上に、假屋修補、閏二月十四日より一七日執行しける、温泉山并末菴の僧

侶十餘輩、法螺役には小濱村山伏覺正院を加へ、眞言秘密に成し、國家安寧、五穀豐饒、萬民快樂、鎮火の祈念嚴然たり、法式の供物、其外勝て計り難し、右祈禱の場へ、晒の大幟貳本立、其文に曰、

天災地治、國土安穩、
鎮火豐熟、萬民快樂、

是等の外にも、諸寺、諸山へ追々鎮火の祈禱被仰付ける、中頃の有さまにては、森嶽城の北沖田へ燒通べ(きか)粧ひにて、人安き心もなかりしが、思ひの外に火氣穩に見へ、無左右焼留り可申様子にて、皆々歡び合へり、是則諸方祈禱誓願の行驗、法力の致す所ならんや、

蜂之窪吹出しの事

普賢嶽より十餘町を隔て、艮に當りて蜂之窪といふ山あり、此所二月廿九日、頻りに鳴動して、未の下刻より煙吹出しける、亦閏二月三日、同所より貳町程隔て西の方飯洞岩といふ所へ、右同様の煙吹出し、兩所共に殊に嶮岨にして、近所江寄り難く、委細の様子も分り兼、此外少しづゝの事は、所々に相見へける、最初普賢の山頭に吹出候も、初の程は少しづゝ吹出し、次第に大造になり行ければ、此末如何様に可相成も覺束なく、人々怪み申合せける、總而湯煙、白雲に等しく立登る粧

號六十四第告報會查調防豫災震

甲

ひ、強勢にして、旦夕に寄りて黑白、あるひは赤く黃なる色を顯し、萬人魂膽を飛し、集りては是を評論し、別れては忙然と心を痛ましめ、朝三暮四、寢食の間も忘るゝ隙なく、是も穴迫の序に、見物道を爭ひて往來す、此山餘程の高山にして、婦人あるひは不淨の人も入込故にや、見物多き時は、山動搖一入強く、吹出の勢ひも猶荒らゝかなりとぞ、依之女人禁制の高札、所々に建られけるなり、閏二月下旬の頃は、夜陰火氣焰々として鳴動殊に強く、造次顛沛も不忘じて不安の心あり、且奥山の中には、此節毒氣ありと見へ、山々の様子見分に登りたる人、あるひは樵夫キコリなど、折々呼吸速(促)迫して、氣分合朦々とする事ありけると、殊には猪、鹿、狐、兎の類ひ、其外小鳥抔、斃居けるよし聞へければ、人留の札を、此邊に建給ひけるとなり、

閏二月中旬には、小役人杉岡某の宅に當りて、柱の根度々
鳴動し、如何にも不審の様子にて、心ならず、人々集りて
様子伺ひ見る、
震動の度毎に、柱鳴響き、棚廻りも居り悪しく、皿、徳利の
類迄、度々轉び落、甚だ怪しみ恐れ、今も泥水吹出申べく
程も難計、此旨、
公達有ければ、早速大勢人卒を掛、掘崩し、様子見届候得

この御事にて、閏二月十五日に、柱の下通り五六尺も掘見
けれ共、異成様子もなし、依之元々の通り埋めけるに、其
後は鳴りも鎮りけるとなり、
一西國は地震甚だ稀にして、邂逅タマサカにあれ共、微スコしの事なる
に、寛政三亥の冬より、震動折々にして、其度々、七面山頭（シブニ）
木石崩れ落る音大方ならず、別して小濱村の内強く、右村
鬚串山（シラヌイマツカ）と申所に、櫨番體の一つ家、石垣作りにして、膝を
容る許りの小屋に、年老たる夫婦の者、朝夕の煙りも立（經カ）
兼世を詫敷暮しけるが、不圖強き地震し、邊りの山より
震落す石に、一と押し打れて、家人共に潰れに及びけると
也、あの邊は、都而震動強く、瀬戸物類悉く割損じけるとか
や、亦西目南目城下近邊、居宅極小の百姓等は、大概石垣
造りの家多くして、地震の度々に崩れ家、夥敷事ごものよ
し、

地震之事

三月朔申刻頃より、折々地震して次第に

誠に阿蘭陀船入津歸帆の石火矢を、程近く聞に等し、奥山より前海江鳴通る様子も有、あるひは海より山に鳴登る様子にも思われ、何れ平生の地震に異なり、其度毎に嶮岨の前山、頭上より木石砂の類夥しく震落し、暫時は煙り山を覆ふて見

へざる事度々也、夜に入隨ひ、彌強く震出し、藩中の諸士末まで皆登城して御機嫌を伺ひ、銘々の詰所々々へ寄集りて、取々の評定あり、郡方懸りの役々は、近郷の様子見聞のため、南北に走廻り、農家、市中の者共は、我勝右往左往に散亂し、先其夜中に取物も取敢ず、身柄許、近郷江立退もあり、銘々思ひ／＼に取片付持運ぶもあり、猶亦鳴動の度毎に、奥山、前山より震落す砂石の音は、今にも山潮の流れ来る様に怖れ驚き、銘々風呂敷包引提、三の丸へ走集る家内もあり、亦は居宅の畠抔に、假家修補て夜を明すもあり、二の丸大書院江臺燈籠、大燭臺等數拾本建ならべ、御家中末々の家内迄、爰に來りて夜を明す、朝夕には我家々に歸るもあり、斯夜中に數拾度の震動して、中には石火矢大筒の様なる音度々成ければ、諸人心爰に非ずして混合する時、三更の頃、御手當之御書付委細被仰出ければ、早速諸役所々出役罷出、銘々寫取、役懸り入用夫々取調ける、則御書立の次第、

奥山吹出しに付、御手當内調之事、

一燒岩、平地に出候而も、燒留不申候はゞ、村番人江、左之書付可相渡事、

燒岩飛散候歟、亦は山水等出候様子、急變承次第、村方へ有之船、

一中務様、御八之進様、御乗物、外御子様方、御乗物、御徒士、三人、御具足、御道具、御挾箱、御草履取、御立傘、御鎗一本づゝ、御挾箱一づゝ、御長刀、壹振、御草履取、御立傘、御茶辨當、奥大目附淺野勘太夫、神崎武右衛門、豊島喜左衛門、御醫師村田玄菴、外科芝原立齋、御附中小性、不殘、御役人、五人、女中、不殘、御臺所、

一淨林寺へ焼來り候はゞ、御子様方、御立退可被成事、

つ拍子、

一御城下に乘廻候手筈可致趣、程克認め可渡事、

一右急變、村々江爲知相圖之事、

一人家近く焼寄候はゞ、近在へ爲立退可申候、

但南目條、

臺所、

右上々様御立退、山田村、守山村に御宿定可被置事、尤山田村御本陣者、明置可申事、右村濱邊に、御用心船寄置可申事、村船に而も宜しく候、

一御藏に有之米穀、時節見計ひ、村方へ廻し可申、右上々様御立退に相成候はゞ、兩勘定奉行壹人づゝ、富永、徳川、右鍋次郎、下役召連、御立退の村へ罷越、御賄方萬端差引可致事、

一上々様御立退相濟候はゞ、引續御手遠の道具者、近在庄屋

江御預けの事、此儀前以致沙汰、差圖次第持人等召連、村役人參候様手筈可致事、右引續御家中手遠の道具、村方へ可遣、是亦置所等可調査事、切符右に準ず、

一御本丸に有之合藥、遠在に穴藏掩、入置可申事、急變有之候はゞ、船乗寄沖中へ乘出し、番船付可申候、合藥入候船

に、火入候儀無用可致事、番船に武具方役人の内爲乘可申

候、至而火急に候はゞ、御堀江沈可申候、

一淨林寺近邊燒寄候はゞ、手遠の武具、留岡江遣可申候、長崎入用の分、山田村御本陣江可指置、此節御家中家内、北

目村方へ爲立退可申候、多比良村より先にて宿割可致事、宿宿江相渡扶持米渡方の手筈、勘定奉行中島金兵衛、下役人

數、御家中家内立退候はゞ、無人の面々は、下臺所に而仕出じ爲給可申候、

一此節に至り候はゞ、御城内外、晝夜騎馬にて廻り可申事、物頭和田惣左衛門、生駒半藏、尾崎半左衛門、中島市右衛門、柴田十兵衛、矢内喜又、夜中者拍子木爲打可申候、在宿の者、拍子木合可申候、明き家の分者、内に入見廻り可申候、異變有之場所、早拍子木打可申候、在宿の者、居丁限(町)りに不絶見廻り可申候、鐵炮町、右同斷、大横目手透次第、

一相廻り可申候、但騎馬、徒目付、徒士、下目付、右同斷、

一御門堅め、平生出火之通、尤一晝夜つゞ交代可致事、一表御門、御馬廻り壹人、交代同斷、裏御門、同斷、大手御門、物頭一組、交代同斷、御取次青木九郎兵衛、板倉瀬兵衛、是者他所の御使者參候はゞ、壹人取次、壹人別人にて御返事可申遣事、

一御本丸内、老番頭見廻り可申候、二の丸御門、御城代堅め可申候、交代同斷、三の丸席の御番、平日の通出仕の役人、晝夜交代可相詰(下脱カ)、大横目、三の丸御構内晝夜廻り可申候、徒目附、徒士、目附、右同斷、

一此節に至り候はゞ、御船不殘浮可申候、米鹽增并薪の類、積込置可申候、

寛政四年

四六八

一船印并幕、御供船江、鐵炮拾挺づゝ、弓拾張づゝ、鎗拾筋づ
つ、右之通入置可申候、

御召船御武器者、御立退之節積込の事、此節に成候はゞ、
急變無之候共、村々の船呼寄、御家中手廻の武器、并糧米
等、積込置申べく候、一席限りに組合、木綿白小旗、上に
扇、下に席、名墨にて書、何艘にても三艘四艘人數に應じ、
組合置、大變に至り候節、御供にて無之面々、其印を當
に乘船可申候、

一右の節より、町方老人子供婦人の分、爲退可申候、

但南目條、

一壹町づゝ辻番、居丁限り晝夜廻り候事、
(町)

一蠟燭仕込申付、員數改、預置可申事、

一淨林寺、本光寺の間中程位、燒寄候はゞ、本光寺立退可有
之事、

但北目筋寺方へ、

公儀、御手前、御位牌長持、御馬廻り貳人、徒士貳人、持人、
右途中許、

一鐵炮近く燒寄候はゞ、切符の面々、御城内江入可申事、此
節御城内の面々、親族方へ引移り、明屋敷へ切符入可申
候、尤引移の節、門札不殘置、引越候先々江、名札出し可申

候、

一鐵炮町家宅迄燒寄候はゞ、火筋の家々解崩し可申事、人夫
村方へ手當申付置、勿論作事方役人、諸職人、引受可申候、
御普請奉行騎馬に而杉野甚五兵衛差引可致事、右の人數
手明候はゞ、村方へ不歸、普請方向小屋長屋江入置可申、
米穀取寄相渡、町方より大釜取寄相渡可申事、右長屋江居
餘り候はゞ、御家中門長屋江入置可申候、食事、右小屋へ
參り給可申事、此圍人夫、御城内に入候節、白き木緬四角
に切、着物の脊中に縫付可申事、

一御曲輪江掛り候節、

殿様御出馬可被遊事、勿論水火共に御船江御立退被遊候
事、二の丸より大手御門迄御出被遊、御見合候事、此節御
手廻りの外御供立は、追手御門外廣小路江揃ひ居可申、夫
より御乗船被遊、御城下の海上にて、御船備可被遊御座事、
御城焼落候はゞ、直に御船にて、山田村御本陣江御移の事、

御供、左之通、

物頭弓鐵二組、小頭共に富永彌藤次、眞田源五右衛門、持組頭弓鐵

二組、勝井源五左衛門、菅沼五郎兵衛、長柄奉行壹人、片山忠左衛
門、御長柄二十筋、跡御長柄不及行列、持退一通りの事、御
持鎗奉行、世古德兵衛、御鎗三十筋、持退一通りの事、御

旗奉行、陶山利喜左衛門、持退一通りの事、三間柄壹本、大鳥毛貳本、御臺弓二張、御具足貳掉、御指物竿、御長刀

一振、

御朱印、

銘々武器を持、

一御徒士十五人、御刀筒、但十五人の内に而御馬印、御召馬、一御馬廻り十五人、御通番_{御仲小性}十人、

一素鎗、十文字、御立傘、御挾箱、御蓑箱、御書物箱、御茶辨當、

御召替御馬貳疋、御馬役貳人、松野彈右衛門、野呂里五郎沓籠三荷、御乘

物、御小納戸長持、網代三荷、騎馬御用人、大岡五郎右衛門、松坂丈左衛門、御近習目附、石河市郎左衛門、松本九郎右衛門、御膳番、原口七郎左衛門、大竹理右衛門、御小納戸、奥平儀兵衛、村田奥太夫、横山幸太夫、和田重次郎、御次番、羽田權之助、石川萬之助、御醫師、大久保忠

菴小國良菴、外科、福島瑞昌、勝手方勘定奉行、奥平覺助、下役郡

奉行、谷川平太夫、下役御側右筆、谷崎平左衛門、御右筆、中島龍助、野口太兵衛、御臺所下臺所大横目、星野縫殿丞、大鹽伴左衛門、騎馬老壹人、

一御立退一所に持退の品、

一御神主長持、御請長持、御手道具長持、同祓長持、徒士四

寛政四年

人、御馬廻り四人、騎馬番頭、奥山常右門、石原内藏之進、引續、

御取次、牧彌次左衛門、星野藤右衛門、御普請奉行、小林七郎兵衛、下役御船奉行、大岡八左衛門、竹田十郎太夫、内壹人御先に御船に乗可相詰、武具奉行、野澤作之右衛

門、下役下横目貳人、右御供の面々、鎗許り、但手人有之面面者、武器勝手次第、右の人数御乗船跡者、御供船御召船の内乗込候積りに、船組可致置事、

一追手御門御出拂之節、貝吹可申候、

一御立退跡残りの面々、何れも三の丸に詰切可申候、御門堅め、ならびに廻りの面々、最初の通、彌無油斷廻り可申候、御城内江焼込候はゞ、是又火筋の家々、解崩可申候、御普請奉行差引最初の通り、圍人夫使ひ可申候、御跡残りの面面、御本丸焼崩候はゞ、追手外町家江引取可申候、此節右の圍人夫江、席々御用の品持退可申候、諸役人江壹人づゝ相渡し、難手放御用之品、挾箱に入、爲持可申候、

一御城内屋敷残り候内、町家見廻り可申候、尤御城内江被居候内者、可罷在候、町家迄燒拂、怪我危候節に至り、船に移可申候、尤鐵炮町江焼掛り候節、江戸、長崎飛脚可出、御城内へ火入候節、飛脚可遣、御立退に相成候節、江戸、長崎、唐津江飛脚遣し可申事、

一不意の急變有之、水の相圖聞へ候はゞ、

殿様、上々様、御本丸へ御移被遊候、此節御舟倉より早速小船持込、御堀江浮可申候、燒岩飛散候相圖聞へ候はゞ、大手御門迄御立退被遊、其上の様子次第、御船へ御移被遊候事、

一御家中家内、水火共に急變承候はゞ、三の丸前割塲江集り、其上にて方角を定め、爲立退可申事、切符家内者、急變に候はゞ、水火共に最寄次第、在方へ立退可申候、水勢強南北難立退候はゞ、城内へ入可申候、右體急變に候はゞ、御家中家内者、着物裏返しに着用可申候、切符家内者、たすきを掛可申候、右の支度を目當に御門出入可致事、右之趣、内々相心得、席々持前にて、入用の義調置可申事、三月、

許りの手段なり、今彌生の初にて、娘子供どもは、桃の節句の雛祭りを樂しみ、更衣キサラギの末カミ心を盡し待設けたる事も、中々に思ひ出さる人もなく、地震の度毎に、雛壇より人形の轉び落るもあり、是を調べて取直す事さへせず、只鳴動に氣を奪はれ、何事も手に付ず、周章騒ぐ事成りし、一山々吹出しの様子は、此以前度々、

公義江御届あり、猶又此度地震の様子、御届の振、左之通、口上之覺、

此度御届申上候、私在所肥前國島原溫泉山、并普賢山、最初吹出しのヶ所者、差而相變儀も無御座候、二月廿九日吹出候蜂之窪と申所、至て勢氣烈敷、岩崩れ強く、右近邊悉く山々崩れ、四五日以前より、夜分火氣相見へ、鳴動強く御座候、且また穴迫吹出の儀、兎角火氣強、次第に谷下江焼下り、民家程近く相成申候、然處一昨朔日申刻より、折折地震仕、次第に強く相成り、山鳴繁く有之、及深更候程、地震強く、其度毎に頻りに地震仕、普賢山并右麓前山、嶮岨なる場所カタマツ、地震毎に岩石砂利等夥しく崩落申候内、夜震動しければ、中々煮焚もならず、脊戸あるひは庭畠等に、薺、菰、瀧紙等にて假小屋を拵へ、夜を明しける、家内等是に居るも心ならず、若焼岩飛散候はゞ、御城内江蒐込時々強く震申候處、今朝より者少々輕く相成、強き震も間

遠に御座候、右に付、城内外平地、一寸程づゝひざれ候所
有之、破損所、怪我人等も御座候得共、未委細之儀者相分
り不申候、先此段御届申上候、以上、

三月三日

御名

一出水の御用意として、海上には、御座船、御供船、夫々に
船粧あり、并御領中浦々より一萬餘艘の船々、思ひくの船
印を押立、御船倉下より小深り邊まで、海面を覆ふて錐を立
べき様もなし、猪又三の丸外へは、小船二艘引寄ある、後
には御堀へ浮め有り、又本光寺、淨林寺、折橋口番所等へ
として相詰、合圖の鐘の突様迄、委しく御手配り、前行之
者、山水あるひは焼岩飛散候を見番として、晝夜大勢交代
かや、扱又鐵炮町、中の丁、清水涌口必至と止り、中の町新
建者勿論、外丁の御家人、雨天などには、甚用水指問ける、
尤平生用水に致處の杉山權現の水者、例年より格別に強き
通觸流しあり、去るに依て騒動中は、寺々の鐘も相止みけ
ると也、且又城下石垣、石橋、并鐘樓堂石垣、崩れ落、暫く
時鐘も止み、晝夜交代の面々、大に迷惑しける、先釣鐘
堂損じければ、御藏前草原に假柱を立、時の鐘を突けり、
去れ共芭^{スギ}ばつとして一向に鳴響なく、遠音せずして困り
ける、去年中より追々の地震にて、町在石垣等夥しく崩れ
ける由聞へけるが、猶亦此節の大震にて大半崩れ、就中、
安徳村、島原村の内今村名^(は脱カ)杯に至て、大に地割等致し、住

皆釣上たる體にて、墜し所江者、春日杯構置て立退きしと
かや、鐵炮町内にも、西より東江割筋第二ヶ所出來、最初の
程は一貳寸位も有けるが、次第々々に幅廣くなり、尺餘に
も成ける、其深さ量りしられず、其割口に茶碗程の石等、
轉がし込見るに、其音暫く聞へけり、右之割末、東堀端よ
り三會町へ割通り、此邊にては、御堀の水にや有けん、夥
しく清水涌出、最初者町家大に困りけるが、日を経て水勢
も細く成ければ、川筋を立置て、却て町家の重寶共成しと
かや、扱又鐵炮町、中の丁、清水涌口必至と止り、中の町新
建者勿論、外丁の御家人、雨天などには、甚用水指問ける、
尤平生用水に致處の杉山權現の水者、例年より格別に強き
事、凡廿年來、稀成る水勢成りと聞へける、

一此度非常の地震に付、隣國長崎杯にて、色々の奇怪成る虛
説を言ひ振しけるは、彼島原、三月朔日より大地震して、
早聞へて評判しけるは、高山割崩、城下人胤盡き、三角の妖物、又
城に差掛りたる高山割崩、城下人胤盡き、三角の妖物、又
者眼壹つ五郎杯徘徊し、前山の頭には火焔數ヶ所に吹出
し候杯と、虚説を大造に風聞して、繪圖杯版行にして賣廻
りしとなり、殊に者、港にて他國迄も鳴動數遍せし事なれ
ば、近國の噂専らにして、九州の諸侯より、日夜早船にて

震災豫防調査報告第十四六號

甲

使者の往來、絶間なし、中にも佐賀侯より至て厚き御世話あり、使者は櫛の歯を挽て、當所の容體を伺ひ、并神代表江相詰居て、諸向の手當の用意等有之、毎日三四人づゝ、神代より様子見分として、小役人様の者、南北に馳て、段々の様子を見聞し、米薪鹽噌等、追々佐賀より神代江取寄被置候由、且又異變手當として、神代濱江御船數艘繫有之由、密に聞えけり、扱重役の面々には、番頭生野圖書、同役香田新左衛門、物頭入江又左衛門、伊藤四郎兵衛、田中亦六、組子大勢召連、其外御船奉行、船頭、舸子、夥しく御船に乗組居るよし、且又近國諸御家より、御使者挽切間なく數多故、姓名者是に畧す、去程に、城下新町邊江、近國の御使者充満たり、あの邊都て土藏造りの居宅多く軒を列らね、建築されたる町家の事故、地震の度々、其鳴動、茅家に倍して今にも滅する哉と怪しまる、時に新町の年寄隈部勝五郎より四方の嘶半に、強く震出し、瓦家の鳴動、雷の聲に等しかりければ、流石の生野氏も大に驚き被申しが、其外徒士、足輕等の者、御書箱を指出す折、惡敷鳴動有れば、御返書をも不取して、早足に立歸る人もあり、依之御使者宿、町方江難被申付、其後者、杉谷村庄屋、或ひは晴雲寺杯に

宿申付、漸取合せの湯漬にて相濟しける、斯て數日暮じけるに、少し者震も遠退、三月の末にも成りければ、町人兩三輩も歸宿し、次第々々に我家々々へ立歸り、町方も賑しく成りしかば、彌以て震も鎮り、人氣穩かに成て、心安く落着けれ共、一向に商賣無之、米穀の見世も片付ければ、中より以下の商人共は、日々の飯料に甚だ指支へ、難儀大方ならず、飢にも可及の由、上間に達し、依之三ヶ町へ御救米被下置、早速夫々配當して、朝暮の煙りも賑やかに立續き、是偏に 上の御仁惠の深き所を、擧て難有由歡び申あへり、扱又震も遠のきけるゆゑに、三の丸并諸役所席の詰切も相止、諸向平和の通りに相成、且御手筈に被呼置し所の數千の船ども、夫々歸村被仰付、漸人皆安堵の思にて、寢食をも心能して、打悅んで日を送りける、

一前山南北の中、中木塙村の少し手前、甚嶮岨なる處、南北に百廿間程、堅五六拾間と見へて、楠生茂りたる所、三月九日、何の故もなく、至て和融の日にすれければ、人皆大に驚き恐れて、異成る思ひをなして、細々様子を伺ひ見るに、山のすれ跡赤土岩にして凡八九拾間共、又者五六拾間と積るも有て決定せず、區々の噂なり、去れ共此山、今迄何の病ひ有る共見へざれば、只穴迫の焼のみを恐れける事

震災豫防調査報告 第四十六號

甲

にて、聊も此山に別儀有るべくとも思はれず、其頃の説にも、中國藝州邊も、ケ様のすれ山有杯と噂も有之、旁左のみ勞せざるは、嗚呼悲哉、夢にだも前兆と思ひ知るものなく、四月朔暮の、此山抜て後、始て思ひ悟りて、脣を噛歎を咀絞る悔み有れ共、更に甲斐なし、

山崩洪波之事、

天地の變化量るべからず、夫聞、陽臥て出る不能、陰迫りて登る事あたはず、爰におるて地震ありと、是陽其所を失つて陰に墳^{フサグ}らると、去れば數日強き地震して、如何なる變も計るべからずとは、兼々申逢しか共、永々のことなれば、今は少しひの地震等は心にも不掛、漸々人心落着悦びて、平常の思ひありて、世の營みをも勤しに、四月朔日の暮に至りて、手強き地震貳つしぬ、されども幾久しく地震に馴て、左のみ驚事もなくに異ならず、去れば御家中の諸士、各登城して御機嫌を伺ひ、途中にして、濡汐垂て或者泥淖^{マヨレ}したる者に逢ふて様子を聞くに、只洪波の容體成りければ、早速銘々の役席に至り見るに、未だ變の様子區々にして、いか成事とも決せず、直様城中より役々雜人を數多召連て、大手田町の外に至り見るに、闇夜の事なれば、何の様子も不分して、大手の並木に市中の

家居黒く打束ねたる様子のみにて、家の下に埋れ居たる者共、助吳よご號呼悲泣する聲々、實に物哀れなり、漸にその泣聲に慕ひ至り見るに、家財木に押挫かれ、いやが上に積重ねたる下に居る事にて、容易の事にあらず、御作事方を鋸蜘蛛手、其外の道具持參して、邪魔に成木を挽切々々助けゝる、斯する内に息の絶るものあり、又は土中に骸半埋り居るを、漸掘出して大手田町御門の内へ連行て、夫々に介抱し、中には家の下に居ながらも、運強して棟梁の間に居て、危き命を助かるもあり、皆御門内へ連越、それぐに御手當ありけれども、過半は養生叶わずして死たる者多し、追手外田町内杯に、養生不叶死たる人、二日の晝頃は日に照付られ、色赤く成て枕を並て死たる有さま、此世の事とも思われず、人々の最愛敷事共思ひ廻せば、胸ふくれ、今は只人の上、明日は我身の上と積りて、あじきなくて言ふべき事も更になし、皆人の哀れを今ぞ知るべき事ぞかし、不見不知の人の死を見てさへ斯ありし、况哉親兄弟の斯淺間しき有様をみて、人々物に狂ふも理りなり、漸命助りたる人も、汐に浸され凍て、物をも言わず、或は腕の折たる者もあり、足腰挫けたるものあり、今宵の變化は、誠に瞬間の事成るに、丈夫なる木綿袷杯、若和布の様に成たるを着たる人多く、或は丸裸に成たるも

寛政四年

あり、下帶許もあり、况んや大樹捻折れ、又は根拔せしもあり、旁波勢の烈敷事、思ひ察すべし、怪我人へは人參氣付抔を給させ、追々に連越怪我人、大手田町、又三の丸草原邊江集め、篝火を數ヶ所に燈して煖め、筵蓆等敷渡、古看板等數多取出して寒さを凌がせられて、御殿醫は申に不及、村方らも三十餘人召連、評定所を醫師會所と定め、大藥罐或は土瓶等にて藥を煎じ、怪我人へ給させ、或は砂鉢、植木鉢杯に、色膏藥を煉、銘々白木綿壹貳反づゝ腰に巻て療治を加へられける、猶また御臺所には、御家中上下の割子の手配り、下臺所にては怪我人、并町在のものへ粥を焚、中間小者へ是を持せ、場所々々へ遣して、さまざまの御手配り嚴重にして、怪我人深重之御世話ありて療治を加へられける内へ、大方は全快しけるとなり、朔日の夜中は、只怪我人の聲を知るべに、家材木等踏越刎^(に脱カ)越て是を助け、夜の内は常の津浪來りしと思ひの外、夜明る隨^(ツカ)ひ、前山の容體を見るに、南平半分は飛で、海中に幾千ともなく小山を築、市中變じて山と成り川と變じ、以前の様子は聊なく、情ありし以前を思ひ見るに、僅か多葉粉一吸の間に、斯成し事ども、只夢の如くにして、心の疑ひ覺やらず、恐ろしく共、はかなく共辨難し、大手並木へは家財を打束^(ツカ)ね、其間々々には死人幾百とも重り居、手

足顔尻顯し居たる有さま、見るに忍びず、足元を見れば、死骸充滿せり、去れども夫等を右流左死共思ひわかつて、只死骸踏退て、息ある人は助る事を專一とせり、二日の晝比に至りても、白土護國寺の邊に怪我人多くありて、是を追手へ連行けれども、暫くして息絶るもの多く、其中にいかさま廿四五歳の若者、善法の近邊に流れ寄りてあるを見るに、半眼は石にや打付けん、飛出てぶら付居、肩先に表より裏へ薪を貫き、反返り居、中々恐ろしく、追手に連行しに、雜人に云て多葉粉一二ふくして、御外科何某に申上けるは、私義逆も存命可仕にあらず、希は肩の檻を抜て給り候へと頼みければ、是を抜給ふに、薪ささらにして有事なれば、彼方此方に引かかりて、中々容易に抜ず、漸力して是を抜に、少しも痛める色なく打悦んで禮謝し、暫く有て死す、白土舟津の漁師にて有けるよし、下賤に稀なる丈夫の魂と各感心す、又我知れる人あり、朔日の暮比、地震二ツするや否、直に表に蒐出ししに、即時に浪先に刎返され、其後の事一向にこらず、只夢の様にして居けるが、風と鶴の鳴聲を聞て正氣付見るに、茅屑材木の間に身を縮め居て助け吳よと泣叫べども、人も見へず、食盡力窮して最早命絶々聲も幽に成りし頃、運強くして人々聞付、大勢寄掛て是を掘出したるは、二日の晝過の事なるよ

し、地中に埋り居たる所を、跡にて計り見るに壹丈五六尺も有けるとなり、土中に居て何程呼われども、人の聞付ざるうちの我心中推量あれど、其人の物語りなり、實に是等は蘇生したるもの也、今壯健にて専ら家業をなす、また二人、夫れ津浪と云哉否、追手御門の内へ逃入らんとおもい行道、大手の橋の上にて浪に流されしよと思ひしに、いつしか安徳の枯木崎迄打流されしよし、其邊幽思ひ計られず、ある人洪波に逢て稚子を抱き居ければ、人皆痛わり介抱し、其稚子を見るに、疾息は絶居たり、其身も足の指を一本打折居たり、其故を問ふにしらざるよし、いかにも簞笥杯に敷て切たるものと見へたり、去れ共足の痛む杯には心も付ずして是を過し、何れ懸命の場所に至らば左も有ならん哉、平生の少しき怪我にさへ、心臓して顔をしかめるは甚だ拙し、能慎むべし、都て此度の變に付ては、ケ様の有様猶錄するに暇なく、只我見る所の事を舉のみ、御城下の町人の内にも、總廟猛島宮(宗)へ參詣し、或は伊勢參宮杯して、不思議に命助るもの有、是等は其人々の信に依て、神も納受まし、たる幸福に寄て、命全き事を得たるこやいわん、又町方々鐵炮町并在方杯へ出逢ふて命拾ふもあり、或は鐵炮町より町方へ出て流さるゝもあり、實に時節到來、過去深き業報因縁なるべし、夫死生

は天なり命なり、人の一生は朝霞電光の夢の間に、はかなき世成とは兼てしれ共、思ひ悟られず、嗚呼壽老向天沒、皆深き契約なるべし、此度の災變に子を失ひ親に離るゝ人、幾千もあり、平生なれば病の床に臥て、親兄弟の懇なる介抱を得て、死は悲しき習ひなるに、千古稀有なる非常の死を遂る悲しさ、譬へん様もなけれ共、何國の浦に打流されし哉、何所の地に埋りし哉、責ては死骸を見出し度思ひ尋求れども、夫をだに見る事稀なり、四隅に奔走して漸に死骸に行當りたるは、先歎きの中の幸ひと喜ぶも無詮哉、嗚呼是非なき人、人の世の有さまぞかし、傳へ聞、白居易は子を先立て枕に殘る薬を悔むと、况哉愚案の凡下におゆておや、生とし生るものの、子をおもひ慕ふは世の常なり、此たび親を失ひ子を先立てし人々の心の患ひ、申も餘りあり、中には一戸不殘波に打流され死て葬る人なし、去れども大勢の家内皆流れ果て、なま中只ひとり杯流れ残りてたよるべき方もなく、鐵錢の貯もなくして、つらき目見んよりは、嗚呼死たるも増ならぬと、世をかこち、生者必滅、會者定離の境界と諦め給へかし、昔人の夢に寝て幻に覺しと讀れしぞ、理なる哉、今の世の人、此有様を見て、必欲心に誇りて罪を作る事なけれ、先漸に尋る死骸を見出して、泪ながらに棺槨の備へもなく、(墳カ)燎印僅に

建捨て、心ならぬ人々に打交り、在郷へ立退も是非なし、此度大變の次第御届、左之通り、

口上覺、

變も難計御座候に付、近在に罷在、暫見合候様仕候、此段御届申上候以上、

四月

御名

右御届書、江戸早追、御馬廻り高橋仙兵衛、御目鑑を以て被仰付、四月三日爰許打立、早駕籠にて急ぎける、然るに御參勤御伺之儀、御調落に相成、左之通、

口上之覺、

私在所肥前國島原、先達而御届申上候通、三月朔日より之地震鳴動追々相鎮候處、昨朔日酉之刻過、至而強地震仕、城郭に近き前山と申高山、頭上より根方迄一時に割崩、山水押出、城下海より高波打上、一ツに成、町家悉、并近在共に、暫時に押流、怪我人數相知不申候、城下住居之者、過半即死仕候様子に御座候、山崩海中江押出、小山所々江數々出來仕候、只今迄者、城内別條無御座候、此段御届申上候、猶亦追々可申上候、以上、

四月

御名

私儀爲參勤、此節發足可仕候處、去る一日御届申上候通、私在所肥前國島原、大變に付、夫々手當等申付、出立仕度奉存候、依之暫延引可仕候、此段御届申上候、以上、

四月四日

御名

右御届書、昨日出立の高橋氏へ追付、差出し候様にと被仰出、徒士余繩傳五郎、御先手足輕戸井常次、早馬にて四月四日晝過より打立、息を卷て急ぎけるが、無程小倉にて追付、高橋氏江相渡、夫より島原江立歸りける、

一斯而三四日にも成り、城中江逃入候助命の者、且怪我人等達者に成たるは、銘々知縁の方、あるひは宿を憑みて、月二日の夕方打立、夜を日に急ぎけるとなり、

口上之覺、

私在所肥前國島原、昨朔日大變以後、兎角地震不相止、鳴動稠敷致動搖、高山覆候城郭之儀に御座候間、又候異

震災豫防調査報告第十六號

甲

知らざるはあらねども、銘々家々に夫々の足手まごひあ

(在カ)

り、且は住馴し古郷を捨て立退事なれば、心爰に非らず、

取仕舞事に混雜して心に任せず、斯て中にも奇異なるは、

島原村久左衛門妻、清水郷六郎右衛門妻、三會町瀧谷源太

夫後家、乳をあたへ痛わり撫育せしとかや、猶また泥川石

切清六、怪我人の世話心入克致し、亦三會町孫八、兼て人

柄宜敷者なりしが流残り、新町芳野屋九兵衛後家、高年に

および世話いたす者なき身と成りしを、不便に思ひ、養育

致しけるとなり、又島原村柏野名留右衛門、是亦人柄宜敷

もの成りしが、古町の茂兵衛と申無縁の者、朔日夜烟へ麥

番に參り、獨り流れ残り、老年に及び、十方に暮罷在候を、

心能養育致候付、米錢被下置候、又有田村蒲河名伊三郎と

申者、追手外にて裸成る幼子に、我着物脱遣し、旁心入能

ものと、上聞に達しければ、當座の御賞美ありしとなり、

一山崩高波打上し場所を繰るに、城下より南北六七里程づ

つ濱付の村々押流しけれ共、繁多なれば一々に錄せず、只

市中流亡の荒増を記す、

一松島葺山の間に、小深りと申て船泊りあり、四月朔日北風

強く、肥後肥前柳川三池の方へ登り船、小深りへ泊り居

て、不殘難船、人壹人も助命不致、凡船數百四五拾艘共に、

及見候人物語る、

一御參勤前に付、上下の人足壹人も助命なく流失、

田町外中程より東濱邊迄小役人長屋三棟、穀留番所、且又板倉公御家來住居宗廟猛島社守入江河内居宅、五社宮社

守加賀美筑前居宅、宮之町庚申ト東不殘、片町惠比須之辻

る南不殘、押上の町有馬町境より南の方流失、此分を三會

町と云、凡六分通流失と見、新町掛り不殘押流し、過半

小山の下に埋る場所を荒々爰に記す、本名有馬町と呼、然

れども通例新町と唱る、此内有馬町上の町下方云、網打場、上新

町、下新町、風呂屋町、石垣町、魚の棚、三軒屋、元船津、浦

田船津、有馬船津、往來番所向に、海を隔て御宮山云現山共

君の御鎮座あり、東照神社あり、葺山松島辨天の社あり、此山之巖石岨て、殊

に松櫻椎其外の大樹、深々と生茂り、城下近邊の雁鷺、此

山々江群集して夜泊りす、此邊海陸より臨み見るに、美景

絶倫にして、其賑甚カわへる湊なり、外海内海之間に鹽濱あり、此道を長濱と云、此末に遠見番所ある、悉く流失せり、

扱古町懸り寸地も不殘、其町々は萬町、新町懸堀町、櫻町、

上町、古町、白土町、白土船津、水頭、船掛り殊に吉、此邊がけ作

官小路、此處賣女多くして、夏向宣作丹

官小路、賑わしき場所なり、丹官小路と申は、昔往唐人入津有

之、丹官と申高官の唐人居宅有之由、夫故丹官小路と名

付、又水頭には高麗町と有之、是も昔往高麗人入津にて、居住有之由、善法寺小路、内堀、安養寺馬場等は、郷分け境なり、曉と不聞及、此外横町數多あり、

御城下寺院一向宗法性山淨源寺、經坪山安養寺、水頭山善法寺、淨土宗嶽島山崇台寺、濱暢山快光院、白毫山櫻井寺、天台宗慈雲山和光院、法華宗松島山光傳寺、長久山護國寺、禪宗清光山江東寺、都而十ヶ寺、跡形もなく押流し、中にも江東寺、櫻井寺、崇台寺の三ヶ寺、僧俗共に數多の暮し成けるが退轉す、依而江東寺は城西の晴雲寺江、櫻井寺崇台寺は快光院江御預けなり、此節和尚善導寺へ宗用にて他行に付、無難なり、後年上方向へ出居たる弟子共下りて、寺を取立ける、和光院者、

東照公御守護の寺にして、大寺成けるが、觀音堂共に跡形もなく、別當職流失に付、東都叡山より追而被遊御召下候筈、護國寺番神社鬼子母神堂は無別條、流石にまた三拾番神守護御座まします、忝き可成と申敢り、江東寺觀音堂流失、城下山伏金龍院、成就院、叶寺、福壽院流亡、安養寺、淨源寺、善法寺の新發意知意、僅の梁間に居て危命免かれける、扱又御船家廿一棟、御買船、六十挺立貳艘四十挺立貳艘、二十八挺立貳艘、四十八挺立貳艘、小早船廿六艘、十挺立より六挺立迄、但肥後長須并八

代江參居候御船貳艘、乘組とも相殘る、御船具、土藏貳棟流失、御船手家内共不殘流亡と聞へしが、近國行違ひ、あるひは御家人方へ用向に參居たる人、助命餘程あり、此度の總流死、最初は凡貳萬餘と風評しけれ共、壹萬内外のより未決、城邊商人七千餘の高にて、殘る人數僅一千に足らずと聞へけり、

一島原村の内今村名、壹人も不殘、誠に跡形もなし、山崩下に成る、此處に氏神八幡宮、白山權現の社二棟、山伏威徳院、無官之社人喜左衛門、右同様山下に成り、本村名之内上ノ原馬場庄屋家、表通り左右、快光院門前より下も押流、過半流死、庄屋方本家、并郷藏、御高札場、無別條、

北目條江立退之事、

卯月朔日の大變に恐れて、又もや如何の變災も計られずと心を勞する事、千々萬々たり、町在の者共は、其據ヨリドコロを失ひ、十方ニ暮て右往左往に周章、縦横に奔走す、御家中の諸士末々迄、夜晝となく三の丸へ詰切、

御機嫌を窺ひ、御評定區(タ脱カ)なり、然るに城中早々立退候へと内分被仰出、北目湯江村より守山村迄八ヶ村江、兵糧渡方宿割等の面々は、早々相越、夫々に手當あり、扱また守山村へ御立退に究り、人卒數多御入用ありて、郷役ヲ觸出すと雖も、

震災豫防調査報告第十六號

未だ地震透と穩ならず、山の模様に恐れ、斯騒動の中故に、城下江行時は、忽ち命もなき様に心得、人足共逃走て、業事手に付ず、村役人稱敷制すといへども、耳にも不入して逃隱る、下賤の人の愚昧に思ひ堅まりし事にて、役人等に防に手段なく、大に辛痛せし事なり、先漸して御立退の事も調ひけるが、兼て被定置御供の面々、表御門の内外へ相詰、御供の外御城保護の歴々、一統に平伏仕ければ、無程被爲在御安座の上、

上意の趣は、此度の大變絶言語、我今城を立退く事、全く心に不叶といへども、家臣の勧め難黙止、村方へ立退なり、追宣敷指圖に可及、猶も萬端言語無油斷出精可申、是迄數日の心勞、其上に猶また太儀の事なりと、厚き 御懇命あり、皆皆平伏す、難有

上意奉畏候、右事畢て、

(關)

御朱印を御先に被立、御玄冠より

(關) 御馬上に而櫻御門より爲

出給ひける、引續御家中末々まで

御城中引拂、門々警固致

候へと被仰置ける、然るに川井何某、平士の内にも古老の人なりしが、一已の趣意を伸て曰く、此度被仰置し趣難有奉畏、併 御城明候儀、何分如何敷、御公邊の程無心元奉存由、存念を達し被置けるとなり、

一御立退先々四月六日、御家老中を以て被仰下候者、此度大變に付、何れも城中晝夜守護致し候處、未だ震も不鎮、市中同様急變の所、甚御心勞に被 思召上候、依之 城内早立退可然旨被 思召上候段、右に付何れも存寄申出候様と、御用人始諸士一同、於中之間に御老衆列座にて被 仰渡ける、何れも退て段々評議決定して、御答左に申上らる、

御趣意の趣、難有奉入候御儀に御座候、然る處恐多く

御儀に者御座候得共、一統 御城内立退候儀、御公邊の

御首尾の程、甚だ恐入候付、御趣意に違ひ恐多くは奉存候得共、何れも相續だけ、 御城中相守申度存寄に御座候得共、御公邊の御首尾、何程に可有御座哉難計、依之奉恐候段御請申上候處、星野藤右衛門を以、又候御書被成下候由、御老衆より御沙汰有之、何れも於中之間に、諸士一同、御書御讀渡有、

御趣意、左之通、

此度大變に付、城中立退の儀申聞候處、御首尾之程を存、一命を不顧申出候義、甚 御頼母敷 御満足被 思召上候、右に付追手々切り、諫早門許明置、兩三人代り合致守護、其外城中引放れ候様、尤大手之儀、先達而變に付、通路相成不申べ置候段御届有之候間、苦しかる間敷被 思召

甲 震災豫防調査報告第十六號

上旨、且諸侯、所に寄城郭放れらる館建置候國も有之候、依之何ぞ 御首尾に拘り候儀は無之旨被思召上候に付、今日より取掛り、早々相仕廻立退候様、以御書被仰下候段被

仰渡候、實に以厚き思召の程難有奉恐入候段、御請、諸

士一同に申上候、猶亦 御趣意の所者、其儘心強に指置候はゞ、家中不殘空敷減却爲致候ものにても有之間敷、殊に軍用之人數、戰國杯とは事異り候儀、其儘差置候ては、却而不行届の沙汰にも可相成哉、此上にも首尾に拘り候へば、是非に不及被 思召上候段、重々厚 御賢慮の程奉恐入落涙致せし事なり、依之彌 城内立退に相究、尙又御老衆始一家中評定ありて、今七日より三の丸諸役所向、追々取仕舞、八日迄に引拂申べし、景花園御茶屋を總會所と定、役人等相詰、御家中警固左之通、

一大手諫早門番、是迄之通、

一會所之事諸役所共、景花園にて相辨可申事、

一御武器入所之事、三之澤村庄屋方、

一三の丸預所の事、兼而預りの面々、折々見廻り候事、

一御城内見廻りの事、老城代番頭諸役人平士六人、休息所酒井太郎右衛門館、

一御武器持運びの事、釣臺御座包、武具方役人付添事、一變の節相圖之事、諫早門に時鐘釣置爲撞候事、一三の丸御門之事、裏表共〆切り、潛り許明け置候事、

一怪我人の事、近在へ指置候事、

右之通相認御請申上ける、扱夫より御家中未々迄一同立退に相究、銘々家財雜具、相退く事故、只其身其儘にて、老人或者幼年の子供は是非なく、脊に負ひ手を引杖に繩り、或ひは駕籠才覺しても昇人なし、又人有ても駕籠なくして、病人杯モツコは簀に乗て行もあり、其混雜は目も當られぬ事どもなり、去に依て北目筋の往來甚だ繁多成事なり、漸して村宿へ落着ても、其不自由言わん方なし、兼而は 御城下にて商人來りて日々の用事差支なく達しけるが、此節

御城下は申に不及、濱付の村々迄も押流しける事故、商ひ杯致候ものなく、萬端不自由かぞへがたなし、漸神代の町杯モツコへ行て、鹽肴等求る事也、

御上の御惠慮を以て、暮すに指間なこといへども、用水に至迄心能はなし、甚だ困りける、家内立退居る村宿へ、銘名札を建置といへども、木場村杯は中々方角は不知(便)、門親類門隣の人も、遙に程を隔て容易行來ならず、其不辨當惑の事多し、家々の亭主は、朔日の暮方地震と共に不取

甲 防 災 豊 告 告 第 四 十 六 號

敢登城致したるまゝ、三の丸に詰切、宿へ歸る事ならざる内に、家内は取仕舞、在郷へ立退し事なれば、家内の行先を暫くは知らざる人多し、在家者都而取離れ、森を隔て谷を越て尋るに難し、御家中または町家流殘の者共も、其身其儘在宿へ行し事なれば、衣類、家財、鹽、味噌、薪をも、追々に取寄事なれば、人馬の往來、引切間もなく、東海道も是には中々まさるまじ、

一三會村景花園を會所と定、諸役各相詰、其近邊は不殘役人宿なり、一向寺^(宗カ)專光寺へ郡役所を立、^(御奉行は別宿)諸役人許り也、庫裏へは焚出しが方諸役相詰、實以焚出しが方、大造の事也、繁多の人數にて、手も廻り兼、夫より隣村三之澤庄屋方にも焚出しがせり、去れば汁、香の物等、夫々に行渡り、兩郷^カは宿々より入れもの手んに持參して、其賑わしさ、言わん方なし、又急變の御手當として、村人足共を遠在より呼寄置、其近邊へ差置れける、折又三の澤庄村屋、專光寺抔には、御焚出しが方人足共、臼を幾つ共なく并べて、米をつく、

一川井某、最初達しけるは、大變に付、御上之思召、段々厚被仰出、我々迄も身に餘り難有奉存候得共、何分御城を明け、近在へ引移候様被仰出候ては、

公義 御首尾の程難計段申上置候よし、然るに其慮も尤御満足に被思召上、深く御辛勞被遊候よしを聞、左社被仰出ける哉、我存念是非不及、我意を立るにあらね共、我心底を顯し、耻辱を雪がんと思ひ究めしか、四月八日、櫻御門の堅め成じが、片蔭に立寄、密に切腹被致ける、

震災豫防調査報告第十四六號

相番の衆大に驚き、先宿元へ知らせけるに、皆憫れ果、取物も取敢ず、嫡子何某馳來り、親子對面なし、今僅息絶々にて遺言して曰く、凡忠を爲に死を不顧は、人臣の常なり、時に臨んで命を惜む事なれど許り言ひ残し、終に泉下の客とはなれり、家嫡の愁傷、察するも餘りあり、能心落着て父の遺言故に、諾すべき事など速に言伸て、少しあ轉動(倒)せざる父子別離、聞人感涙なしける、我聞、昔楠氏、嫡子正行に謂く、常に死を習へど、夫是(似)に寄もの哉、忠有義有、節を不失の人、可惜嗚呼、

御城内鐵炮町廻之事、并廻鄉之事、

此度災變に依て、町家流殘之者共は、心爰にあらず、欲德を忘れ、命を物種ならめど、資財を捨て、北目筋へ立退たる者多し、人の心善惡邪正さまぐして、時節を幸ひに金銀財寶を掠め取らんと思ふ人もありて、三會町流殘の明屋敷环江盜みに入、衣類等奪ひ取たる者多し、其者共早速召捕へ、入牢被仰付けるなり、

御城中、鐵炮町、市中共、立退跡者家々人音絶て、甚だ閑寂成る事にて、庭前後園、皆草木繁茂して、物騒言わん方なし、近邊明屋敷を見廻りに行さへ、一向に我在じ家共不被

且又貳千金拜借被仰蒙候事、

御城下大變場所、家藏諸材木茅竹にて山を築て、中々容易に道路ならざりける、依て大勢日雇を集めて取片付させられけるに、流死の埋り居る事、何程といふ數を知らず、最早餘程の日數を經、殊に四月の央温蒸にして、其惡臭類なし、人足等も是に大に困り、日増に出兼、片付方埒不明なり、依之賃錢を増、毎日々々御酒等被下ければ、次第に人數も集り、且又罪輕き牢舍の者共、晝の内は出牢被仰

思して、もの哀に徒然成る事共なり、然れ共物頭方組子被召供(具)、騎馬にて絶間なく相廻り、其外大小目附、徒士、且又外役々、代るゝ夜白の無差別廻り、無懈怠盜火の御手當(共力)年嚴重たり、

付、片付方手傳被仰付ける所、何も身命を顧ず、惡臭をも不厭、出精しけるとなり、依て靜謐の後、其罪一等輕く被仰付ける、斯て追々片付方人出で、溺死の者を夥しく掘出し、淨源寺、安養寺の兩寺の境内に穴を掘らせ、百人塚とて數々相埋め、大卒都姿を建置ける、扱又夫より南の方善法寺前より江東寺邊迄、凡拾町程の長さ、幅三四町、湖水の様に水湛、材木にて舟を拵へ、乘廻り、金銀財寶を拾ひ取、今日を凌兼候難儀もの等、是が爲に一廉有付し者多し、扱又船津三間屋邊、一丈餘りも一體に地形埋り、白河原と成し所を、日々掘穿、細かに尋求むれば、金錢等掘出す者間間有けるなり、斯而四月中旬にも成けれ共、山々震動不絶、其度々此度崩れ抜し前山の頭(頂カ)上より、岩石砂利崩れ落、誠に大河原の流るゝ音して、更に穩かならず、依之所々の寺院、社家方々へ、御祈禱執行被仰付けるとなり、

一 従御立退先、御城内外爲御見廻、四月十九日、從早天被爲遊、御越、御出掛け景花園に

一 御立寄被爲遊、諸士、御目見被爲仰付、數日骨折太儀に思召の段被仰出、間もなく、被爲遊、御出立、巳の刻過、

一 御城内へ入御ありて、追手外へ出給ひ、移り變れる有様を良暫し、御馬上ながら、御覽有、御胸痛ましき御粧

ひ、奉見上に付、御心中奉察て、人々胸を痛めし事共なり、夫より表御門江御出、御休、當日、御城詰の諸士、皆一同、御目見、御懇々上意あり、御歸路の節者、三之澤、村庄屋方御晝休にて、御機嫌克守山村、御本陣江御着座被爲遊、段々御届向御調べ等被爲在、扱又御届繪圖面出來に付、御家老松平十郎右衛門、付添徒目附寺田元兵衛、早追同様に支度して、四月廿三日、守山村を被打立ける、

一 四月二日、爰許打立ける菊田満左衛門、石田圓平、夜を日に急ぎて、四月十三日午の刻、江戸御館江着致し、御在所大變の次第、一々奉達しかば、御上を奉始、御家中の人々、冷汗にて心遣不淺、翌十四日、御届書御用番松平伊豆侯江、御留守居を以被指出候、

一 右大變に付、若殿様御名代、并御家中、御機嫌伺ひ爲總代、江戸御用人富永十左衛門、四月十四日、江戸出立、御在所江被相越ける、

一 松平越中侯の御用人畠惣右衛門より、川口長兵衛罷出候様申來候付、罷出候處、今日御届被成候島原大變の様子、委細書記差出候様申聞、則書立の次第、

一 去る朔日酉の刻過、強き地震兩度仕、城郭近き前山と申高山(頂カ)より根立迄一時に割崩れ、山水押出し候、城下海

寛政四年

より高波打上、山水と一つに相成、城下町家、悉く暫時に

押流、泥砂海中に押出し、處々に小山出來、城下より南凡て町程の處、高さ拾間程、土手の様に相成り、長く海中に押し出し、凡一里程と相見へ申候、南北にて拾ヶ村程も、濱付人家の分者、悉く流失仕候、右汐先に當り候立木、一丈餘も廻り候程の大木等、中程より捻切、あるひは根抜けに相成申候、町在流失の家江住居仕候男女貳萬七千人餘の内、五歩

通り程も存命仕候哉、右存命者も怪我人多して、養生可相届哉、難計御座候、且又海邊江有之候小島、三ヶ所押流し候、此内江 東照宮御宮、并鎮守社、其外御宮別當和光院、且町家町寺九ヶ寺程流失仕、出家僅に六七人程も存命仕候様子に御座候、猶又城下濱手に有之候番所十ヶ所、番人共に流失仕、且船家押流し、船不殘相見不申、船手の者妻子共に三百餘人、居宅共に流失、行衛相分り不申候、右の内六人程も助命仕候、其外小役人妻子共に五拾人程流死仕候、右大變後も、前山不絕鳴動強く、泥砂利崩落申候、町家其外押流候跡、地面相分り不申候、洗崩潮入に相成候場所、又者小山の様に處々地低き所者、沼の様に相成申候、右に付、追手門通路相成不申候、委細之儀者相分り不申候付、追て御届等の節者、増減も可有御座奉存候、以上、

四月

右之通相認め、白川侯御用人畠惣左衛門へ指出し候處、早速 越中守様江被掛御目候由、夫より 御殿中の御評議も益大造に取沙汰有ける、同廿二日夕方、越中守様より御留守居御呼出に付、川口長兵衛被罷出候處、左の御書付、御用入を以被成御渡候、

御名

領分島原城郭近所、山崩、并高波等にて、町在其人家も流失、怪我人も不少趣に相聞候、夫々手當者可被申付候得共、損所も夥しく様子に付、金貳千兩、當分爲手當拜借被仰付候、御金請取方、并上納の儀者、御勘定奉行より可相渡候間、可被談候、

但御禮之儀者、拜借金相渡候間、可被談候、(後カ)

右之通被 仰出、恐懼至極の事共にて、右の御金、大坂御金藏より相渡候由、依之江戸詰御徒士本多増太夫、御先手足輕藤田悦平、大坂へ罷越、相請取、御在所江致持參けり、一御老中様方、あるひは御間柄の御方様、何角厚き御世話共にして、御心勞被遊候由なり、植村侯は別して近き御間柄の御事にて、深く御心勞被爲遊、爰許大變の様子見届として、遙々の所、御徒士等被差越けるなり、

一御在所より申來候様子、荒増書付に認め、松平越中守様、

戸田采女正様、本多彈正大弼様御勝手へ、御留守居罷出、

御用人迄申達し候口上の振、

肥前島原異變の儀、今以相鎮り不申候、前山日々崩落、尤

強弱は御座候、割末の所、不絶吹出し、山々の間深田の様

に相成、煮音の様強く相聞申候、右割口の中通り、泥土吹
出しひ候勢ひ相増申候、一體地中の様子一通りならず相見
へ、此上の大變、何分無心元奉存候、前山割末に上の原と申

(きか)

所にて、七ヶ所程の井戸の水湧出、餘程強く水勢に有之、

其邊沼の様に相成申候、且又普賢山穴迫焼場所、段々鎮り
候方に御座候所、又候烈敷相成、一日に二三間程づゝ焼
下り、次第に城下近く相成申候、右之様子にては、中々燒

留り可申共相見へ不申候、右體にて城郭に焼掛り候哉、又

者城の北を焼抜、海江出候儀難計奉存候、左様に相成候得

者、城内陸地の通路絶可申奉存候、右之通に者御座候得

共、此後異變の儀も無御座鎮り可申儀も難計奉存候、

右之趣、今使申越候付、此段申上候、御序之節、御前可然
様奉頼候と相伸ければ、扱々段々承知仕候處、不輕御儀に
候、嘸々御心配の程、察入の段申候由、

御不例の事、并阿蘭陀の説、且又御届之事、

附御逝去の事、御空茶毘之事、

斯て守山村江、御立退被爲遊候而、數日の事、殊に日に増暑氣も強くなり、茅舍の御籠陶御退屈も被爲遊御座、且者春以來、種々御心遣不淺じて、尊體を被爲痛、就中、此度の災變にて、國民の死亡、深く御辛勞被爲遊候事、絶言語、申も奉恐入候事共なり、斯旁御積鬱の末、此節御不豫に被爲遊御座候よし、諸人心を痛めざるはなし、依而御不例の御届書、五月十一日、御用番戸田采女正様江被指出候、

口上之覺、

私在所異變に付、暫見合出立仕候段、御届申上候付、此節出立可仕處、持病の癢氣強く指起、長途の旅行難仕奉存候、少々快御座候はゞ、早速出立可仕候、發足延引仕候付、

此段御届申上候、以上、

四月廿七日

御名

一五月十八日、長崎菟合御斷の御書付、右御用番様江被指出候、

先達而御届申上候通、私在所山水洪波にて、船手の者船共に不殘流失仕候、右に付、長崎菟合之儀、陸地者指支無御座候得共、船路之儀者、船出來仕候迄、菟合難相成御座候間、此段御聞置可被下候、以上、

四月廿八日

一島原大變の様子、委細繪圖面に拵、阿蘭陀江仔細を問けるに、細々と認め、通詞へ遣しける、其和解に曰く、

一方角北西宜、此譯者、東南は陽氣請候故、不宜、

一前山并御城下近邊、地の底洞に相成居可申、其譯は先月朔

日の高波の節、御城下前海に、島數多出來候故、

一秋の節に相成候はゞ、燒も靜に相成可申候得共、春に至り發陽の節に相成候はゞ、燒出可申候、

一霖雨に相成、數日降候はゞ、隨分御用心可有之候、

一朔日、十五日前後、大汐の時分、御用心可有之候、

一地震強く相成候はゞ、早く立退可申、^マ山の手は不及申、海邊洪波御用心可有之候、都て燒山より洪水押出時者、津波も一時に有之もの也、右體燒山の様子にては、譬へ火勢靜に相成候共、燒止り申事者有間敷候、當節穩に相成候共、近年の内、十五年哉五十年の内に者、變無覺束候、異國にも温泉山數多有之、譬へば肥後阿蘇山の如く、山の頭上に穴明き、其所許り燒候はゞ、右體の變は無之もの也、左様に燒所の廣く拔崩し山は、甚危し、都て山々洞に相成候故、窪み落候事可有之よし、

右者、阿蘭陀加比丹江、方角書面を以物語仕候處、右の趣申候、先内分の御問合に御座候、萬一表通ト被仰下節者、横文字に而御答書差出し可申候、勿論和解相添候儀に御座候、以上、

大通詞

月 日

小笠玄昌様

石橋助左衛門

右之通申來候由、右醫師は土黒村の人にて、石橋氏と心易由にて申越候處、右の事共流布致ければ、人皆安心ならず、

上にも右様の風聞御承知被爲遊、御心勞も彌増被思召、讚岐金比羅、遠州秋葉山江御祈禱御願として、難波カ島田忠左衛門、澤和左衛門様御使相勤、各御札申請、急ぎ差下しける、其後者何の異變もなけれ共、地震は不絶有之て穩かならざる事成りし、猶亦右阿蘭陀の説も、末を見究めたる事にも非らず、唯當時の山の有様を演説聞いて、末々の事迄遠く慮りたる説なれば、朝暮勞とすべきにも非らず、去ればとて心に廢すべきには、聊あらざれば、後世に至りても山々の模様に隨ひ、無怠此説に思ひ合せて用心有べし、右和解の内に、朔日洪波の節、前海に島數多く出來候故、

甲

震災豫防調査報告第十四六號

御城下近邊は地底洞に成居可申とあり、左は雖、變の次第を眼前に見たる人の思ふ所は左に非らず、斯數千の島々出來せしは、全く海邊(ヨリ)吹出したるには有まじ、只前山央拔崩れて斯潮漲りたるべくよし、又山より潮を押出したるにもせよ、城下近邊、地底の洞に可成事に非らずと、我言ひたき儘を述る而已、

一御城中立去にて數日の事成りければ、彌上下共に公邊の御首尾の程、何程に可有之哉と心遣ひの評定而已しける、是等の事の御聽に達せし事かは知らぬ共、御家中末未迄、御届被爲置候趣、寄々承知仕候様にと被仰出し御書付寫し、

私在所肥前國島原、先達而御届申上候通、去る朔日、山水押出し、城下洪波打上、及大變候處、其後只今迄兎角相鎮不申、近頃城下近邊山中、并平地迄も、一體不穩、此以後又如何様の大變可有之も難計奉存候、又普賢山、穴迫山燒、彌城郭に指向燒寄申候、只今燒候處者、最早田地に押し移り、山中と申にも無之、城構の堀下(ヨリ)凡三拾町程に相成申候、右之通の次第に燒寄候得者、城内へ懸り候歟、又者城郭より北沖田と申所を燒通り、城郭東の海へ燒拔可申程難計模様に相成申候、然る處城中(ヨリ)南は、去る朔日、山

水押出し候末にて、容易に人馬通路相成不申候、東の方押廻し、船掛りの場所御座なく、船寄候儀相成兼申候、西の山より燒寄候火先、彌北通りに燒拔可申様子に相成候歟、又者此節の模様、山燒許りの儀にも無御座、總じて如何の急變可有之哉の程難計奉存候、變の模様に寄、北通り懸り候得者、城内(ヨリ)四方の通路を斷、人命に障り候程の儀難計奉存候、右體の様子に至り候節者、城中別條無之候共、家來の者(ども)暫く城外江爲引退差置候儀も可有御座候、此段御届申上候、以上、

四月

御名

右之通、先達而御届有之候間、何れも致承知候様と、大目附中御觸有之候、

一江戸表におゐて、四月廿三日、松平越中守様より被仰渡候、貳千金御拜借被仰蒙候段、早飛脚を以申來候處、最早御病氣御差重被爲遊御事、更に御承知不被遊、此趣御承知被遊候は(合カ)、嘸御満足に可被思召上ものと、乍恐遺念の事共、擧て申分ける、御病氣も益御指重りに付、江戸爲御注進、御馬廻り板倉角馬、御徒目付片岡善太夫、道中の用意嚴重にして、五月七日、守山村打立、日夜に道を急ぎて、五月十八日に江戸着、御病症は御勞症に被爲入候趣、

委細に達しけるに、御上を奉始、何れも大に驚き、大變の上に、又候斯御大切を聞て、只膽を失ひ魂を飛して、心遣ひ莫太なり、夫より御醫師井上良泉様江、御内々御有之、早速御用^マ様江、爲御看病御在所江被遊御越度旨、御願被差出候處、五月廿日、御願相濟、御醫師の御願も相濟ければ、右良泉様者、一日先に出發あり、若殿様には五月廿一日、江戸御發駕被遊ことかや、

一島原にては、醫療數を被盡、諸寺、諸山の祈誓愚かなじと雖、其驗なく、兎角に御指重り被爲遊、佐賀侯^カも厚く御世話共あり、則御醫師を被差越しか共、最早御指詰り被爲遊、御脈をも不奉伺、御容體承りたる而已に而被爲歸ける、時に五月十四日寅上刻、御逝去被爲遊候段、御弘あり、
(路)
 御齡五十字に一つ餘らせ給ひける、嗚呼今日者いか成日ぞや、御家中末々の人迄、天に仰ぎ地に臥て、乍恐悲歎の儀、千行萬行果しなき、今年春、非常の變災發て此かた、莫太の、御辛勞可言もなく、漸此程者、地震及山々も粗和平に見へければ、人々の窮苦も少し安逸成時に至りて、御遠行被爲在には、君の御不幸、國民の愁傷、幾干ぞや、耕夫鋤を投じ、春婦杵を捨て、泣涕して不止、嗚呼樂みを民と

共にし、苦しみも共にせさせ給ふの聖君、只恨むべくは、百歳の御壽算なきを歎び、嗚呼流水再度歸らざるのくり事、拙き舌頭に長語、恐々多罪々々、

一右御逝去の趣、江戸爲御注進、御徒目付中村信太夫、御手足輕植木虎藏、介添打立ける、道を急ぎて、五月廿四日に東海道由井、沖津の間にて、御醫師井上良泉様江掛御目、右之様子相達しければ、直様江戸江御引返しありて、夫^カ兩人は道を急ぎ、同日申の刻過、三島の驛にて、

若殿様奉見上、御逝去之次第、一々達せしかば、上下共に手の舞足の踏所を知らず、愁傷絶言語、煮湯に水の入たる有様なり、

若殿様にも、三島の驛^カ御歸府被爲遊、早速、御逝去の御届被指出、五月廿四日より七月十三日迄、御忌被爲請じ也、

御家門様方御相談の上、

若殿様江御跡式御遺領被下置候様の御願書、植村出羽守様^カ被指出候處、御用番様御請取被成候付、若殿様にも御安堵被爲遊候、

先君被仰付置候通、諸向無懈怠相勤候様にと被仰下候段、下々迄御沙汰有之候、

震災豫防調査報告第十四六號

一御逝去之御弘有て後者、九州諸侯方より、守山村の跡先兩三ヶ村江は、日々御使者追々に到來あり、その混合可謂様なし、斯て御葬式の御用意、夫々相調へ、六月十七日、御菩提所瑞雲山本光寺において、御空荼毘の式被仰出ける、此砌、

御二方様に者、御不例に依て守山村より御出無之候、紅葉御殿様には、御出座被遊ける、一家中末々御目見格迄、不殘麻上下着、十七日辰半刻より、本光寺江相詰ける、御支度向萬端御差問無之候得共、其比 紅葉御殿様、山田村方前日景花園まで御越有て、十七日早朝御出座の御手筈に候處、御支にて御出遅く、漸未半刻、御吊ひ相濟ける、(警)公 固物頭四家、各組子二十人召連、御場所マ、寺を相堅めらる、竹にて矢來を二重に結び、四方に白木綿引すへ、四方の柱をも卷立、水引幕は紫紺、御棺天蓋の粧ひ、錦を飾り、華籠提灯先に立、御影は御家老石原多仲、御位牌は御用人、御膳は二三とも御通番々勤めらる、本光寺末并同派の僧綱數十侶、會座に列し、法場の義則嚴重なり、就中、御領中の寺院、諷經に出、各諷經致ける、籠の華は、雲井より御法の床に散敷、讀誦の經音、心耳を澄して專も妙なり、天氣殊に快晴にて、諸事無御支、御空荼毘の式、殘所なく相

濟ける、御棺に火懸り、炎氣邊りを覆ひ、須臾梅檀の煙とは成りぬ、嗚呼恐歎すべし、衆人只眼を合せて慟哭す、實に便なき人々、悲命低頭泣涕果しなし、去にても御葬式の品、奪取に相成、綾羅錦の結構、其外雜具に至る迄、近郷之下民群集して端たなく是を爭ひ、曳裂押割抔して、悉く全き事を得ず、其混合する事、曾而筆語に伸がたく候、

御法事御修行、并深溝御納棺の事、

一六月十九日より、於本光寺初七日御百ヶ日まで引續き御法事御修行あり、二夜三日は御初、三日、五七日、七々日、百ヶ日也、其外七日々々の御修行は、宵朝と被仰出、御法事總奉行石原多仲、御勘定奉行富永徳左衛門、大目付服部半兵衛、其外掛り役々數多あり、又本光寺表門大破に及び、普請前に而甚危ければ、萬一御修行中に崩れ抔して、怪我も無覺束、依之御法事前、俄に崩じ解、大木戸出來候、此内北側に番所立、御長柄を飾て、物頭番あり、南側は御先手足輕、番所假に立、左右に御幕張廻し、表大木戸、本堂に、悉く御幕張廻し、御法事中、物頭貳人づゝ被相詰、組足輕看板着、番所并大木戸外左右共、足輕被指出、御仲小性以上御詰あり、其以下は御經詰なし、御經の度毎に、御帳に付、引取ける、

一六月廿六日、守山村より參河深溝江の御發棺あり、御家中の面々、御見送に出たる人は、專物悲歎、心なき身にも愁傷やるかたなく、眉を顰て道路に哭す、深溝の御供の衆、板倉鞠負、御用人羽太喜太夫、大目付松坂保太夫、御近習目附横山幸左衛門、此外諸士數多也、御道中は肥前路六泊り、中國路十六泊り、山崎通り美濃路八泊り、都合卅二泊りなり、御日積の通り、何の無御滯も深溝御着棺あり、即日御吊ひ相濟、御納棺等無御滯相濟ければ、御供にて参りし人々は、同廿八日、廿九日兩日に、御在所と江戸、西と東とへ別れける、斯る御不幸ましまさずは、此節専目出度御參勤も被遊なば、旅行の道もいか許り勇ましからんに、心鬱々として嗚呼力なき旅路かな、備又 御墓の義者、岡崎町人請負にて、早速出來し、爲守護羽太喜太夫、横山幸左衛門は、暫く深溝江相詰けり、御納棺翌日より、二夜三日の御法會御執行あり、引續き御法事勤行有けるとなれば、右御法事中は深溝江歸寺有けれど、輪番の事故に、御百ヶ日も御取越の御執行相濟、大洞江被相越けるとなり、

萬靈追福施餓鬼修行の事、

一夫淵は瀬と成り、山は海と變とは、物の譬へにして世に有事稀なり、奇成る哉怪成る哉、眼前今年の災變は、海は變じて岡と成り、山は川と替る、實に世の珍變なり、然るに此國往昔より専目出度して、下民富饒の地なり、殊に船付の都合よく、葺山、權現山、龜添山、并辨天山の島々にて取廻したる湊にて、いか成大船も爰にあれば、何程の風有り共、いつ歎悔共せざる所にして、繁榮言わん方なし、島々の樹の間より、船々の帆の／＼見へたる景色、甚面白し、春は遊參若干にして三弦は辨天山の樹々にたぐへ、山野里は波萬里潟を轟かして賑はしく、實に當所の名所なりしが、一炊の夢とも成替りて、今は只名のみ残りて、忙々と物憂體、思ひ廻せば專猶あじきなく、朝たの露に世をはかなく、夕べの鐘には命へかぞへ、心細さは言わん方なし、終日片付場へ人多く出で賑ふといへども、夜に入ては人の足音途絶て、只濱邊の松に汐風の誘音のみして蕭々たり、移れば替る世の中を思ひやりて、人皆哀を催ふし、涙數行して不止、爰にマ、西晴雲寺の和尚、此度の溺死萬靈のため、荒廢に及びし所において、施餓鬼修行の事思ひ被立、市中流残りの旦家江も此由語りければ、いかにも哀み深き思召にやと、何れも打悦び、思ひ／＼に施餓鬼の施主

も集りければ、早速官に達しけるに、奇特の事に被思召御聞濟ありて、萬町の流跡へ假家を修補ひ、終日施餓鬼修行ありて、僧衆皆引取跡に、只獨り通夜し心を澄して讀誦し居けるに、左右々人の貳三十人も来る様に、私語る様に聲聞へしかば、定て溺死の者の有縁の人の參詣にて哉有らんと見廻せ共、敢て人影もなく、只莽々として武藏野も斯や有なん、一天に月晴渡りて^(サエ)物凄しこや、去れば佛法の奇隨^(瑞)もあらた成りと、囁きながら爰に記す、

一溺死爲追福、七月中、瑞雲山本光寺へ施餓鬼修行被仰付、片町鹽濱の跡へ假家出來、其役向出張ありて、終日修行あり、夥しく參詣、其節建し大卒都婆、田町下濱邊へ溺死埋し所へ建置しなり、且又島原領高波打上げ流死ありける、場所、凡十三里四十八町餘、此内流死多き所、御城下共八ヶ所、鄉分七ヶ所に、七基の供養塔を建させられ、最寄の寺院方へ供養料として、夫々に白銀御寄附あり、先城下快光院、三會村專光寺、多比良村正覺寺、安德村德法寺、布津村圓通寺、隈田村龍泉寺、南有馬村常光寺、且又御船倉向料として白銀十枚御寄附有之、此度非常の災害に依て、

も有と聞へしかども、莫太の御物入の時節故、常夜燈常念佛は追々御建立も可被爲在由なり、最早卯月にも程近き事ゆゑ、回向堂を早く出來致候様、精誠被仰出、依之三月下旬には經堂出來せしかば、寛政五丑年四月朔日には、瑞雲山本光寺、一山の僧衆數拾侶舉て、兩日大施餓鬼執行あり、有縁無縁の參詣、老若群集して實に蟻の塔參に異ならず、誦讀の妙音耳を洗ひ、奇香衣に染、膝を重ね肩を侍たる聽衆、涙果しなく、此外御領中の寺院等、居寺におゐて流亡爲追善、施餓鬼供養を思ひくに營みける、一爰許大變の様子、京都大坂邊にても委しく聞傳へ、哀に思ひ、溺死萬靈爲追福、浪華の寺院、舟倉難波於新地、四拾四ヶ寺、擧て大施餓鬼執行いたし、一百萬の名號を書寫し、執行有之けるよし、此義を京都にて磯の宮様御承知され、御自筆の御名號壹萬七千遍、御出府前に御認成され、難波より施餓鬼執行の節相加候様、可賴遺旨被仰置候由、京都より大坂寺院方へ申來候趣、此度指下候名號の内に有之候、右執行致候卒都婆等、御國へ差下吳候様申出候よし、大坂御館より此度差下候卒都婆貳本のうち、一本は經文あり、今一本は表に、

肥前島原溺死諸精靈、爲離苦得樂、裏に寛政四壬子六

月四日、油屋彦三郎と有り、浪花にて隠れなき大家なり、御當家の藏元なるがゆゑに思ひ立候歟、至極奇特の事也、

天草郡洪波の噂、

肥の後州天草郡は、所謂筑紫の末にして、島原 御領の南目西目と海を隔て向ふ合の地なり、去る天明三卯年の秋、島原

公御預地なり、

台命を被爲 蒙給ふ、御高貳萬三千石餘にて、一郡離島濱付の分拾八ヶ村押流ける、荒増の次第、

一流家三百七拾三軒、

一損家三百五拾貳軒、

一流厩小屋四百拾九軒、

一溺死三百四拾三人、内 男百四十八人、
女九十五人、

一流死牛馬百九疋、内 馬六十五疋、
牛四十五疋、

一田畠六拾五町八反壹畝歩程、
一苗代四拾九町五反歩程、

一地船六拾七艘、

一高札場三ヶ所、

一唐芋苗四拾町六反五畝歩、

一見取田畠拾五町五反歩、

一郷藏貳ヶ所、

一鹽六千六百拾石程、

一鹽濱拾六ヶ所、此反別貳拾町七反四畝歩、

一刈干置候大麥五百六拾九石程、

一鹽除川土手石垣、拾壹ヶ所、但 石垣長六百五十間、
高さ貳丈四尺より八尺迄、

一土橋拾壹ヶ所、

一平沙に、丈五尺位より拾五丈位迄増、

右大變の様子、村々より届出ければ、富岡表より早速役々被指出、流亡の次第、夫々見分ありて、先差當り難儀之村々江者、當公より御手當夫食被下置ける、右洪波の様子、江戸表へ早々御注進ある、委しく

公聽ありて、御金四百兩拜借被爲仰付候段、四月廿三日、於江戸表被仰渡けるよし申來候、流村難儀之厚薄に依て、夫々手當被仰付しに、一同厚き御仁惠の程難有事に思ひける、扱又此度の洪波にて溺死有けるよし、達 上聞、溺死の追福施餓鬼修行被仰出、依之施餓鬼料白銀被下置候旨御沙汰あり、依而施餓鬼執行、何れの寺院江可申付哉、御伺有けるに、小寺たり共流死多村の寺方にて、修行可然由に付、溺死多く村御穿鑿あり、則大矢野組三村に、東向寺の末遍照院あり、此寺にて致執行候様被仰出、本末の僧衆打續、此院におるて施

震災豫防調査報告第十四六號

甲

餓鬼修行相勧けるなり、猶又 御手前様も施餓鬼執行の義、大浦邑九品寺に被仰付、白銀五枚被下置けるなり、此度大變に付、公義も厚き思召を以、拜借等被成下、猶又島原公も當難凌のため、早速夫食麥等被下置と雖、非常の天災に付、流亡の村方手段なく極難の程被爲及(脱字アルニ似タリ) 聞召、又々御救米等被下置ける、此節島原の打混御繁多の御中たり共、御大切の御預り所の事故、無御手抜厚き御手當共有ければ、一郡の人民共、一入深く難有存せしとなり、初又天草の溺死も數百にして、就中、島原、熊本兩御領流死の者共、天草地へ日々數多流れ寄、濱邊に打上る事夥しく、爰に大矢野上村漁人の忤、七八歳に成りしが、數多の溺死流れ寄有を見、幼年に哀情を思ひしか、いかにもして可成に取片付吊ひ遣し度と、邊りの者を頻りに勧めける、此由村中他郷の者も傳へ聞、東西分らぬ小兒さへ、斯思ひけるものをと、彌増に哀を含み、感涙を流し、皆々濱邊に出、夫々に片付遣しけるとなり、後には有徳成人々は、銘々雜人を傭ひ、賃錢杯遣し、桶を買求め、裸なるは一重宛(衣カ)をも買與へ、寺方を頼み、懇に取置、墓印に幾つ位ご男女を書記し、卒都婆杯を銘々に建置しが、日増に流れ寄死人夥しく、桶を買盡し、菰、蘆に包み、夫々片付遣しきる、勿論寺方杯には心入よく溺死を取片付、流死無縁塔な

ど建て、跡念頃に吊ひけるとなり、

熊本御領洪波の事、

肥の後州熊本御領者、島原御領と東西海を隔て競み合の國なり、是も四月朔日夜高波にて、海邊の邑々、田畠居宅鄉民數多の死亡有と聞へ、同國長須杯も餘程の流死と聞へけり、同所御用達馬場助左衛門裏の土藏沼に留りけるよし、爰に菅沼五郎兵衛、三月地震中、近國諸侯方々御音信御使者等被下候、右爲御返禮廻勤有之、四月朔日、長須馬場助左衛門方へ止宿有けれども、別儀なし、御船の義も同所江掛り居けれ共、陸へ打上候迄にて、乗組共無別條、且又肥後の國三郡の溺死爲追善、施餓鬼修行等種々ありて、一郡に一基の塔を建給ふ、碑の銘に曰く、

今年寛政四壬子正月々、肥前國温泉ヶ嶽煙立、白炎日に増月に盛にして、同四月一日の夜、山崩れて海に入、潮涌あふれて我國飽田、宇土、玉名三郡の浦々に及び、良民溺死者もの、飽田に千百餘人、宇土玉名合て四千數百人、適適流れ残しもの、父母を失ひさまよひ、哀といふも更なり、斯る事は古き史にも稀なる事になむ、夫民は國の本也、逆、同六月に官も僧に命じて追福の事を行わしめ、其九月、一郡に一基の塔を建られ、死したる者の名を錄して爰

に納め、幽魂を鎮めせしむ、死する者若知る事あらば、千

歳の後今まで朽すとおもふべし、

熊本御領は、大國にて地平らかなり、故に人の死亡は少しあ
いへども、田畠の流失は夥しく事のよし、風説有り、

御城下江引越しの事、

斯て卯月の上旬より、御上を奉始、未々まで湯江村より先八ヶ
邑の内へ立退、兵糧鹽增薪等迄、家内人別に御割渡あり、
上の御惠慮を以て暮し方支へなしがへども、温氣の時分、
殊更五月雨降續、打濕りたる賤が家の、假の住のいぶせき事
述難じ、未だ山の様子透と穩かならぬ共、大變二度は有まじ
ければ、我宿へ落付度と思ふもの過半あり、又得と治りて後
歸り度思ふ人もありて、心一致せず、然るに五月十九日より、
景花園諸役所向、三の丸江引移り、諸役人通勤致共、城下江
引越候共勝手次第との御沙汰ありければ、人皆退屈に存る
折柄なれば、早く家内共に引越て、次第々々に御家中賑々し
く相成ける、御門固めの士分、大手許りを固め、外御門御
門は引取て御廣間御番可勤との御事にて、御馬廻り御仲小
性を始め加勤せられ、御家中無足の人々は、御城内廻りを被
相勤けり、其外三の丸諸役所共、諸事平和の通り被仰出け
り、物頭の廻りは八月七日限に相止み、無足の廻りも同十日

迄に相濟ける、

御朱印者九月朔日、三の丸江被爲移、御子様方には各引越
と雖、商ひもの更になく、豆腐野菜に至る迄、甚指問ければ、
上より柏野北原の豆腐見世へ御貸渡ありて、少しづゝ數ヶ所
にて拵へ出すといへども、中々間に合兼、前廣に約束せずし
ては手に入事なく、春以來久しく在方江立退居候事故、銘々
の菜園には一物もなく、賣人者不來、肴類も漁人無之のゑ、
拂底にして來らず、漸本光寺上北原邊江干肴體のある許り
なり、近頃の噂を聞ば、ある人鯛を調へ料理けるに、手の指
を含み居けるの由、又者耳(端)のはを喰切居たる杯と評判せし
故に、婦人小兒杯は、鮮肴を忌嫌ひて食せず、扱々不自由の
事にて有之、三會村景華園に居る内の嘶に、彼村磯邊に流寄
し死體を見るに、蛸數十疋寄集り居ければ、其死人を押退て
蛸を悉く捕え、賣步行ける杯と、虛に尾を付て様々評判しけ
れば、兎角に鮮物の賣捌けざる事共なり、然るに小賣人等追
追に出來し、日を経てかなりに日々の用を達しけり、變前に
者今日を過し兼、父母の供養も足らず、妻子の撫育も乏じか
りし極難の土民、商ひ人共、變前の家業に引替て、立派なる
見世杯を飭り居る者、北原邊に夥しく有之ける、

町在御手當向の事、

附從近國御音信の事、

震災豫防調査會報告第十四六號

一町在流れ残りの者共、日に増難儀致すのよし、達公聽、爲御救、御米等數々被下置ける、折又町在より、北目筋へ立退居候者江も、飯料等聊差支なく様、夫々御手當あり、且町在流れ残り、更に便べき方なきもの共は、村方賄宿へ参り、日々焚出しそ被下置、身命を繫し者多かりける、又神代江立退し者共へは、佐賀侯より御手廣に、飯料渡方、鹽增薪等迄、人別に割合、宿の義もまた夫々被仰付けるよし、立歸りし後、銘々何十日迄逗留仕、何程頂戴仕候と、逐一に書記し、町在共に役所々々へ差出しける、此度大變に付、上の御手當の厚き事、且は佐嘉侯の御恵の深き事共、下民等難有よしを泣涕して歎び申あへり、

一天地の變災時なくして至る、依て非常の御備へ逆御園穀の儀、從公義も被仰出、御上にも厚く御世話爲遊、去る西年の秋より、御領中村々へ、貯へ夫食出穀之義被仰出、從御上も村方出穀高の半方御足穀被成置、御藏に貯置、不慮の天災に被備置候、依之此度の災變に付ては、御家中并町在立退の者共、夫々御扶助相届候事、

一此度大變に付、家宅諸道具共、押流し候百姓共、先身柄許り知るべくへ立退けるが、日を経るに隨ひ、流跡へ小屋

取修補、農業の營みも致度思ひけれ共、諸財共に流失の事故、何の手段なく、空しく手を束ね、難儀たるのよし、被爲及聞召、依之農具料として、流失の村々百姓共小前小前に、夫々御手當有之、以御影を、家業に取續けるなり、都て此度の大變に付ては、破損所御修復等、員を不盡御船等、并御船具も悉く流失の事、是等は指當り長崎御勤も被爲在ける故、急々御仕立無にして難成事のよし、此外流失の跡々、再興多き、旁絶言語候、御物入の御中、國民の難儀者不被捨置、御手厚に被爲救、さまゝ御愛育の御手當の程、舉て難有由申合ける、

從近國御音信の荒増、

此度の大變、近國环江も大造に聞へ、別して 佐嘉侯は久敷御間柄、殊に隣國の事故歟、三月中地震の節より、不成一形厚き御世話共多く、御使者等無絶間被差越、兼而水火急變の爲御手當、神代江も大勢相詰居、殊更御船數拾艘、神代湊江繫有之由之處、四月朔日大變にて、悉く流失致し候よし相聞江、且又佐嘉表よりは、御當地變以後、市店退轉に付、商物無之由被及御聞、小間物類米鹽增酒醬油等、様々御音物有之候よし、此節外ならず至極厚き御世話の趣相聞候、此節下にて風評におよび候は、去る子年佐嘉表飢餓の節、此方様より厚き

甲 防 調 査 會 報 告 第 四 十 六 號

御手當共被爲遊御座候由、當節佐嘉表カタハシの御手厚は、一ツは其御恩報の思召も有之に哉と、寄々申あへり、且又九州の諸侯方カミ、御使者等は不及申、諸家カミ御音信も有之候趣相聞へ候、大村侯カミ者、小間物類油醬油其外品々御音物等有之、殊更御使者等數々被成下候、中にも御内證より、御近習侍の御使者も度々有之、筑前侯には未だ御幼年に被爲渡候得共、

さまぐ厚御世話(津カ)ありて、御米千俵、幼君御氣付を以て被進候趣申參、五島、唐崎杯、小間物類并鯨杯、さまぐ御音信有之候、大變靜謐以後、近國の諸侯方江御返禮の御使者有之、夫々の品進せられける也、

御家督被 仰出事、

善者常也、惡者變也、惡出て後者善顯るとは、宜成哉、當春災變起て、又其夏に至て國君隱れさせ給ひて、上を奉始、下一同鬱陶たる事共なり、光陰移り替りて七月十四日に成りしかば、御忌明の御届ありしかば翌十五日には、御老中様カミ御連名の御奉書到來、十六日五ツ時、御登城被爲遊候處、御遺領無相違被爲蒙、仰、御上にも御滿悅被思召上、御家中末々迄恐悦至極せり、御家督御禮、御首尾好被爲、仰上、同日御跡席におゐて、兩御大老板倉松平御太刀御馬代獻上、御目見被仰付、是又無滯相濟ける、天草郡の御預所の義も

御伺被遊ける處、猶亦五ヶ年御預け被爲、仰付候段被、仰渡、重々恐悦の御代と成而、上下の安穩、此上や有べき、當春以來重疊の凶事ありて、人皆深きに臨み薄きを踏の思ひ數月成しに、始て愁眉啓け、泰山の安きに坐して、勇み歡び奔走す、萬民野に手を打とは、實に此時なる哉、

大變御届の事、附拜借金被 仰蒙候事、

四月朔日の異變、一通り御届有けれ共、猶又得て御穿鑿有りて、八月十二日被差出ける御届書、左之通、

先達而御届申上候、私在所肥前國島原、當正月十八日、普賢山泥土吹出し、二月上旬、右山續き同様に吹出し、其後火氣に相成り、次第に燒下り、鳴動強く、三月朔日より地震日夜に震續き、四月朔日酉の刻過、城近き前山割崩れ、山水押出し、城下海カミ高波打上、右地震山水高波に而、破損所、流死、覺、

一本丸角平櫓瓦落壹ヶ所、

一同塙瓦落、但百廿五間、

一二丸角二階櫓瓦落壹ヶ所、

一石火矢櫓瓦落壹ヶ所、

一同二階矢挾腰瓦落壹ヶ所、

一同塙潰壹ヶ所、但長壹間、

甲

震災豫防調査報告第十六號

一手船流失、但六丁立迄、四拾艘、

一在町船流失、但七反帆迄、内三百廿二艘、在、
一島崩四ヶ所、

一往還道筋損、但牛馬通路成兼、五千貳百七拾間、
一往還筋石垣損、但高貳間迄、四千百拾九間、

一波除石垣損、但壹丈五尺迄、千貳百間、

一田畠園川潮除石垣損壹萬千五百五十八間、但壹丈壹尺迄、
一水車流失六ヶ所、

一並木土手崩三千貳百拾五間、

一本田貳百三拾貳町三反廿壹步、

内百七十八町壹反五畝廿壹步、

當荒、
永荒、

一新田貳拾七町貳反五畝三步、

内十七町七反八畝步、

當荒、
永荒、

一本畠貳拾五町貳反四畝廿壹步、

内貳拾壹町壹反七畝九步、

當荒、
永荒、

一新畠貳拾四町八反三畝六步、

内九反三畝六步、

當荒、
永荒、

一鹽濱荒所貳拾貳町三反貳畝拾貳步、

内七町四反六畝貳拾壹步、

當荒、
永荒、

一鹽濱石垣土手崩五千八百拾四間、但壹間半迄、

當荒、
永荒、

一扶持人流死五百七拾六人、但小役人船手妻子共、
足輕小もの共、

内男貳百九拾壹人、
女四千八百十七人、

一町在流死人八千八百三十五人、但三千五百八十四人、在、
五千貳百五十一人、町、

内男四千十八人、
女四千八百十七人、

一出家流死三拾九人、

一山伏流死拾人、

一社人流死三人、

一盲僧流死四人、

一怪我人七百七人、

内男三百六十八人、
女三百四十七人、内百六人、養生不相叶相果申候、但三人五十

三人、

一穢多流死六拾七人、

内男貳拾六人、
女四十一人、

一斃牛馬四百九拾六疋、

内牛廿七疋、
馬四百六十九疋、

一在方浦方掛り旅船流失五拾艘餘、

但町方へ掛り旅船有之候得共、員數相知不申候、

一在方浦方掛り旅船乘共流失、凡貳百八拾人餘、

但町方旅人船乘共、流死有之候得共、人數相知不申候、

一在方高波打上候里數、凡十三里四拾八町三拾九間、

震災豫防調査報告第四十六號

但五拾町壹里、

但幅七百廿間を五十三間迄、
汐高、平汐を三十間を十九間迄、

右之通御座候、此段御届申上候、但損毛高之儀者、收納之上、追而御届申上候、

八月十二日

御名

右御届書、御用番松平豆州侯江御指出し有之候處、御請被成、御登城之上御同席様方へ御評定には、怪からざる大變の儀、諸普請手當等之儀、莫太に可有之、御手傳にても被仰付、城主へも相應の拜借無之候ては、差當り難澁可致、各如何思召候哉とありければ、越中守様、彈正大弼様御返答に者、成程左様にも被仰付無之候而者相成間敷候、併大名、當時者何れも困窮の時節候得共、極無據急に出來候處許、御手傳にても被仰付候事に候、彼島原者、旅人の通路逆者一向無之所候得者、城主より夫々手傳等致候様、格別の拜借被仰付候而者、如何可有之哉と被仰、御同席皆様、是に御評議極りける、傍又遠國の事に候へば、目附役人等見分に遣し、得と様子可見届事に候得共、當城主は御末流の事に候得ば、其儀にも及間敷、依之此節直様拜借被仰付可然の旨、御列座一統、此儀御評定あり、

上聞の上、則九月三日、御老中様御連名の御奉書到來、翌四

日御登城被爲遊候處、左之通御書付を以被仰渡ける、

御名

其方領分、當四月山崩并高波にて、數ヶ所及荒廢、船付其外も亡所に相成、殊に人民の死亡多分の事と相聞、實に稀成災害の様子に候、手當諸普請萬端の義、家督始の義にも候得者、格別可爲難儀被思召候、依之金壹萬圓拜借被仰付候、全體領分損亡等に付ては、都而拜借被仰付候筋無之候、併格別變災に相聞候間、先達而亡父江當分の御手當も被成下候事に候得共、城下再興同様、大造にも相聞、家柄の儀にも有之に付、旁格別の思召を以、猶又拜借被仰付候儀に候間、可得其意候、此度の拜借金返納之儀者、來丑(者力)十ヶ年賦上納可被致候、尤委細之義は、御勘定奉行江可被承合候、

九月

右之通被仰渡、

御上にも御満足被爲思召上、總御家中、乍恐難有歡びあへり、是東照神君の餘光にして、萬世目出度御家柄と、舉て申あへりし事なり、

國家靜謐之事、

震災豫防調査報告第十四六號

肥の前州島原森嶽城者、往昔松倉侯は島原の城より爰に移さる、西は嶺岨の山丘數峯を聳へ、北は擴々(廣々)の地にして、殊に田口し、東南に蒼浪巍々として美くし、藩中の松翠は千歳色を同じて目出たし、時に卯月朔日夜、眉山は飛てさしも繁華の市聲(井)、瞬間に地震に絶たり、其勢ひ城の大手の南に突付、市中の資財竹茅屑に至迄、追手は逆浪(此間脱字アルニ似タリ)も道をよけて通りたる許りに、人皆不審と私語合へり、理わり成哉、總じて城を築かんとするに、先地の利を能計り知り、地祭繩張等の事を嚴成るべし、第一は一城の大守の御座在ます難有さ可成と、恐感して止す、前君は 主殿頭忠恕公と奉稱る、安永四未年、野州宇都宮より御舊領島原へ御入國被爲遊、寛政四壬子の夏五月十四日、守山村舍にして被爲遊御逝去、御法號瑞應院殿麒岳源麟大居士と奉唱る、

主計頭忠馮公、同じき年七月十六日、

御家督御相續被爲遊候て、御改名被爲在、主殿頭様と奉尊崇る、翌丑年五月、被爲遊 御入國しかば、國民快樂して太平を唱ふ、去れば普賢嶽の煙も、年去り月移りて良靜かなる御世となり、地震も今鳴治りて萬代不易、戸閉ぬ聖代と成りぬるも難有し、目出たし、

温泉ヶ嶽の由來、且又我變錄に洩たる事ごとも、餘本より拾ひ集めて末にくわゆ、○中略、

一中古百卅年以前、高力左近將監様御代に、普賢山燒出し、北目筋往還は、闇夜にも提燈、松明を不用して赫々たりとなり、右の燒岩は、普賢江參詣の道筋少し右の方に見へ、岩石眞黒にして後世の人知る所なり、其節者、安徳村、深江村の方に洪水して、田畠多く破損せしとなり、今の水無河原は、其節の流れ筋のよし、

一往昔も、今度に等しく變(きか)ありとの噂有れ共、島原には舊記述もなし、肥後熊本に年歴幾久敷連綿たる買人の家錄に、往古も斯る事も有りし哉、此度の災變にて地を覆せし跡を見るに、いかにも年を経たる古き大木共間々見へたり、楠木杯は既に石の様に成たるあり、辨天山、權現山、其外數數の島ありしは、往古の飛散たる山にや有らん、夫世の中の事は、壹人實を語れば、萬人虛を傳ふとやら、一向根のなき事も、後に蔓りて、乙甲に成行け共、此度の變に於ては、いかなる筆を取共文及ばし、眼前の見たる人さへ、瞬間に數千の山共束ねしは、天狗にもせよ、斯容易にばすべきかとは、思へ共計られず、世移り行て孫々にも至りなば、よも實是程の事とは思ふまじ、夫も又變後御世話有りし櫻、

松も生茂り、山々苦蒸て、新山といふ名は削り度事也、海中江押出たる山共も、年代を重ね、早く鷹、鷺の巣共成る程、樹々繁茂せば、在し昔の松島辨天山、權現山にも遙に勝りし美景なるべし、

一四月朔日の夜、安徳村に倒れ家より出火有けれ共、變に恐れて皆々逃さまよひて、火を防ぐ人もなし、依て適々遁れし

家迄焼失し、折節惡風頻りにして炎雲をこがし、邊りの手負は煙りに咽び、あるひは半身土中に埋り居て、遁んと閼ゆれ共、動く事叶わず、助け吳よと喚れども、助る人もなし、波に覆へされ、家に敷れ、また其上に焦れ死せしは、無比悲の重難、能々業因深き人々成るかな、

一筑後高良山に子の春開帳有りしに、爰許燒の様子、遠目鏡

を以て見せければ、諸方の人群集して、夥敷入を取、錢儲け致せしよし風聞せり、

一大變の翌春中、木塲村大雨降、洪水度々あり、田畠多く破損有之、安徳村南名百姓共の家、土中に埋りけれ共、人命には障り無之よし、

一大變にて家を失ひし町家の人々、流跡へ家建候者江は、家の大小坪敷に應じて、普請料として被下置候となり、

一四月九日、御沙汰有之候者、

御子様方御大勢様、村方に永々被遊御座候ては、下方難儀之者多候に付、豊州御陣屋へ當分御移り御暮しの御積被仰出候得共、是は止みに相成候、

一御上御不例に付、御詰衆より御全快の御祈禱御願ありて、御札被指上候切符者、三會村社人吉田出雲を頼み御札差上候、

一大變に付、御家中末々迄、格別骨折出精相勤候付、相應の御目錄可被下置、先達より被遊御世話候得共、大變後差掛り候御物入多く、并町在の御手當向、莫太の義にて、思召通難被仰付と有之、中小性以上、獨禮御流總禮御目見以下、夫々御目錄被下置、難有頂戴致し候、

一三月中大變の内、

御子様方には、守山村庄屋方江御立退被爲遊候事、

一三之澤村庄屋方近邊にも、假屋を修補、御城下其外近郷の怪我人共被差置、御療治等被仰付、猶又仕出し御賄等被下置、何不自由なき様御手當あり、

一守山村江御立退の内に、鍋島彌平左衛門殿、守山の御旅館江被參、其後御逝去の後にも被相見候、兩度共上下百餘の同勢にて有之由、

一四月朔日、高波にて損所、并死人、怪我人有之村々、左之通、

島原村 今村名不殘山下に成、上ノ原名不殘、馬場名之内、庄屋宅より東南、其外海邊付、流失、
 杉谷村 海邊 三之澤村、海邊人家 東空閑村、右同斷
 大野村 右同斷 湯江村 海邊許
 多比良村、右同斷 土黒村 海邊人家
 西郷村 右同斷 安徳村 北名、不殘人家共山に成り、南名は殘る。
 中木塙村、山手人家、山に埋り候、深江村 海邊人家
 布津村 海邊人家 堂崎村 右同斷
 有田村 右同斷 町 村 右同斷
 隅田村 右同斷 北有馬村、右同斷
 南有馬村、右同斷

北目筋者、西郷村にて波先おだれけるよし、然れ共愛
 津邊も、朝日暮頃は、平汐より餘程高く相見へ候由、南
 の方者、南有馬、大江、崎沼にて、波先弱り候と相聞候、
 一木塙村者、三月地震中より、水渴して田方植付もならず、苗
 代も干からじけるとなり、一體中木塙村者、山崎の地成る
 が、水氣を吸上げけるにや、又者地震の節、地割水道違ひ
 たるや、此村一向出水止り、變後百姓共飲水に事を缺けれ
 ば、近國の井戸掘抔を雇ひ、所々を掘見けれ共、必至と水

氣無之よし、何れ地震にて水筋違ひたると見へ、新山の内以前出水なき所に、處々に清水あり、中木塙の百姓中、變後は谷を數々越へ桶を荷ひて、新山僅の涌水を汲取由、其不自由勞苦、云わん方なし、變後替りし事は、上ノ原の百姓兩家の井戸、水溢れ出、護國寺裏、并叶寺の前坪、以前は一向無之處涌水數ヶ所あり、然も水潔清にして冷々たり、水流末一つに落合て湖水となり、水面手廣き事なり、水の掃方無之故、丑の春は湖水浚あり、南目への往還江橋を掛け、又此湖より濱邊迄、川筋の大普請、大造の存立共にて、役數多出張あり、村々より群集たる數萬の人卒共へは、日夫扶持を給り御遣方あり、村毎に旗を立、古今目覺敷事いふべくもなし、見物の尊卑充満せり、島原始りての人の出成るべしと云々、右の湖水より遙南へ寄りて、新山の間に湖水數々あり、近年は此池にて釣時花りて、日の出より夜分迄、釣り人夥しくて、目の及ばざる事共にて、池の端透間なし、斯成事とも夢々思ひ寄らざりしに、專目出度靜か成る御代と早成ぬ、

〔参考〕

〔日本地誌提要〕

肥前温泉獄、噴火山、高來郡島原村ヨリ
 三里、其東縣ヲ前嶽ト稱ス。

〔倭漢三才圖會〕 肥前

溫泉獄、在高木郡、五十町方、有普賢鏡、往昔有大伽藍、號日本山大乘院滿明密寺、文武帝大

寶元年、行基建立、三千八百坊、塔有十九基云々、天正年中、耶穌宗門盛行、僧俗陷邪法者多、當寺僧侶亦然、故破却、不歸正法者、生身陷當山地獄池中、礎石或石佛耳、今唯僅有一箇寺及大佛而已、方一里許中稱地獄穴、數十箇處、兩處相並、高五六尺、黑泥煙湧起、名之兄弟地獄、黃白帶青色、沫澤似麴者、名之麴造屋地獄、青綠色似藍汁者、名之藍染家地獄、濁白色稍冷似米泔者、名之酒造家地獄之類、名目亦可笑、出猛火、可謂等活大焦熱者、亦有矣、其流水稍熱、如湯之小川中、每小魚多游行、亦奇也、凡一山、地皆熱濕透鞋、跣者難行也、麓溫泉多、有浴湯、人不絕、

同五年一月、關東地震フ、

〔武江年表〕

五月三日乙未、是夜、京都地震フ、

〔輝良公記〕

寛政五年五月三日乙未、曇、入夜亥刻頃地震、

〔師資朝臣記〕

寛政五年五月三日乙未、曇、入夜亥刻頃地震、

〔輝良公記〕

五月丁酉、快霽、薄暑、入夜地震強長、戌刻過、

同月六日戊戌、京都地震フ、

〔輝良公記〕

六日戊戌、霽、卯過少地震、

同六年十一月三日丁亥、是夜、江戸強震アリ、

〔泰平年表〕

寛政六年十一月三日、子刻江戸大地震、

同九年閏七月十二日己卯、京都地震フ、

〔師資朝臣記〕

寛政九年閏七月十二日己卯、地震少、

同月二十二日己丑、京都地震フ、

〔師資朝臣記〕

廿二日己丑、今曉地震、

同十一年三月五日癸亥、京都地震フ、

〔師武記〕

寛政十一年三月五日、晴、申刻地震、入夜雨降、

五月二十六日甲申、加賀國金澤、地強ク震ヒ、宮越浦ハ海嘯陵ニ襄レリ、

〔温故年表〕

寛政十一年_未^已五月廿六日、加州金澤ニ大地震アリ、所々破損

多シ、宮越浦津浪アリ、溺死多シ、

享和二年十月二十三日辛酉、京都地震フ、

〔二條家番所日次記〕

享和二年十月廿三日辛酉、雨、今曉正寅刻地震、依之爲伺御機嫌、

禁裏御所、承、廣橋前大納言殿、取次
中西和泉、

仙洞御所、承、樋口彈正大弼殿、取次
堀川彈正忠、

中宮御所、承、兩局方、岩並式部、

右御使丹宮相勤之、

〔師武記〕

享和二年十月廿三日庚申、雨降、今曉寅半刻地震、

同月二十九日丙寅、是夜、京都地震フ、

〔師武記〕

廿九日丙寅晴、入夜亥許地震、

十一月十五日壬午、佐渡國地大ニ震ヒ、羽茂郡被害最モ甚シ、小木町ハ家潰レ、火災ヲ起シテ鳥有ニ歸シ、其湊ハ、地形變ジテ干潟トナレリ、

〔佐渡年代記〕

享和二壬戌年十一月十五日、巳刻地震に而、所々破損之處、未刻又々大に震ひ、相川御役所向を始、人家に至る迄、破損に及ぶといへども、震潰したるほどの家も無之に付、怪我人等はなし、銀山内甲坂と云所に、岩山落重り、通路を塞ぐ、幸

ひ通行之ものもなく、怪我人なし、未刻の地震にて、又々岩山落重りしき、數十町隔りし鳥越間歩へ、土煙り來り、暫時は暗夜のごとし、諸間歩敷内は、別條無之といへども、鳴動甚しく、大工、水替等にいたるまで、悉く逃上り、來る廿二日迄、御稼相止、尤當分之内、地震ふ事止まず、

一小木湊は、別而地震強く、入江の内變地いたし、干潟になり、洪波にも可及哉と、人々危ぶむ處、未刻地震に而、人家震潰し、所々より出火に及び、番所、役家を始、人家三百廿八軒、土藏廿三ヶ所、寺院二ヶ寺、焼失に及び、即死人十八人あり、焼失に不及家々は、不殘震潰し、近郷とても、皆々人家大破に而、迷ふ時節に付、小木町之ものとも途方を失ひ、山中に寄合、畠と云所に假小屋を補理、役人を始打寄、難難至而甚し、小比之村蓮花峰寺より、粥を炊、飢を救ふ、

右變事之注進、十七日晝頃にいたり、相川江到來に付、廣間役、目付役、地方掛り等遣す、

一三郡村々之内、羽茂郡は取分け地震甚しく、澤崎、深浦、赤泊湊等も、地面震上げ、潰家、破損家、數千軒に及び、田畠、道橋、山林等、損所夥し、

一小木町へ、米百五十石、錢三千貫文貸附、

震災豫防調査報告第十四六號

甲

元祿十六癸未年八月十日、大風高波に而、小木湊嘲掛りの廻船九十六艘、破舟に及ぶ、總目附本間十兵衛、石井三郎右衛門、平役堀口彌右衛門、寺田善左衛門、松村六兵衛、水品安左衛門、南條與右衛門等を檢使に遣す、此時海底へ沈みし金なるか、享和小木湊地震して變地し、干潟となりし砂之内より元祿金拾ひ出せり、

〔佐渡志〕

享和二年壬戌十一月十五日、地震甚し、此災にかかる所、總て百六十村、倒れふせる家七百卅二、傾き壊たる家千四百廿三、焼たる家三百廿八、死するもの十九人、其餘崩れ谷埋み、田圃道橋池堤の損へる、舉て記すべからず、羽茂郡小木の港、數十町干潟となる、赤泊、澤崎、又潮退き石出で、國々の船とも皆便を失ふ、是に仍て官より浚へをなさしめられ、三年を経て、甲子八月其功終て、復諸國の船湊ふといへども、人力限りあれば、形勢全くは舊に復しがたし、又是に付て、新たに田土を得たる地もありけり、

〔一話一言〕

當表之儀、十一月十五日、至而快晴に而、物靜成日に御座候處、朝四時餘程之地震仕候得共、是迄不覺強事之趣申合居候處、晝八時頃震返し有之、此節は凡建家一尺餘も左右へ震り

享和二年

候様子に而、家之内には居候事相成兼、家内一同庭へ出、終日罷在候、襖戸障子建付置候分、自然と五六寸明、棚は落、手水鉢はゆりこぼれ、鴨居二三寸拔出し、床が下、束等は震倒、石垣は震り崩し、無水之水岡へゆり上候程に而御座候得共、手前御役宅は、崖近所に無之候故、地面之割れ等無御座候處、御役所向、并同役助七郎御役宅等は、崖之上故、高石垣多分震崩、地面ひゞ割れ、建家片(傾)向候所有之、同日より引續晝夜五六度程宛震候故、大難儀仕候、尤追々間遠に相成候得共、當月六日迄、晝夜少々震氣御座候、相川表之儀は、右之趣に御座候處、在方別而強、十里越後の方、小木湊迄、場所佐州之船附に御座候、右場所、十五日兩度之地震に而、家居四百五十軒程之處、不殘潰候上、貳百二三十軒程、燒失いたし、地面も變地いたし、船掛り有之候嘲之内、六七十軒(間)、潮干潟相成、一向差汐無之、變死人等も有之、其外村々八九十ヶ村之内、潰家六百七八十軒、大破之家千四百軒餘有之、田畠缺崩、道橋損所多、地面割候而、土砂水押出候所、是又多分有之、誠に前代未聞之變事に御座候、

右、佐渡組頭阿久澤氏文通之由、

佐州之儀、先達而一通御届申上候通、當十一月十五日、兩度之地震にて、相川始、銀山内所々破損、其外在々焼失家、潰

甲

震災豫防調査報告第十六號

家、破損家、焼死人、横死人等有之、亦は田、畠、用水路、道、橋等、所々損所出來仕候に付、早速支配之者差出、見分爲仕取調候處、左之通に御座候、

相川之分、

一山之神教壽院拜禮所、御圍ひ板塀損じ、并石垣、所々缺崩、

一陣屋御役所向屋根内通、其外總圍ひ土塀板塀損じ、石垣缺

崩、拾留山損、御武具藏、地方役所附土藏、陣屋附土藏損じ、稻荷社石垣損じ、作事方細工場石垣損じ、地面引込、

一組頭北役宅屋根、并内通り所々損じ、圍土塀板塀損、石垣缺崩、地面引込、土橋損じ、門并土藏大破、

一南役宅屋根、并内通り所々損じ、石垣缺崩、土藏破損、

一江戸(向カ)被遣候、廣間役兩人住居御役宅長屋、屋根并内通り所

(損脱カ)所、其外土藏破損、

一寄勝塲總圍ひ板塀、并長崎塀損、石垣所々破損缺崩、地面引込、

一辰巳口番所、金銀改出張役所(向カ)、床屋小判所、定間吹所、穿

鑿鍵粉成所、金銀吹分所、鍵置塲、鍵粉成所、屋根并内通り所

所損、其外石垣所々缺崩、用水路破損、

一御金藏三棟、所々壁ひど入、同所御役所向、屋根内通、所々破損、

一次灰谷山之神下戸御米藏、御雜藏、并同所御役所向、屋根内通、所々破損、

一小早御船道具置場、屋根破損、

一牢屋總圍柵、板塀損、石垣所々大崩、

一山之神大山祇社、屋根破損、

一地役人拜領屋敷、并町家住、所々破損、石垣缺崩、

一町之通筋、所々地面ひゞ割、并引込、川通石垣、所々缺崩、

一寺四十二ヶ寺、境内石垣、并墓所缺崩、内七ヶ寺、建坪共所

所破損、

一宮一ヶ所、境内山崩、貳社、石垣缺崩、

銀山内分、

一川通板柱二ヶ所、延長百八間餘、破損、

一同西柱三ヶ所、延長六十五間餘、破損、

一同片柱三ヶ所に而、延長五十二間餘、破損、

一往還筋之内、字甲坂、落石場所一ヶ所、

此間數東西十九間餘、南北五間餘、

落重高二丈餘、

此場所之後、銀山往還筋に有之候、其上板柱場所へ、大

石落込、水堰に相成、川水、諸間歩水道筋へ落込、差障に
相成候に付、早速取掛り、追々一圓割落候積り、
一同字宗太夫、落石場所一ヶ所、

此間數東西七間餘、南北四尺餘、高五尺餘、
一同字、落石場所一ヶ所、土橋三ヶ所破損、

一諸間歩水道筋之内、留棚百一ヶ所、延長九十四間餘、
一同斷之内、留棚十七ヶ所、延長三百八十二間餘、

西三川金山之分、

一砂金山稼所、二ヶ所山崩、

一溜井三ヶ所破損、

一江道筋、所々缺崩、并切拔候江道、二ヶ所潰込、
在之分、

一燒失三百二十八軒、

一潰家七百三十二軒、

一破損家千四百二十三軒、

一燒失土藏二十三棟、

一潰土藏一棟、

一破損土藏三十七棟、

一潰鄉藏三棟、

一破損納屋二軒、

一田畠損地二百五ヶ所、
一往還道、山崩、川缺、百十ヶ所、
一用水路、損地百二十一ヶ所、
一橋二十二ヶ所破損、
一田地畔缺四ヶ所、
一溜井破損四ヶ所、
一御林、地面缺崩七ヶ所、
一百姓持林、缺崩三ヶ所、
一作場道、石垣、用水吐尻共、損所六十二ヶ所、
一獵船七艘破損、
一用水堰、地割三ヶ所、
一燒死人十四人、
一橫死人五人、
一怪我人二人、
一田地損地七ヶ所、
一往還道、山崩、川缺、九ヶ所、
一用水路、損所十六ヶ所、

一橋五ヶ所、
一作塙道、缺崩八ヶ所、

一御林、地面缺崩一ヶ所、
一怪我人無御座候、

一加茂郡百ヶ村之内、十一ヶ村、○原書、次行三總
家數ヲ脱セリ、總

一潰家四百五十四軒、○以下十二項ハ、蓋、

一破損家九百十二軒、
一潰土藏一棟、
一破損土藏二十九棟、

一潰納屋二軒、
一田畠損地六十六ヶ所、
一往還道、山崩三十八ヶ所、

一用水路、損所三十三所、
一橋二ヶ所破損、
一作塙道、損所四十六ヶ所、

一御林、地面缺崩六ヶ所、
一百姓持林、缺崩三ヶ所、
一獵船七艘破損、
一横死人一人、
一怪我人二人、

是は、支配之者差遣、見分吟味爲致候處、横死人之儀は、地震にて家居震潰候

一燒失土藏二十三棟、

一潰家六十五軒、
一破損家三十四軒、

一雜太郡百一村之内三十六ヶ村、
總家數四百五十三軒之内、

一作塙道、并石垣、用水吐瓦、缺崩七ヶ所、
一怪我人無御座候、

一溜井破損一ヶ所、
一田地畔缺四ヶ所、

一往還道、山崩、川缺、五十七ヶ所、
一橋拾四ヶ所破損、

一潰納屋二軒、
一田畠損地六十六ヶ所、
一往還道、山崩、川缺、五十七ヶ所、
一橋拾四ヶ所破損、

節、屋根下に相成、即死仕候、怪我人之儀も、右同様にて怪我仕、何れも外に怪我人も無御座候旨、申聞候、

震災豫防調査報告第十四六號

一畠二ヶ所缺崩、橋一ヶ所(破損脱力)

寺二ヶ所焼失、
同郡 小木村、

一燒死人十四人、

一横死人四人、

一羽茂郡小木町村、

寺四ヶ寺破損、并境内所々破損、同郡
社一社、堂一字、破損、

一溜井三ヶ所破損、

一用水路、損所十七ヶ所、

一山崩五ヶ所、

一石垣二ヶ所缺崩、

一用水堰、地割三ヶ所、

一雜太郡七ヶ村、

一用水路二十九ヶ所、其外所々缺崩、

一山崩一ヶ所、

一雜太、兩郡之内二十ヶ村、

此譯

順德院陵一ヶ所、

社四社破損、

寺二十二ヶ寺破損、并境内

羽茂郡 同郡
十八ヶ村、

門、堂、石垣等、所々破損、

寺二ヶ寺破損、并境内諸堂、破損、

羽茂郡 同郡
貳ヶ村、

右佐州醫者□□叔平より借寫、
〔地球之圖〕附載、
〔地震考〕

又地震に徵ある事、現在見し所、○中略、全文ハ天保元年、廣島氏日譚に、享和三年十一月、諸用有て、佐渡の國小木と云湊に滞留せしは、同十五日の朝なりしが、同宿の船がよりせし船頭と共に、日和を見んとて、近邊なるべし、丘へ出しに、船頭の腰にたれ、山半腹より上は峰あらはれたり、雨とも見えず、風になるとも見えず、我れ年來の如此天氣を見ずと、大にあ

やしむ、此時、廣島氏曰、是は雲のたるゝにあらず、地氣の上昇するならむ、予幼年の時父に聞る事有、如此は地震の徵也

甲

震災豫防調査報告第46号

と、片時も猶豫有べからずと、急ぎ旅宿の歸り、主に其由を告、此地後は山前は海にして甚危し、又來るとも、暫時外にのがれんと、人をして荷物など先へ送らせ、そことくに支度して立出ぬ、道の程四里許も來らんとおもひしが、山中にて果して大地震せり、地は浪のうつごとく搖て、大木など枝みな地に折ふしまろび、漸にのがれて去りぬ、この時小木の湊は山崩、堂塔は倒れ、潮漲て舍屋皆海に入、大なる巖満る涌出したり、夫より毎日小動して、翌年六月に漸々止りたりと

同三年三月四日己亥、江戸地震強シ、
(武江年表)

享和三年三月四日、暮六時過大地震、

文化元年六月四日辛酉、羽前、羽後兩國、地大ニ震ヒ、本庄城頽破シ、海嘯山ヲ拔キ、象潟ノ海、沒シテ平地ト爲レリ、

(續皇年代略記)

文化元年六月四日夜、至七日、羽州庄内、地大震、

(文化日記)

文化元年十一月廿九日、

六郷佐渡守○政速

領分、當六月七日之地震に而、城内櫓、門、塙、石垣等及大破、かにして知る哉と問しに、地震せんとする前は、穴の中地氣上升して、傍なる人もたがひに腰より上は唯濛々として不見、是を地震の徵とすと云ヘリ○下略

(温故年表)

享和三年癸亥十一月十五日、佐渡國羽茂郡小木ノ湊ニ大地震

アリ、魔風吹來リ、海裂ケ、大火事、不知死人數、海砂吹キ寄ル、高サ七八尺、如レ山、

○本書、三年癸亥に掲ぐるは誤れり、

(佐渡年代記)

文化元年壬子六月四日、出羽國大地震アリ、山崩、津波、人多溺死ス、山崩レテ象潟ヲ爲ス平地、

震災豫防調査會報告第十六號

甲

文化元年甲子年六月四日、夜地震、此時出羽邊甚しく、(象力)新潟な
ども變地に及ぶといふ、

文化四年二月廿一日、申刻、江戸地震、

同三年二月三日辛巳、是夜、江戸地震フ、
同七年一月一日丙辰、佐渡國地強ク震ヒ、餘震日
ヲ涉レリ、

〔續王代一覽後記〕

文化三年二月三日、夜寅刻、江戸地震、

同月二十五日壬寅、是夜、江戸地震フ、

〔續王代一覽後記〕

廿五日、夜丑刻、江戸地震、

四月二十二日己亥、江戸地震フ、

〔續王代一覽後記〕

四月廿二日、寅刻、江戸地震、

七月十四日己未、江戸地震フ、

〔續王代一覽後記〕

七月十四日、曉卯刻、江戸地震、

十月二十一日乙未、江戸地震フ、

〔續王代一覽後記〕

十月廿二日、申刻、江戸地震、

同四年二月二十一日癸巳、江戸地震フ、

〔續王代一覽後記〕

文化元年、三年、四年、七年、九年、十一年

文化九年正月朔日、佐渡國大地震、連日不止、

同九年二月五日戊申、京都地震フ、

〔泰平年表〕

文化九年二月五日戊申、快晴、申刻地震、

十一月四日癸酉、武藏國地強ク震ヒ、神奈川、程
ヶ谷、品川等諸驛ノ家屋破倒シテ、住民ヲ傷ヘ
リ、

〔師德卿記〕

文化九年二月五日戌申、快晴、申刻地震、

十一月四日癸酉、武藏國地強ク震ヒ、神奈川、程
ヶ谷、品川等諸驛ノ家屋破倒シテ、住民ヲ傷ヘ
リ、

〔泰平年表〕

文化九年十一月四日、江戸及近國、大地震、

神奈川、保土ヶ谷邊、殊に甚く、民家破倒、

〔武江年表〕

文化九年十一月四日、晝八半時大地震、所々土蔵毀れ、用水桶の水

傾、怪我人多し、家倒

同十一年二月五日丁卯、京都地震フ、

甲

震災豫防調査報告第十四六號

(師德卿記)

文化十一年二月五日丁卯、晴陰、申半刻許地震、入夜雨少、同十三年十二月十八日壬辰、是夜、豊後國臼杵、地震強シ。

(溫故年表)

文化十三年丙子十二月十八日、夜子ノ刻過大地震アリ、

文政二年六月十一日壬寅、伊勢、美濃兩國、地大震ニ、道路堤防等夥ク損シタリ、尋デ幕府、毛利齊灘、立花鑑賢、吉川經禮ニ命ジテ復舊ノ役ヲ助ケシム、是日、京都モ亦震ヘリ、

(實久卿記)

文政二年六月十二日壬寅、晴、未剋許地震甚、仍直爲御機嫌(竊脱カ)參院、人々參集、小時退出、

(二條家番所日次記)

文政二年七月十八日戊寅、曇、

加賀中將殿使者、名越三郎太夫、

先頃此表地震之處、御機嫌被爲障候儀も不被成御座旨、承知被仕、恐懼至極奉存候、依而以使者申上候事、

(泰平年表)

文政二年六月十二日、京都、及伊勢、美濃邊、大地震、(地震雜纂)五

○山田の分

弘剤、地震にあふ事二度也、文政二年六月十二日八ツ時の地震は、春木氏にて書を披き會讀せし半なり、彼家の長屋崩れ、其音おびたゞしく、其外家々破損多し、此時、桑名在金曲の一一向寺倒れ、入佛にて群集したる人多く死したり、しかしこ此度の如く數日に及ばず、たゞ一度而已なり、(全文ハ、安政元年六月十四日條ニ收メタ)

(文政日記)

文政二年十一月十九日、

御勘定奉行

古川山城守清氏

右者、濃州、勢州地震ニ、破損之場所、御普請御用取扱被仰付候旨、於新番所前溜、出羽守申渡之、

御勘定吟味役

館野忠四郎

右、同斷御用被仰付旨、於御右筆部屋縁頬、出羽守申渡之、十二月三日、

御勘定組頭

守屋權之丞

金三枚
時服二

御勘定吟味方改役
大岩龜太郎

甲

震災豫防調査報告第十六號

御勘定

市野彦三郎

長谷部惣吉

中尾左傳次

村井留之進

金二枚
時服二宛

請ニ相仕立、外請負人等ハ相渡申間敷候、且御普請中、竹木其外御普請之諸色、無謂高直ニ致間敷候、

右之趣、御料者御代官、私領者領主、地頭ヨリ、村々江不洩様可被申渡候、右之通、濃州、勢州村々之内、領分、知行有之面々江、可被相觸候、

十二月

支配勘定

村田林右衛門

三年四月廿五日、
別紙奏上、

水野出羽守殿御渡候御書付寫、

金二十兩

濃州、勢州地震之節、破損之場所、御普請爲御用、罷越候付、被下之、

右、於御右筆部屋縁頬、出羽守申渡之、若年寄中侍座、

三年五月廿六日、

(萩城主)

松平大膳大夫齊藤利

(柳河城主)

松平左近將監立花鑑賢

在邑付、以奉書達之、

(岩國領主)

吉川監物經

濃州、勢州地震ニ付、破損之場所、御普請御用被仰付之、

右、於出羽守宅、家來呼出、奉書達之、

[本丸廻狀留]

文政二年十二月十三日、

別紙奏上、

水野出羽守殿御渡候御書付寫、

御奏者番衆
寺社奉行衆

大目付江、

此度濃州、勢州地震ニ付、破損之場所、御普請被仰付候付、領分、知行之内、御普請有之候面々、爲御禮老中支配之分ハ、出羽守、若年寄中江可相越候、病氣、幼少之分ハ、名代、在邑ハ、飛札可差越候、

此度濃州、勢州地震ニ付、破損之場所、御普請被仰付候付、領分、知行之内、御普請有之候面々、爲御禮老中支配之分ハ、出羽守、若年寄中江可相越候、病氣、幼少之分ハ、名代、在邑ハ、飛札可差越候、

四月

右之通、可被相觸候、

(毛利山口家譜)

齊潤、文政三年庚辰五月廿四日、濃州、勢州破損地、營繕助役ノ命アリ、

[吉川岩國家譜]

監物經禮、文政三年十月、勢州、濃州地震破損所、普請金上納ノ命ヲ奉ズ、

同四年十一月十九日丙寅、岩代國大沼郡金山ノ谿谷鳴動シ、地大ニ震ヒ、家潰レ人畜死ス、越テ明年一月四日至リ、又地震ヒ、鳴動シテ止マズ、居民皆他所ニ移住セリ、

此度濃州、勢州地震ニ付、破損之場所、御普請之儀、見分目論見之外、追願増額、於場所願出候共、不取上寄ニ候間、決而願出間敷候、御普請所村々之儀ハ、掛役人差圖次第、諸事無差支、正路ニ御普請可被仕立候、御普請之儀、都而村

(甲子夜話)

會津侯ノ御領地、奥州大沼郡大石組ト云フ處、高四千石許リ、屬村十八九アリ、人員男女合三千六七百モ有リ、山谷間ノ村ナリ、此處、四年辛巳十一月十九日、地震強ク、家數百三十軒程震壞レ、大破小破三百軒餘、人若干死亡、牛馬モ損傷セリ、夫ヨリ打續キ、晝夜イク度凡ナク震リテ、其ユリヨウ、左右前後ニハ震ハズ、地上ニ突アゲ、又地下ニ突サグル如クニテ、山谷鳴動シ、山々裂崩、其アタリナル沼澤ノ沼ト云大沼、ヌケヌベキサマニ付キ、此沼周一里人々不安、殊ニ雪中ナレバ、諸人ノ艱苦一方ナラズ、侯ノ役人出張テ力ヲ盡ト雖モ、爲ン方ナク、領主ヨリ神社ニ令シテ祈禱セシメ、就中、土津社ニハ、別テ重祭アリ、翌月十二日頃ヨリ地震モ止ミ、鳴動モ靜ニナリ、諸人安堵ノ所、當五年正月四日、又々地震、去冬ヨリモ強ク、鳴動モ又盛シニテ、大石組ノ村々、人ノ住居成リ難キニ至リ、悉ク其民ヲ他處ニ移セリ、時ハ大雪、處ハ山谷、老少男女四千ニ近キ人ヲ取扱、并ニ牛馬等ノ始末マデ、困難云計ナシ、諸人雪ノ上ニ薦瘞或ハ蓆ヲ敷テ、日ヲ涉ル、此末イカニナルベキヤト、衆庶安堵セズトナリ、候ヨリ、御勘定所ヘ届ニ及ベリト云、

(松平容敬年譜)

文政五年七月五日、去冬南山御藏入大沼郡金山谷筋、地震鳴動シ、民家所々破壊傾倒いたし、死人、怪我人等も有之、田畠之損所も不少候に付、右村々爲御手當、家作被下金千五百兩、外に永年賦拜借金千兩、御下げ被下度旨、御預方々公儀御勘定所へ相伺候處、今日、御勘定所へ御預方役人御呼出之上、被下金之儀、伺之通には難申付、家作金千三百拾貳兩二分被下切之積、拜借金も永年賦には難相成、千兩拜借、來未年ヲ亥年迄、五ヶ年上納延に而、來る子ヲ寅迄、十五年賦返納之積御下知之旨、被仰渡之、

○容敬ハ文政五年、父容衆卒シ、立テ嗣トナレリ、容衆年譜闕ク、故ニ本年ノ事實ハ詳ナラズ、

同五年閏一月十九日乙未、膽振國有珠嶽火ヲ噴キ、傍近ノ地大ニ震フ、

(見聞雜記)

文政五年閏正月十九日、

日鑑寫、

善光寺役僧日記寫、

一夜八時頃より朝迄、地震三度許、

十七日、晴、

震災豫防調査報告第四十六號

一地震十四度、入夜三十度許、

十八日、晴、

一地震三十四五度許、

村田紋太郎參上、地震見舞、同人申候者、此度之地震、且去夏、トウヤ湖水餘程減じ候由、先年御山焼拔候節も同斷に候由、旁以御山燒出可申前標(表)之旨、古老之夷人共申之由、依之心支度致居候事、

一地震四四十度許、

十九日、晴、西タハ風、

一地震晝頃迄百度許、

一八時頃、御山夥敷鳴動ら、鳥居より三十間許西外側より火

吹出し、土煙を吹上げ、霹靂稻光之有様、消魂許に候、依之

大衆一同、安全之御祈禱致勤行、

本尊并什物、大切之書物等取仕舞、胴船江積入候事、

一役夷人共を始、銘々刀を拔放し、御山にむかひ祈候、夷女

共涕泣いたし、追々退散之様子、絶言語候事、

一アフタ詰合より、村田紋太郎を以、早々ブンナイ迄も御引

退可然旨口上、猶同人見届可申條被申付候由、

一早速古老之夷人を呼出し承り候處、先年も御山焼拔候節、

燒石砂等降り候由、依之山主并大衆等、乗船に而本尊を守

護し、先ブンナイ迄引取、田畠長太郎宅に而、漸く暫く見

合居候事、隨東一僧依願、寺に留り居候事、

一詰合重松伴右衛門入來、

一夜九時頃、御山又々如以前黒煙り吹出し、時々震動、相鎮り兼候様子に付、詰合差圖にて、ベンベ中飯所迄、引取候事、

一村田卯五郎家内三人、同船に而引取、

一詰合、并ウス會所家内之者、ソンベツ番家江被引取候事、

廿日、晴、

一曉七時、御山鳴動、晝に十倍、黒煙り覆ひて、霹靂稻光り、

恐敷事絶言語候由、

一了念佛、寺江立歸りに參り、

一如前日黒煙り時々吹上る、鳴動夥し、

廿一日、下り風、

一山主、寺江見廻りに御越、卯五郎へ御逢に而、詰合衆差圖

にて御用馬放し候に付、(立)絶而留守居、怪我等も有之候而者、

無詮事に付、早々ブンナイ迄も引退候様、頻に被勸候得

共、同人申聞候には、御用馬は放置候得ども、此節生草等

無之故、飼付置候既江歸り來り候故、何共不便に存じ、日

日飼料付遣候、依之留り居候得共、大變に相成候節者、引

退可申所存之旨、堅申募り、種々教示被致候得共、一切取用不申候に付、無據被打捨置候事、

廿二日、晴、下り風、

一曉七時頃より、御山より猛火吹出し、火之玉四方へ散亂する事、百千萬の流星を打上げ候如し、前山は一面に火に相成、燃上げ候由、

一此夜迄に、御山領、過半焼崩れ候様子、

一朝五時頃、了念房事、御山少々穩之様子見届、且佛像等有之、守護し持歸り可申と存、御闈を取、初に前山へ参り、山道より罷登り候處、小休所邊迄、重さ三四十貫目位之燒石

一了念房、寺江歸り、洗足致し居り候處、震動雷電、寺も動き渡り、御山、前に十倍大變に相成、麓休所之手前迄、黒煙り押出し、燒石燒炭(灰カ)、草木を燒拂候事、然共風之手宜、難を遁れ候事、モロラン支配人次郎右衛門伺に出、同處邊は風下故、灰五寸許も降積り、白晝に樺を焚候由、

廿三日、雨、

一御山煙之様子、少しは穩之由、然ごも地響き無止時、

廿四日、曇、

一アフタ詰合場所、見廻りに被相越候由、

一瑞龍歸る、了念來、御山、前日同斷、

廿五日、晴、

一彼岸に入、別時念佛開白、

一夷人駒助物語候には、親類老夷申候には、先年御山燒出しう十九日燒出しが候處より、二十間許西に而見渡し候處、中堂并地藏堂、觀音堂、燒岩砂にて埋り、跡方なく相成、元地藏尊安置之後口邊に候處に、見渡八九間四方之穴に相成、夫より大き四斗樽位之燒岩、幾千萬と云事なく、高さ三百尋

一夷人駒助物語候には、親類老夷申候には、先年御山燒出しう終りには、一面に火降り、其節は、タハ風に而、ヲサルベツ之邊、夷家不殘燒失致候旨、依之役僧詰合江罷越、佛具并に一切經什物等、荒増引取申度旨談候處、早速支配人共江可申付旨承り、退出、

一ウス總小使エイナブイラムクル、役夷總代として伺罷に出、御目通りにて被申渡候には、場所安全、此方にも日夜祈念候之間、其方にも打寄、カモイ呑致し祈候様被申渡、爲酒代青銅被下候事、

一此日は御山、煙りは少し薄く候得ども、^ニ震動は度々のよし、

廿六日、晴、下り風、

一詰合并箱館御使(著カ)は、山田辰五兵衛、場所見廻りに被相越候に付、役僧歸山候事、

一佛具諸什物等、取片付可申、留守居被申渡候事、詰合并同心衆、寺江入來、後口山岩屋にて見届候内、度々震動夥敷、黒煙りを吹上げ、岩石を吹飛し候事、聞よりは恐懼致し候、

一ユウブツ詰高麗林平より、使政藏を以、地變見舞、サルユウブツ燒灰降り、白晝闇き夜の如く相成候事、度々之由、

一詰合衆、同船にて、役僧并隨東、旅館江引取候事、

一入夜、頻に鳴動し、猛火燃上り候事、身之毛もよだち候由、

廿七日、晴、

一今曉御山、所々に百倍大變に相成、大石塔之邊迄、燒石降

り候由、

一胴船二艘にて、兩度道具類、ベンベ江廻し候事、一了念房來、

一山主、寺見廻りに被相越候事、隨東、瑞龍、瑞牛、了念、徳次、カモイチ、御供、

一此日、鳴動、黒煙り無止時、

一即日、山主御歸館、了念、徳次、依願寺に被留置候事、

廿八日、晴、

一隨東、辨龍、寺江罷越、疊障子類、臺所道具、胴船にて旅館江廻し候事、

一此夜、煙りは薄らぎ、猛火許盛に燃上り候事、

一今日、晝は黒煙り許、時々岩石を吹出し候由、

一重松伴右衛門、飯田五郎作、山田辰五兵衛入來、

一日沒、彼岸中日に付、西方念佛會、

一入夜御山之様子、前夜に同斷、

廿九日、曇、晝後雨、

一此日、御山、煙り餘程薄らぎ、唯震動許之由、

一白追場所支配人彦右衛門、伺に出、白追邊、廿二日八時頃、

茶碗程之石降り候由、

一入夜度々鳴動し、火勢強候由、

二月朔日、雨天、風巳午、

一朝六時半頃震動、勤行中、御山鳴動地響き、百千萬之雷電一時に落かるが如し、依之山主被抽丹誠、場所安全祈禱被致候事。

一和泉屋宇兵衛より、番人を以、只今遠目鏡を以見請候處、アフタ一圓黒煙り、海上まで押出し、火之手揚り候得共、ウス之邊は、別條無御座候様子、此段爲御安心御注進申上候、

一寺田佐與吉、田畠長太郎、村田榮之進、ブンナイより逃來、峙之下之邊迄、焼石降候由、アフタ之様子、一面に黒煙りにて難見分候由、

一德次、注進に來、今曉六半時、御山鳴動、前々に百千倍、燒灰猛火、前山一面に溢れ出し、見渡候處、ヲサルベツ邊より、ブンナイ邊迄、草木に至まで押倒し燒拂、アフタ一圓、和人夷人家不殘、一時に燒失致し、廣々たる野原の如くに相成、請負人茂兵衛、支配人杉之助、善五郎、白追支配人彦右衛門、夷人和人難見分體に燒爛れ、所々に轉泣叫居候得共、煙り深く、立寄りがたく、濱邊をつたへ、一線に走り來候、其外夷人、犬馬、水上之邊に至まで、數不知燒込可有之事、

一爲燒亡靈魂得脱、別時念佛開白、
と被存候、

一役僧、フンベツ江罷越、重松詰所燒失見舞、且寺臼塲所無別條旨、相届(參カ)兼る、

一了念房來、今朝寺後口山迄、猛火一面に押來候處、俄に大風起り、跡江吹戻り候處、無難之由、不思議に存居候處江、ウス會所番人嘉六、見舞に來り、申候には、只今之大風は、洞之入口より水を巻上げ、御山の方江急に吹出しど、同人(奇)も寄異之事に存候、

一了念、ウス番人同道にて、アフタ江參り候處、一圓に燃上り、煙灰吹立、咫尺も分り難く、濱邊江參り候得共、支配人松之助、總身燒爛れ、衣物は燒畢、裸身にて震居、水を乞候得共、流水、井戸共、燒灰にて埋り居候故、嘉六ウス迄水取に參り候、其内同僧着類を脱着せ、致介抱、最早命終之體に見受候間、念佛を勧居候處江、番人彌助を初め、追々走來、茂兵衛、善五郎、彦右衛門等、戸板に乗せ、引取候畢、一村田卯五郎、紋五郎、如何と見届等罷越候處、家は倒れ、盛に燃上り、寄り付難く、近邊にも見當り不申候、

一松之助、於アフタに命終る、
一茂兵衛、善五郎、彦右衛門、半死半生にて、當處迄引取り候事、
一茂兵衛命終、

震災豫防調査報告第十六號

一淺間丸船頭幸助、伺に處出る、同人儀、アフタ會所に罷在候處、震動雷電、會所度き渡り、倒れ掛り、戸障子もみなはづれ、一同に逃出候處、煙風に吹飛され、海中に入、石を抱き、漸く暫く沈み居、多く水を呑、餘り苦しく、息を繼可申と存、浮み上る處、天窓首筋迄焼爛れ、亦潛にウス之方江磯を傳ひ、海岸チャラキ石之邊より上陸いたし、あやうき命を助り、轉びくウス迄參り候由、

二日、雨、

一村田父子爲見届、戸澤儀七、牧士見習共、罷越候事、

一山主、アフタ燒亡靈魂御廻向之爲、被相越候事、瑞龍、響雲、了念御供、

一此日、御山煙吹出し候得共、地動き少し穩之由、

一彼岸別時結願、

一山主御歸館、

一善五郎命終、

三日、雨天、風干渴、

一今日より、并アフタ、ブンナイ邊まで、和夷人共不殘引拂、往來留候事、

一飯田五郎作入來、

四日、晴、

一御山、同夜大變之様子に候得共、峠を隔候故、一向不相分候、

五日、晴、

一役僧并隨東、響雲、了念、寺見廻りに罷越、即日歸館、震動無之候得共、黒煙り吹上げ候事、凡高さ七八十町も昇り候事、

六日、晴、

一夜明、鳴動する事兩度許、

一七ツ過時、黒煙り夥敷昇り、稻光り之様子、恐懼々々、

七日、曇、

一朝五時、同斷、暮迄煙り上り候得共、勢少し衰候様に相見へ候事、

八日、曇、

一朝より黒煙り吹上げ候事、度々、夜分同斷、

九日、晴、晝後雨、

一晝九時頃、大變之様子見受候、夜六半時大震動、稻光夥敷

候事、

以上

(泰平年表)

文政五年壬正月十六日より、十九日に至、奥蝦夷地大地震、

文政五年、七年、九年、十一年

五二〇

百五十餘度、

〔参考〕

〔北海道志〕

膽振國

有珠嶽、有珠郡ニ在リ、高三千四百二十尺、慶長十六年冬十月、噴火シ、後寛文三年七月十五日、文政五年閏正月九日、共ニ噴火シ、安政元年、又

少々噴
火ス、

佛寺

善光寺、有珠郡有珠村ニ在リ、大白山道場院ト號ス、淨土宗、鎮西派、增上寺末僧海莊開基、文化元年創立、境域四萬八百坪、本尊白座三尊彌陀金佛、津輕今別本覺寺五世曾貞典作、背文曰、享保十二丙午年正月二十五日、津輕祈願所善光寺十三世青蓮社禪譽上人知榮和尚、松前白山善光寺一光、三尊如來開眼、道場大願主上總國市原郡古敷谷村光明寺八世天慶社眞譽辨知領阿和尙トアリ、幕府ノ時、年々米百俵、及十二人口、俸金四十八兩ヲ給ス、明治七年、舊祿百苞ヲ改メ、遞減祿ヲ以テ給ス、

同七年一月十四日戊寅、京都地震フ、

〔二條家番所日次記〕

文政七年正月十日戊寅、晴、
一仙洞御所江御使、喜間太、地震に付、御機嫌御伺被仰上候事、

承萬里小路殿、取次速水伊勢介、

同九年、是春、江戸地數、震フ、

〔泰平年表〕

文政九年、此春、江戸地震數度、

甲

震災調査報告第十四六號

文政九年、春、度々地震、
是秋、江戸地數、震フ、

〔泰平年表〕

此秋、江戸地震數度、

〔武江年表〕

秋、又地震數度に及ぶ、

同十一年十一月十二日、戊申、越後國地大ニ震ヒ、蒲原郡三條、長岡、亘、見附、及ビ三島郡與板等、家潰レ、人畜多ク死セリ、

〔内廻狀留〕

文政十一子年十一月廿二日、御月番大久保加賀守様御退出江、御届書差出、

私領分越後國蒲原郡の内、當十二日卯下刻頃大地震に而、一ノ木戸村陣屋内、家居不殘相潰、即死人も有之、其外村村、同様の儀に而、怪我人等も數多有之由、相聞候得共、未確と相分り不申候旨、彼地詰家來共より申越候に付、先此段御届申上候、猶委細之儀、追而御届可申上候、以上、

十一月廿三日

松平錫

右に付、大目付石谷備後守様江も、同斷御届書寫差出、

十一月、

二三島郡脇野村、潰れ人家四十軒餘、死失人十人餘、怪我人多く、其外在々、右同様、同郡興板町、皆潰れ同様、漸く人家二十軒許り、寺三ヶ寺相残り候得共、是も潰れ同様、死失人七十人餘、怪我人數不知、其外在々、右同様、長岡町之儀は、潰家二十軒許りも有之候得共、無難同様、信濃川通り見附町、家數二百軒餘有之處、皆潰れ、出火、不殘燒拂、今町、家數同様皆潰れ、出火、内當支配所村々、其外村々十ヶ村、皆潰れ、出火も有之堤御面地大崩れ、割口より腐材木青泥吹出し、三條町皆潰れ、出火、不殘燒拂、出火之儀は、十二日朝五ツ時より夜入半時迄、死失人四百人、怪我人數不知、三條町より三四里東まで、數十ヶ村、皆潰れ、大地相割れ、材木青泥吹出し候儀は右同斷、村々死失人、怪我人、未不相知、信濃川西燕町、皆潰れ同様、死失人數相知不申候、近在村數十ヶ村、右同斷、西側彌彦山附村々、無難候由、彌彦より吉田町江道法二里、東吉田町、家數五百軒餘之處、百軒許りも潰、死失人相知不申候、新潟町、無難同様、寺泊より海邊は、格別之難も無之趣、其餘遠方之儀は、未風聞も無之候、右之通り風聞書取寫呈上候、以上、

出雲崎

文政十一子年

陣屋元

十一月十四日

町役人

文政十一子年十二月十二日、御用番松平周防守様江、左之通差出す、

先達而御届申上候、私領分越後國蒲原郡之内、二十七ヶ村、去月十一日夜より大風雨にて、翌十二日朝に至り、小雨風烈之處、卯中刻頃より俄に大地震致し、即時に一ノ木戸村陣屋内、長屋土藏等搖潰、其餘村々百姓家、寺社等、搖潰半潰等相成り、即死、怪我人、多分有之、同時内藤紀伊守領分、同郡三條町より出火、私領分之内、右家續村々、家居搖潰候後、類焼仕、其外川添村々之儀は、圍堤、割裂缺崩等に相成、且村方に寄、田畠割裂、青砂吹出し、道路割損候場所も御座候、右箇所、左之通、

一陣屋内長屋潰、

五棟、

一同土藏潰、

一ヶ所、

一同門潰、

一ヶ所、

一同物置潰、

一ヶ所、

一同長屋半潰、

一棟、

一同社半潰、

一ヶ所、

一同牢屋半潰、

一ヶ所、

甲 地震調査報告第十四六號

一同牢番小屋潰、	一ヶ所、	一即死人、	百四十五人、
一同構板塀大破、	所々、	男、	
一同鄉藏破損、	一ヶ所、	一怪我人、	
一同役藏破損、	一ヶ所、	一斃馬、	
一百姓家潰、	千百八十四軒、	百九十六人、	
一同潰之上類焼、	五百二軒、	百二人、	
一同半潰、	二ヶ所、	三疋、	
一土藏物置潰、	二十八ヶ所、		
一同潰之上類焼、	十ヶ所、		
一同半潰、	五ヶ所、		
一鄉藏潰、	三ヶ所、		
一同半潰、	五ヶ所、		
一寺潰、	七ヶ寺、		
一同潰之上類焼、	一ヶ寺、		
一同半潰、	五ヶ寺、		
一堂并拜殿潰、	四ヶ所、		
一同半潰、	四ヶ所、		
一高札場半潰、	一ヶ所、		
一堤割裂缺崩、	千九百五十九間、		
一江長九十間程搖埋、	一ヶ所、		

(甲子夜話)

十二月二十日

松平錫

御届申上候以上

右之通御座候段、彼地差置候家來之者共より申越候、此段

三疋、

百九十六人、

女、

内四十三人、

百二人、

男、

○戊十一月下旬、左右ノ人云フ、坊間ヲ高呼ノ賣リ行者アリ、小圖ヲ携フ、求メミレバ、越後國地動ノコトナリ、予廻取リテ見レバ、左ノ如シ、○圖ハナルホド其後モ都下往々コノ風説アリ、予ガ居所モ、其頃少シク地震セリ、思ヘバコノ日ニヤ、

又松前氏ノ老臣蠣崎某ノ義子伊三郎ナルハ、予ガ久シク知ル者ナリ、近頃來リ云フ、松前ノ商船、鮭、鱈ヲ多ク積ミ大船五艘、ソノ頃越後ノ海ニカ、リキシ所、皆行キ方ヲ知ラズ成リシト、サスレバ彼地ノ海中モ、波濤大ニ起リタルガユエニ、浮船モコレガ爲ニ漂搖シテ、遂ニ破裂セシカ、抑地面震スレバ、潮水モ亦激怒スルカ、

又予ガ内ニ、此地ノ東本願寺所縁アル者アリ、コノ本願寺ノトリ沙汰ハ、越後ノ便リ曾テナシ、サスレバ彼地東本願寺震壊ノトキ、寺内ノ僧俗、悉ク壓死シテ、申送ル者ナキ故ナラン、却テ同州他人ノモトヨリハ、地動ノ變ヲ云越セシ者モアリシト、

又予ガ方ニ、久シク出入スル匠ニ貞七ト云アリ、生國越後ノ者ナレバ、便ハナキヤト聞クニ、曰、某ガ在所ハ柏崎ト云所ナリ、此地ハ桑名侯ノ領所カノ東本願寺ハ、同國高田ニシテ、相矩ルコト二十餘里、然ルユエカ、頃ロ便リ來レル略ハ、十一月十二

日朝五ツ頃ヨリ地震シタルガ、コノ町方ハ、他ニ比ブレバ強キト云ニモアラズ、家居ユリ倒レタルコトハナク、所々土藏ノ壁落タルト云ホドナリ、ナレドモ井ナドハ、所ニヨリ底ヨリネバ土、或ハ沙ヲ吹アゲテ埋リタレバ、村方ナドハ、所々呑水ニ困レリト、

又鍋釜ヲ商買スル家アリ、コノ地動ノトキ、棚ヨリ上ゲ置シ物震墜ヨリオチテ、人モ器モ破創ノ者多カリシト、

又カノ本願寺本堂十二間四方、庫裡三十間餘、幅十何間、悉ク震倒シタレバ、其シタヨリ火發シテ、堂舍焼失スト、因テ京ヨリ輪番ノ僧侶、ミナ焚死スト、慘キコトドモナリ、又コノ本願寺ノ邊、或ハ新潟ノアタリハ、分ケテ震動シテ、

五百人餘ノ死亡、潰家ハ未ダソノ數ヲ知ラズ、

林子曰、今年ハイカナル凶年ゾヤ、參遠駿甲信及關東、各處洪水ノ殃アリテ、ソノ後九州風濤ノ變ハ、古今未會有ノ事ノ由、長崎在留ノ蘭人ドモハ、世界ヲ舟行スル者ドモナルガ、カ、ル大風ト云コト、西洋ニモ嘗テ聞ザルコト、評セリト云、人民ノ死傷、萬ヲ超シコトナリ、又北越ノ地震モ、メヅラシキ許ノコトノ由、是モ亦人ヲ傷リシコト、千ヲ以テ數フト云、太平ノ世、カク人命ヲ空ク損壊スルコト、歎ズベキノ甚キナラズヤ、

○續編二十一卷ニ、戊子年十月、越後國地動ノコトヲ言キ、後諸方ノ申狀ヲ見ルニ、聞シニモ勝レリ、其云々、コレ其略ナリ未ダ聞所アラズ、

私當分御預所、越後國三島郡脇野町村陣屋最寄之儀、當十一月十二日曉八時、大風雨、六時頃雨も相止、黑雲一圓天を覆ひ、自然震動之音相聞、何となく怪異之様子も御座候處、同日朝俄に大地震、遠近之鄉里、暫時に火煙を上げ、人之聲山林に響く程之儀、陣屋詰脇野町、吉岡村、上岩井村、多分之家數、即時に相潰、通路に瓦石を飛じ、即死、怪我人等有之候付、陣屋詰手代共、即刻爲取締出役、火之元嚴重に防方取計、先火災之患は相遁候得共、誠に不慮危急之天

災、漸命無恙免れ候者共逆も、家財悉く打碎、剩出來秋取入候米穀に至迄、不殘散亂いたし、引續十五日迄四日之間、日夜之震動不相止、假成無難建家之分も、震動之度毎に追々及潰、此上急變之程無覺束、家宅住居難相成、平野に逃去罷在、大勢之者共、當年之夫食は勿論、寒氣之凌方手當に差詰り、危難に迫り候次第、右は國中一體之事に候得共、重に三島、蒲原郡村々之内震動強、一村皆潰、即死、怪我人等多分に而、山附より里方は別而強、山附之村々、山崩立木根返り、里方村々、大地割破れ、砂水吹上げ候村々も數多有之、其外脇野町村最寄、私領、寺社領村々之内、一村皆潰之上、出火にて多分之潰家數(衍カ)悉く焼失、人馬怪我夥敷有之趣、且脇野町村陣屋之儀も、悉く大破におよび候儀之旨、彼地詰手代共々申越、變事不容易儀に奉存候、委細之儀は、追々可申上候、先右之段御届申上候、以上、

子十一月廿日

御代官

野田斧吉

子十二月二日

御代官

一ヶ寺

子十一月廿七日、御用番大久保加賀守様御退出江差出、越後國三島郡之内、私領分、去る十二日辰中刻、地震強、所所割、潰家、怪我人、即死、左之通御座候、一七日市陣屋役所半潰、一同半潰長屋、二棟、

一同破損、一百姓潰家、一同破損家、一土藏破損、百三十六軒、三十四軒、四ヶ所、十五棟、

一同半潰土藏、在中、一潰家、一半潰家、五十五軒、五人、内男三人、女四人、六人、内女三人、一怪我人、一即死人、一怪我馬、一疋、

三十軒、内燒失家
二軒

五十五軒、

五人、内男三人、女四人、

六人、内女三人、

一怪我人、

一即死人、

一怪我馬、

一疋、

右之外、及大破候人家、數多有之候旨、同所差置候家來共々申越候間、此段御届申上候、以上、

十一月廿七日

松平山城守

子十二月二日、御用番松平周防守様江御届、

越後國蒲原郡之内、井栗村外五ヶ村、高二千三百石餘之塙所、去月十二日辰中刻地震強、潰家、破損所、怪我人、左之通、

一寺潰、

一ヶ寺、

一同破損、

一ヶ寺、

一百姓潰家、

一ヶ寺、

一同破損家、

一ヶ寺、

一土藏破損、

一ヶ寺、

一板藏潰、

一ヶ寺、

震災調査報告第十六號

一物置小屋潰、	三十九ヶ所、	一半潰、	一棟、
一郷藏破損、	二ヶ所、	一同役所大破、	一ヶ所、
一即死、	十五人、内男六人、女九人、	一同土藏大破、	一ヶ所、
一斃馬、	一疋、	一同作事小屋大破、	一ヶ所、
右之通御座候、尤同國同郡館村陣屋并在町共、致地震候得 共、別條無御座旨、在所役人共々申越候、此段御届申上候、 以上、	子十二月十六日、御用番松平周防守様江差出之、	一潰家、	一千三百五十一軒、
先達而御届申上候、私領分越後國蒲原郡三條、去月十二日 辰刻地震強、其上出火に而、陣屋門長屋土藏等搖潰、又は 半潰に相成、三條町并同郡之内五十五ヶ村、三島郡之内十 五ヶ村、寺社町家百姓家等、搖潰、或半潰、或は燒失に而、 死人、怪我人、數多御座候、且堤破損所、山崩、田畠割裂候 場所も多分御座候、潰家其外箇所、左之通、	一土藏、板藏、雜藏、小屋潰、	五百七十八軒、	五百五十九ヶ所、
一陣屋門潰、	一同半潰、	百五十八ヶ所、	百五十九ヶ所、
一同長屋潰、	一郷藏潰、	十四ヶ所、	十ヶ所、
一同半潰、	一寺院潰、	一ヶ所、	二ヶ所、
一同長屋潰、	一鐘撞堂潰、	二ヶ所、	二ヶ所、
一同大破、	一同大破、	十ヶ所、	六ヶ所、
一同大破、	一堂社潰、	二ヶ所、	四ヶ所、
一同大破、	一庵室潰、	六ヶ所、	八ヶ所、
一往還道崩、	二ヶ所、		
一橋破損、	二ヶ所、		
一川除石刎大破、	四ヶ所、		
一同圍糀藏潰、	八ヶ所、		

震災豫防調査報告第十四六號

一堤通破損、	七千九百五十三間、
一山道崩、	千五百間、
一山崩、	十八ヶ所、
一惡水下江筋埋、	三百五十間、
一用水溜堤破損、	四ヶ所、
一用悪水路門樋破損、	二ヶ所、
一高札塲焼失、	一ヶ所、
一燒失家、	七百六十六軒、
一土藏、板藏、雜藏、燒失、	二百七十四ヶ所、
一寺院燒失、	五ヶ所、
一同鐘撞堂燒失、	一ヶ所、
一死人、	二百七十八人、
一斃馬、	<small>内男百四十六人、女百三十二人、</small>
一怪我人、	四百七十四人、
一死人、	六疋、
上候以上、	
十二月十六日	内藤紀伊守
子十二月廿日、牧野備前守様、以奉札左之通爲御知、	
一堤倒、	九十三間、
一御城外御門大破、石垣崩、袖塲倒、一ヶ所、	
一冠木門破損、	

右之通御座候段、彼地差置候家來共々申越候、此段御届申

上候以上、

震災豫防調査報告第十四六號

甲

一石垣崩、	五十七間、	一藏所大破、	七ヶ所、
一柵倒、	二十一間、	一番所大破、	三ヶ所、
一御城外住居破損、	一ヶ所、	一高札塲大破、	六ヶ所、
一役所破、	三ヶ所、	一鄉中潰家、	三千四百五十二軒、
一圍糸藏潰、	一棟、	一同大破家、	四千四百三十九軒、
一御家中潰家、	廿七軒、	一同潰長屋、	五百三十軒、
一大破家、	百廿軒、	一同潰土藏、	廿八軒、
一潰土藏、	貳戸前、	一同大破土藏、	一百七十三戸前、
一大破土藏、	十六戸前、	一同潰雜藏、	十八戸前、
一足輕、中間、潰家、	百六十三軒、	一田畑荒所、	九百五十五町七畝步餘、
一大破家、	三十六軒、	一道筋大破、	二千七百三十三間、
一社大破、	三十四、	一圍堤大破、	一萬四千二百九十六間、
一鳥居大破、	廿八ヶ所、	一桶水道大破、	廿ヶ所、
一潰社家、	三軒、	一用水江埋、	四十三ヶ所、
一社家大破、	三軒、	一同溜池大破、	一千萬五千九十九間、
一同大破、	三十二ヶ寺、	一山崩、	五百五十五ヶ所、
一御城下町潰家、	四十三ヶ寺、	一倒木、	五千八百四十五本、
一大破家、	十五軒、	一落橋、	五十五ヶ所、
一大破土藏、	四十四軒、	一橋大破、	七十一ヶ所、
	三百八十戸前、	一信濃川岸柵崩、	八百十三間、

震災豫防調査報告第十四六號

一死人、	四百四十二人、	一學問所大破、	一ヶ所、
一怪我人、	五百五十二人、	一稽古場大破、	一ヶ所、
一怪我馬、	四疋、	一作事小屋大破、	一棟、
右之外、地裂、砂埋、山崩等に而、所々致變地候場所も有之		一材木小屋半潰、	一ヶ所、
候段、御用番様江御届書被差出候、右爲御知御座候由、		一御廄大破、	二棟、
子十二月廿三日、御用番周防守様江差出之、		一家中長屋潰、	一ヶ所、
先達而御届申上候、私領分越後國三島郡與板居所、并荔羽		一物置潰、	一ヶ所、
郡、蒲原郡亘町共、去月十二日地震に而、所々地割、住居向		一焰硝藏大破、	一ヶ所、
大破、其外潰家、人馬損等取調候處、左之通に御座候、		一御構内所々地割、	二棟、
一住居向不殘大破、		在、町、左之通、	一ヶ所、
一堀土手拔崩、	五ヶ所、	一即死人、	百六十人、
一柵倒、	廿五ヶ所、	一怪我人、	七十六人、
一門大破、	七ヶ所、	一潰家、	六百廿軒、
一石垣崩、	十九ヶ所、	一同燒失、	十七軒、
一土壙崩、	六ヶ所、	一潰長屋、	一棟、
一板塙大破、	三ヶ所、	一半潰家、	三百七十三軒、
一番所大破、		一大破家、	五百七十軒、
一吟味會所大破、		一大破家、	一ヶ所、
一武器藏大破、		一神社半潰、	五ヶ所、
一土藏大破、		一堂社大破、	二軒、
		一寺庵半潰、	

一寺庵大破、	十五軒、	一千百四十三軒、
一社家大破、	三軒、	一百五十九軒、
一土藏潰、	十ヶ所、	三百七十一軒、
一土藏大破、	九十六ヶ所、	三百廿一軒、
一鄉藏半潰、	二ヶ所、	三軒、
一高札塲潰、	三ヶ所、	一潰燒家、
一即死馬、	七疋、	一半潰家、
一穢多家潰、	一軒、	一破損家、
一同潰家燒失、	一軒、	一水押家、
一山崩、	三十三ヶ所、	一潰宮、
一土手往還、并所々地割、	幅五六寸位、七尺位迄、	一潰寺、
一川缺、	六百五十間餘、	一半潰同、
右之通御座候段、彼之地差置申候家來共申越候、此段御	一山崩、	一潰藏、
届申上候、	一川缺、	一山崩、
十二月廿三日	井伊右京亮	百五十一ヶ所、
堀丹波守様より以奉札爲御知申來、	一道崩、	二千五百間程、
丹波守様御領分、越後國蒲原郡見付驛、并下田郷近邊、去	一田畠所、	三千四百七十五間程、
月十二日辰中刻、地震強、處々破損等、左之通、	一惡水吐底樋損、	千三百三十九間程、
一高札塲潰、	一堤拔落、	七ヶ所、
一同大破、	一江筋潰、	二千三十八間程、
一ヶ所、	一千三百三十人、	三十六町七反五畝廿三步餘、
一怪我人、	二百廿六人、	内男八十八人、女百四十二人、

甲

震災豫防調査報告第十四六號

内男八十七人、
女百三十九人、

一潰寺、

一半潰寺、

一破損寺、

一潰庵、

二軒、

一潰堂社、

一燒失家、

一潰土藏、

一燒失土藏、

一潰板藏、

一橫死人、

一燒死人、

一怪我人、

一怪我人、

一斃馬、

一怪我馬、

一斃馬、

内男九人、
女十八人、
百三十六人、
内男七十二人、
女六十四人、

右之通御座候、尤城内別條無御座候、此段御届申上候、以

五百四十四軒、

正月九日

溝口伯耆守

一斃馬、
 一潰家、
 一半潰家、
 一破損家、
 一田畠地割砂吹出場、
 一堤破損、
 千六百六十軒、
 七百十五軒、
 上、

右之外、在中所々破損、一體之儀に而、田畠御損毛不少、尤
 御在所、近在共、破損も有之候段、御届書、御用番様江被差
 出候之旨、爲御知申來、
 文政十二丑正月九日、御用番松平和泉守様江差出之、
 口上之覺、

私在所越後國蒲原郡新發田領、去十一月十二日辰之刻、地
 震強、潰家、死失怪我人等も御座候付、同月、御用番大久保
 加賀守殿江、先御届申上置候、然處城下カ廿里餘隔候場所、
 其上潰家、堤破損等過半之儀、窮民手充等に而、巨細之取調
 出來兼、御届之儀、年越に相成候段、舊曆廿九日、御用番松
 平周防守殿江申上置候處、此節申越候趣、左之通、
 一高札場潰、
 一ヶ所、

丑二月廿五日、御用番水野様江差出之、

去子十一月、私領分越後國蒲原郡三條、地震其上出火に而、

陣屋、其外破損箇所、并村々潰家、燒失家、堤破損所、死人、怪我人等取調、同十二月、御届申上候處、其節行衛不相知、

散亂仕候者共、其砌通路難相成場所等有之、此節追々立戻り候處、右之内怪我人等有之、或は當春雪解に相成、死亡之者見出、又は堤破損之箇所も有之候付、巨細取調候處、先達而御届申上候外、猶左之通相増申候、

一堤通破損所、

五千三百間、

一死人、

九人、内男六人、女三人、

一怪我人、

七百四十六人、

右之通御座候段、彼地差置候家來共々申越候付、此段猶又

御届申上候、以上、

二月廿五日

内藤紀伊守

舊臘、御用番周防守様江同文言之内、

申越候付、其段水野出羽守様江御届申上候、去年御届申上置候儀も御座候付、此段申上置候、以上、

二月廿五日

内藤紀伊守

以上ノ所錄、堂宇居屋城櫓ノ壞損ハ、ニ、ニ算セズ、死亡スル者千四百四十三人、怪我人二千四百九十五人、斃牛馬

五十疋、實ニ天災ナル哉、

(大地震曆年考)

文政十一年十一月十二日、越後國長岡邊大地震、

越後國三條より返輸之寫し、

御見舞御狀相届、早速御返事差上可申處、延引仕、如仰追向寒之砌御座候得共、其御表無御別條、拵此度當所大地震爲御尋、松魚一箱、御惠投被成下、御深切之段、忝存候、

拵霜月十二日朝五ツ時頃より、夥敷致震動、大地震ゆり出し、夢中にて、家内表裏も這出し、居宅土藏、微塵に相成候上、近邊も出火にて、一時之煙と相成、脊骨肩腰頭等うたれ候人々、中には目鼻口も血を吐ながら、遁れ出んと、

狂氣の如く苦み堪果、手負死人其數不知、何れも逃出しき、先地面割、砂を吹上、老若男女とも足を挿み、泥水を吹出し、往來成兼、風は烈敷、其上火之粉を吹立、火煙を冠り、

東西南北へ逃行、恐敷事、前代未聞之事に御座候、村上、新發田、與板、長岡、村松、桑名、會津、高崎、其外御領之御陣屋、御旗本衆、思々に御手當被成下、難有事に御座候、空曇り、雪降出し、寒氣相増候故、小陰(陰)も無之、たゞみ候事も成兼、追々風吹凌事あたはず、目も不當次第に御座候、下拙家内は不申及、親類共迄、怪我人一人も無御座候、御安

甲

震災豫防調査報告第十四六號

文政十二年

心可被下候、御見舞松魚、各爲配當、御陰様にて元氣相増、
御深慮之段、不淺難有奉存上候、先荒增御返事旁奉申上
候、いづれ出府之砌、萬々御禮可相述、早々如此御座候、恐
惶謹言、